

337

著吉佑上白

277

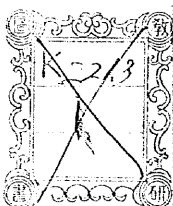
書科教科民公本日中

書考參授教



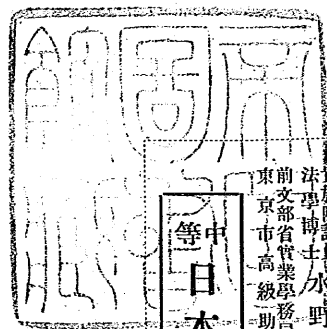
京 東

社會式株書圖本日大



K221.31

1



教授參考書

中等日本公民科教科書 下卷

貴族院議員 水野鍊太郎先生校閱
前文部省實業學務局長 白上佑吉先生著
文部省檢定濟
中學校、師範學校用



東京大日本圖書株式會社

新制文部省検定済の魁

◆検定済御通知◆

採用御決定の上は、直に御通知を切望致します。
(尚検定済の見本は御申越次第急呈す。)

昭和六年三月廿三日 文部省検定済 中學校 公民科用

貴族院議員 法學博士 水野鍊太郎先生校閱
前文部省實業事務局局長 白上佑吉先生著
東京市高級助役 著 「教授參考書附」

中等日本公民科教科書

全上 六年度臨時定價
二冊 上巻 金八拾五錢
下巻 金七拾參錢

發行所 東京市京橋區 銀座一丁目五 大日本圖書株式會社

●文部省の御指示に依り面目を一新し、上記日附で文部省検定済の指令に接しました。

●本書こそ公民科の模範教科書として御採用を御奨めする確信を得ました。

●公民科は修身科ではありません。立憲自治の國民を養成すべき特別の使命をもつて居ります。

●……共存共榮の基礎に立つて……先づ之を念頭に置いて御批判を願ひます。

●從來の法制經濟と異なる點は道德的基礎に立つて實生活に適する法制經濟及社會上の智識を授け

徳性を養ふに在る。此の教科書が此趣旨に合して居るか否かは検定済の御朱印が之を物語る。

凡例

一 公民科を教授せられる諸氏は法制經濟の専門家であるから教授參考書に於ても尋常の法制上經濟上の知識を管々しく述べる必要がないと思ふ。斯様な知識は又夫々の専門書に就く方が便利である。であるから此の教授參考書では教授の際動もすれば逸し易い事項や、教科書の内容中教授者の専門外に涉ると認められる事項や、教授上の注意事項を中心として説くことにした。

一 随つて本書の内容を脈絡ある一卷の書籍として見るのには餘りに不十分であることを諒とせられたい。

一 今少し詳細な教授參考書を上梓する考であつたが、匆卒の際とて白上先生に於ても餘裕がなかつた。他日を期して必ず其の目的を達成したいと思ふ。

凡例

一本書は白上先生の口授を基本として編述したもので、先生としては意に充たないことと思ふ。けれども此の際としては己むを得ないことを讀者は諒とせられたい。尙ほ編纂上につき大方の示教を賜らば幸である。

編者

緒言

一 中學校學科改正が先年文政審議會に諮問されたとき公民科が始めて學科制度の上に擡頭して來た。その際文部當局の原案は修身公民科となつてゐたのである。そこで世間では公民科は修身と同様の學科であると推量した。尤も當時は爲政者教育家の間でも公民科の性質内容につき必ずしも一致の意見を缺いてゐた感があつたから己むを得ないことと思ふ。修身と公民科とを合併して一學科の中に包擁したからとて同一の内容を方面を換へて述べるのだと合點するのには餘りに早い。國語と漢文を一學科とされてゐるのは未だしもだが從來は物理と化學とが一學科とされてゐた。新制度では更に範圍を廣くし、之に博物まで加へて理科となつた。けれども此等の一學科に包擁された博物が物理又は化學と同一であると考へる者は無いと思ふ。唯此等の間には共通の部分があるから一學科として融合を圖らむと努めるだけである。修身と公民科との關係も之と同様で全然分離して考へることは出来ないから、相互に聯絡裨補して全きを得べきものである。けれども修身には修身の使命があり公民科には

公民科獨特の使命があることを忘れてはならぬ。

一 中學校・師範學校の學科目改正要旨^(昭和六年 文部省訓令)に公民科新設に就て

從來ノ法制及經濟ハ其ノ教授ガ概シテ法制及經濟ノ專門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ、今回之ヲ廢シ新ニ公民科ヲ設ケテ立憲自治ノ國民トシテ必要ナル教養ヲ與フルコトトナセリ。公民科ニ於テハ法制上、經濟上及社會上ノ事項ニ關シ之ガ事實的説明ヲナシ、以テ道義ニ歸結セシムルヲ旨トシ修身、國語、歴史、地理、實業等ノ諸學科ト聯絡裨補シテ其ノ教授ノ效果ヲ全ウセンコトヲ期スベキノミナラズ、訓練ト相俟チテ公民的德操ノ涵養ニカムベキナリ。修身ト公民科トハ各獨立ノ學科目トナシタルモ兩學科目ハ極メテ密接ナル關係アルモノナルヲ以テ修身ヲ兼ね修メテ之ガ知識ノ豊富ナル教員ヲシテ公民科ノ教授ニ當ラシムルハ極メテ望マシキコトニ屬ス。

と書いてある。又中學校令施行規則第六條に

公民科ハ國民ノ政治生活、經濟生活並ニ社會生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知徳ヲ涵養シ、殊

ニ憲法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシメ、公共ノ爲ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ氣風ヲ養ヒ、以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス。

公民科ハ憲政自治ノ本義ヲ明ニシ日常生活ニ適切ナル法制上、經濟上並ニ社會上ノ事項ヲ授クベシ

とある。之を見れば前に述べた所は略氷解されるであらう。

一 修身と公民科とは同しく家に關すること、神社・宗教に關すること、國交や社會改善のこと等を述べても、述べ方究め方が異なるのである。兩者の區別を無視し特色を無視して同じやうな態度を以て望んでは、修身の外に公民科を設けても實益がない。さればと謂つて公民科が全然法律學經濟學になつてしまつては如何に教授要目通りに教材を排列しても難然たる知識の授與に終り、從來の法制經濟より劣るとも優つた所はないことになるのである。こゝが公民科教授の困難な所である。

例へば修身の教授要目には、家・生・活なる一項があつて、家・祖先・孝行・夫婦・友愛・親族等に就て道徳を教へるのであるが、公民科の教授要目には我が家なる一項があつて、家庭生

活、我が國の家族制度、戸主・家族、親族・婚姻、戸籍・相續に就て制度の上から社會生活の基調を爲す所の我が國の家を述べ、道德と制度・愛情と制度・家の秩序と制度等の關係を明かにして行くのである。又修身の教授要目には國際生活の一項があつて國際親善、國際協力、外國人との交際に就て道德を教へるのであるが、公民科の教授要目では國交の一項があつて國交、條約、國際協同、國交と國民との關係に就て制度上政治上の立ち場から國際生活に關する知徳を涵養するのである。されば例へば國交と國民なる題下に述べるとしても修身とは述べ方が異つてゐる。本教科書の態度は下卷第八十八頁乃至第九十頁を見れば其の趣旨が明かである。以上は兩學科の教授上の態度に就て一例を述べたに過ぎないが、之を以て他を推量せられたい。

修身では國民道德の基調として國體・忠孝一致・忠君愛國・敬神・崇祖を説き又家族制度等を説くのであるが、公民科では制度の上から折に觸れて此等の國民道德を明かにする。國體・忠孝一致・忠君愛國に關することは國家、皇室と臣民、神社等の項に於て、

敬神・崇祖に關することは神社の項に於て、家族制度のことは主として我が家の項に於て、説くのであるが、其の他の所でも折にふれて説き得る場所が多い。敬神・崇祖のことを説いても修身と公民科とは説く方法が異つてゐる。本教科書上卷第八十三頁乃至第八十六頁及び本教授參考書上卷第二十八頁乃至三十四頁の如き教材を以て説けば公民科としての特色を發揮することになるのである。若し修身に於て此の内容にまで這入つて説く教科書が有りとすれば、公民科の設置がなかつた時代に於て、修身科に公民科的教材を多分に加へ之を公民科化して教へんとする一派教育者の意見に基くもので、新制度に於ては採用すべからざるものである。此の主張は公民科設置と共に修身教授要目に大改修を試みられたことに依つても強められる。

一 公民科は學理的に墮せず、成るべく實際生活に基き、日常の事例に依つて教授する方が興味もあり又役にも立つ。教科書も成るべく此の態度を持する必要があるが、日常生活の事例を捕へ社會の出來事を適當に引用することは教授者の任務である。唯經濟上の出來事などを引用して教授する際には皮相的な觀察に陥り易いから深く注意せねばならぬ。

一 公民科の教授に何等の感銘もなければ本科の教授は失敗に終ることを深く留意せねばならぬ。さるにても教科書の責任は一層重大さを感じる。一行讀めば一行の感銘があり、一頁讀めば一頁の感銘を學習者に與へるものでなければならぬ。美辭麗句を羅列した教科書は車中・船中の讀物として徒然を感むるには十分であるが、これが單なる常識的の叙述に止つたり、急所にとどめを刺さぬ平凡なものであつては、讀み終つて何等の感銘もない。教授も之と同一である。教科書は簡節であつて欲しい。厭きもせず何時も變らぬ味に其の本領がある。

中等日本公民科教科書 教授參考書 目次

〔上 卷〕

〔檢定済第一版用〕

凡 例(一三)……………上卷目次(一四)……………下卷目次(一四)……………緒言(一六)

第一章 人と社會

①人と社會(一)……………②社會の發達と國家(二)……………③野蠻蒙昧の社會(二)……………④社會の發見(三)……………⑤共存共榮と社會連帶(三)

第二章 我が家

①一家(四)……………②人格・行爲能力・行爲無能力等(五)……………③戸主及び家族(六)……………④親權(七)……………⑤後見(七)……………⑥親族會(八)……………⑦婚姻(九)……………⑧相続(一一)……………⑨遺言(一二)……………⑩戸籍(一四)

第三章 一家の生計

上卷 目次

上巻 目次

11

◎一家の生計(一七)……………◎收入(一七)……………◎蓄財(一七)……………◎消費(一八)……………◎生計費の分類(一八)……………◎財産(二一)

第四章 職業……………二四

第五章 教育……………二五

◎明治維新直前の庶民教育(二五)……………◎明治維新直前の學校教育(二五)……………◎教育準備時代(二六)……………◎教科書挿畫(二七)……………◎維新前の社會教育(二七)

第六章 神社……………二八

◎催神の大道(二八)……………◎神社(三〇)……………◎神社の財産(三二)……………◎神社の職員(三三)

第七章 宗教……………三五

◎總説(三五)……………◎信教の自由(三五)……………◎教派神道(三五)……………◎佛教(三八)……………◎基督敎(四〇)……………◎教授上の注意(四〇)

第八章 公安……………四二

◎警察(四二)……………◎公安(四四)……………◎災害防止(四六)……………◎公衆衛生(四六)

第九章 地方自治……………四七

◎地方自治の沿革(四七)……………◎地方自治(四九)……………◎我が郷土(五一)……………◎本章取扱上の注意(五一)

第十章 市町村……………五三

◎市町村の構成(五三)……………◎市制町村制の施行地域(五三)……………◎住民(五四)……………◎議員選舉(五六)……………◎市町村長の職務權限(六〇)……………◎市役所・町村役場(六二)……………◎市町村長(六三)……………◎固有事務と委任事務(六三)……………◎市參事會員(六四)……………◎市町村の財産(六四)

第十一章 府縣並に北海道……………六五

◎府縣及び北海道(六五)……………◎府縣會(六五)……………◎府縣廳(六六)……………◎府縣の財務(六六)◎市町村と府縣との自治の範圍の差異(六七)……………◎教授要目(六七)

第十二章 農村と都市……………六六

◎農村生活と都市生活(六八)……………◎農村の開發(六八)……………◎本章の教授と公民科教授の態度(七二)……………◎都市の改善(七二)

上巻 目次

11

第十三章 産業

- 生産の要素と本教科書の編成要領(七四)……………○産業と國民經濟(七四)……………○企業の組織の
説明と本教科書の編成要領(七五)……………○企業の統制(七八)……………○農業(七九)……………○工業
(八三)……………○商業(八六)……………

第十四章 貨幣及び金融

- 貨幣(八八)……………○信用(九〇)……………○物價(九一)……………○金融機關(九三)……………

第十五章 交通

- 交通と文化(九五)……………○交通機關(九五)……………○交通道德(一〇〇)……………

……………(上巻目次終)……………

中等 日本公民科教科書 教授參考書 目次

〔下 卷〕

〔検定済第一版用〕

第一章 國家

- 人類と國家(一〇一)……………○國家の要素(一〇二)……………○本章に於ては國體と政體との區別
(一〇二)……………○デモクラシーの國家(一〇二)……………

第二章 皇室と臣民

- 憲法第一條(一〇四)……………○攝政(一〇四)……………○天皇の大權(一〇四)……………○挿畫(一〇四)……………

第三章 立憲政治

- 立憲政治の淵源(一〇六)……………○我が國體の精神(一〇八)……………○權力の分立(一〇八)……………
○國籍(一〇九)……………○參政權(一一〇)……………○臣民の權利(一一一)……………○納税の義務(一一一)
○臣民の權利義務の特例(一一二)……………

下巻 目次

第四章 帝國議會

- 權力分立政治と國論政治の發達(一一三)……………○貴族院議員定員(一二三)……………○衆議院議員(一二四)……………○帝國議會の權限(一二五)……………○衆議院議員選舉(一二九)……………○帝國議會の作用(一二三)……………○政黨(一二五)

第五章 國務大臣及び樞密顧問

- 國務に關する憲法上の補弼機關(一二七)

第六章 行政官廳

- 行政(一二九)……………○行政官廳の分類(一三〇)……………○官吏(一三二)

第七章 國法

- 國法(一三三)……………○權利と義務(一三四)……………○成文法と慣習(一三五)……………○法律と道徳(一三六)

第八章 裁判所

一三八

- 司法(一三八)……………○裁判所(一三八)

第九章 國防

一四二

- 國防(一四二)……………○國防方針(一四三)……………○世界大戰前の國防と其の後の國防(一四三)……………○我が軍の統帥と軍備の現狀(一四六)

第十章 國交

一五四

- 國交(一五四)……………○昔の外交と今の外交(一五四)……………○國際共同(一五五)……………○國際聯盟(一五六)

第十一章 財政

一六二

- 財政(一六一)……………○歳入歳出(一六一)……………○豫算及決算(一六三)……………○國民負擔の輕重(一六三)……………○租税(一六四)……………○國稅(一六七)……………○地方稅(一七二)……………○納稅(一七四)……………○官業(一七六)……………○公債(一七七)

第十二章 我が國の産業

一七九

- 教授上の注意(一七九)……………○我が國民の職業(一七九)……………○我が國の耕地面積(一七九)……………

下巻 目次

下巻 目次

四

……④工業(一八二)……⑤我が國の貿易(一八二)……⑥資源の開發(一八二)

第十三章 人口と國土

一八五

⑦人口(一八五)……⑧面積(一八七)……⑨海外發展(一八七)

第十四章 社會改善

一九〇

⑩社會問題(一九〇)……⑪社會政策と社會事業(一九一)……⑫社會改善(一九七)⑬教授上の注意(一九七)

第十五章 世界と日本

一九六

⑭人類文化の發達(一九八)……⑮文化の發達と國家(一九八)……⑯我が國の文化(一九八)……⑰東西文化の融合(二〇〇)

……(下巻目次終)……

中 日本公民科教科書 教授參考書

〔上 卷〕

〔檢定濟第一版用〕

第一章 人と社會

①人と社會 人は絶對に孤立して生存することが出来ない、如何に仙人生活・隱遁生活と謂つても仔細に觀察すれば、衣食の關係や思想生活等に於て過去又は現在の社會と交渉を有つてゐる。

社會は共同生活であるから二人以上無ければ成立しない。小は夫婦の共同生活より大は一國全世界も亦社會である。

社會には大體血縁・地縁及び社縁の三類型がある。此の内でも自ら自然的と人爲的との區別はあるが、人爲的社會は文化の發達につれ益々複雑になるものである。

②社會の發達と國家 人類始原の社會は一定の住所もなき所謂徘徊群であつて其の群は長老と認められる人に付き纏ひ食を求めて右往左往してゐたのである。性的共同生活が始り夫婦の關係

が一定してくると、家と謂ふ親子兄弟を加へた共同生活體が出来来る。家が結成されると自然に其の統率者が出来る。之が繁榮して來ると自然に氏族といふ家の延長をなす共同生活體が生れ、これには又族長を生ずる。

氏族が更に大きくなつて種族・民族といふ如く發展する。團體が斯様に擴大されると相當整つた統制がなければ共同生活の秩序平和を保つことが出来なくなる。斯様な統制力が強く作用して相當整備した政治組織を有するに至つたものが國家である。であるから國家の成立は共同生活に伴ひ自然に連るべきもので、人類は國家に依つてのみ生存の目的を達することを得るものである。之を要するに國家は人類の理想を實現するに缺くべからざるもので、國家の成立は人類共同生活の自然の道程である。

【備考】

教授要目に國家の重要意義 といふ一項を設けてあるのは教授の順序が社會の單位たる家から説き起し、次學年でなければ國家のことに及ばないから、最初に於て一言之に論及して置くことを必要と認めたのに因るものである。

⑤野蠻蒙昧の社會 には法律はないが何時とはなしに社會的慣習を生じて、共同生活の規範と

なり、宗教上の儀式や風習も人の行爲を規律してゐた。道德の發達は更に之より後の事である。

法律は道德圈内のこともあればまた圈外のこともある、例へば左側通行の規定の如きは道德上から定められたものではない。斯様な例は擧げて數へることが出来ない。

④社會の發見 社會は人類と共に存在するが社會を意識するに至つたのは歐洲では産業革命以後のことである。それまでは個人生活の觀念はあつても社會生活の觀念はなかつた。であるから近世的の社會事業は昔にはなかつた。

③共存・共榮と社會連帶 とは相表裏する觀念である。他人の利害を無視して自分のみが榮えることは出来ない。社會連帶とは社會の各部分が互に關係を有して全然之を分離することを得ないことを謂ふ。社會は連帶なるが故に之を構成する各員は社會に對して責任を有する。

【備考】

挿繪のハムラビ王法典は西曆一九〇三年に發見された世界最古の法典である。

火を作ることを知る者を人類と謂ひ一般動物と區別する人がある。火を作る最も原始的な方法は挿繪に示した如く木を摩擦するのである。檜は能く火を發する木であるから其の名稱が出た。檜の木片を摩擦して火を得ることも行はれてゐたらしい。

第二章 我が家

●一家 家は總べての共同生活の基礎であると共に、道德生活の根源である。家は之を法律に見た名稱であつて家庭は家を道德的に見た名稱である。されば家庭と謂へば親子・夫婦・兄弟等の親みを感じる。

家族の大きくなつたものが氏族であつて、氏神を中心に團結し、其の長を氏上といひ、氏族を率ゐて朝廷に仕へ、事ある毎に氏人を勵し、祖先以來の名譽を保持し、氏族の發展を圖り、社會的政治的地位を昂めやうとしてゐた。二三の例を舉げると陸奥國から黄金の出たとき祝ひ奉つた大伴氏の歌に次のやうなものがある。

「大伴の遠つ神祖の其の名をば大來目主と負ひ持ちて仕へし官、海行かば水漬く屍、山行かば草蒸す屍、大皇の邊にこそ死なめ、顧みは爲じと言立て、大夫の清きその名を、古への今の現に流さへる、祖の子どもぞ、大伴と佐伯の氏は、人の祖の立つる辭言て、人の子は祖の名絶えず、大君に服従ふものと言ひつける事の官ぞ。梓弓、手に執りもちて、劔太刀、腰にとり佩き、朝守り夕の護りの、大皇の御門の守り、われをおきて、また人は有らじと、いや立て、思ひしま

さる、大皇の御言の先を聞けば貴み。」(萬葉集)

又出雲守大伴古慈悲宿禰が淡海真人三船の謔言によつて解任されたとき、大伴家持が左の歌を詠つて氏族の者共を勵してゐる。

「天皇の天の日嗣と繼ぎて來る君の御代々々、隠さはぬ明き心を、皇らべに窮め盡して仕へくる、祖の官と異立て授けたまへる、子孫の彌繼々に、見る人の語りつぎでて、聞く人の鑑にせむを、惜らしき清き其の名ぞ、おほらかに心思ひて、空言も祖の名斷つな、大伴の氏と名に負へる健男の伴。」(萬葉集)

氏は内の義であつて同族を意味する。氏の元は功業に依つて朝廷から賜つたもので、それが分家に依つて漸次獨立し、同一の氏を稱する爲に同じ氏の者が増加したのである。

●人格・行爲能力・行爲無能力等 に關することは教授時間の餘裕があらば戸主權を説明する際に述べることが出来るやうに頭註に簡單に説明してある。尙ほ其のときは民法の各該當明文を参照せられたい。元來公民科は法制經濟科と異り、専門學科的體系を整へず實生活に法制經濟を當依めて教授することを主眼とするから、本項に於て人格・行爲無能力者等に關する説明を爲すを適當と認めるのである。

③戸主及び家族 我が民法は家族主義と個人主義とを適當に折衷してある。戸主權や養子制度、相續制度の如きは家族主義の主要なものであるが、夫婦特有財産制の如きは個人主義の最もものである。

戸主權は戸主が隱居したとき又は女戸主が入夫婚姻を爲したときに喪失する。戸主の死亡も戸主權喪失の結果を來すけれども、之は人格の無くなつた結果であつて、戸主權の喪失と見るのは適當でない。

隱居は日本固有の制度であつて満六十歳に達し行爲能力の完全な家督相續人が單純承認を爲す場合に認められる。これには民法第七百五十三條に依る例外がある。女戸主の隱居には年齢に制限がない。唯有夫の女戸主は其の夫の同意を得なければならぬ。隱居は隱居者及び其の家督相續人より之を市區町村長に届出ることによつて其の効力を生ずる。

家族は戸主權に服するけれども、其の服從範圍は限定されてゐるから、謂ふまでもなく家族の一員として財産を有することも經濟上獨立することも自由であるし、又宗教上の信仰も亦拘束を受けることがない。從來宗教には其の家々の信仰するものがあつたけれども、之は段々と崩れて行くものと觀ねばならぬ。公法上の權利も亦家族たるが爲に制限を受けることがない。

④親權 は未成年の子及び獨立の生計を營むことの出来ない成年の子に對して行ふことになつてゐる。けれども民法に於ける親權に關する規定は孰れも未成年に對するものだけである。隨つて教科書に親權の内容として列舉したものが未成年の子に對するものだけになつてゐるのは已むを得ない。

親權は父が行ふのを原則とし父が行ふことの出来ない場合には母が行ふのである(民法八七七條)。繼父・繼母又は嫡母が親權を行ふ場合には後見に關する規定が準用され、後見人と同様の制限監督を受ける(民法七八條)。

親權を行ふ母は財産の管理を辭することが出来る(民法八九條)。

親權は親權者が之を濫用したとき又は著しく不行跡なときには、子の親族又は檢事の請求に依り裁判所は親權の喪失を宣言することが出来る(民法九六條)。

⑤後見 は無能力者を保護する爲の制度の一つである。

未成年者の爲に後見人を置くときは次の順位に於て就任する。

第一順位 未成年者に對して最後に親權を行ふ者が遺言を以て指定した後見人(民法九〇一條)。

第二順位 戸主たる法定の後見人(民法九〇三條)。

第三順位 親族會が選任する選定後見人(民法九〇四條、九〇五條)。
禁治產者の爲の後見人は次の順位に於て就任する。

第一順位 法定の後見人(民法九〇二條)。

第二順位 戸主たる法定の後見人(民法九〇三條)。

第三順位 選定後見人(民法九〇四條)。

後見人に一定の義務違反があつた場合には親族會は之を免することが出来るし(民法九一二條、九一九條)、又裁判所に於て後見人にして後見の任務に堪えない事跡、不正の行爲又は著しい不行跡があると認めるときにも之を免することが出来る。

後見人を指定することを得る者は遺言を以て後見監督人を指定することが出来る。此の指定後見監督人がないときには法定後見人又は指定後見人は其の事務に着手する前親族會の招集を裁判所に請求し後見監督人を選任させねばならぬ(民法九一一條)。

後見人の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹は後見監督人となることを得ない(民法九一四條)。

後見人の行ふべき後見事務は民法第九百十七條以下にある。

親族會 を民法に定めた事項の爲に開催する場合には會議を要する事件の本人、戸主、親族、

後見人、後見監督人、保佐人、檢事又は利害關係人の請求に因つて裁判所が之を招集する。親族會の議事は會員の過半数を以て決するが、會員は自己の利害に關する議事に付き表決の數に加はることが出来ない(民法九一四條、九一七條)。(保佐人に關すること)。

婚姻 に依つて夫婦關係を生じ、妻に對しては婚姻生活の圓滿を期する上から法律は行爲能力を制限してゐる。即ち妻は

一、民法第十二條第一項第一號乃至第六號に掲げた行爲を爲すこと。

二、贈與者は遺贈を受諾し又は之を拒絶すること。

三、身體に屬する受くべき契約を爲すこと

を得ない之に違反する行爲は取消すことが出来る(民法一四條)。

四、一種又は數種の營業を許された妻は其の營業に關して獨立人と同一の能力を認められてゐる(民法一五條)。

五、夫は其の與へた許可を取消し又は之を制限することが出来る。けれども其の取消又は制限は之を以て善意の第三者に對抗することは出来ぬ(民法一六條)。

六、夫の生死が分明でないとき、夫が妻を遺棄したとき、夫が禁治產者(民法七條一〇條)又は

準禁治産者(民法二一條―二三條)なるとき、夫が瘋癲の爲病院又は私宅に監置されたとき、夫が禁錮一年以上の刑に處せられ其の刑の執行中に在るとき、夫婦の利害が相反するときは夫の同意を要しない(民法一七條)。

尤も夫が未成年のときには法定代理人(民法四條)の同意を得なければ、妻の行爲に許可を與へることは出来ない、單に權利を得義務を免かれる行爲に就ては同意を得る必要がない(民法一八條)。夫婦關係が生ずると兩者は同居する義務や扶養の義務を負ひ、又未成年の妻に對しては成年の夫は後見人の職務を行ふ權利を有する(民法七八九條・七九〇條・九條)。けれども一方に於ては夫婦間の契約は何時でも取消することが出来ることになつてゐる。之は夫婦間のことは他に迷惑を及さない限り道德を以て律するやうにする立法の趣旨に出たものである。夫婦が婚姻の届出前に婚姻中の財産關係を定めたときには結婚後と雖有効である。尤も之は婚姻届出前に其の登記をしなければ夫婦の承繼人及び第三者に對抗することが出来ない(民法七九四條)。婚姻前に特別な財産契約をしないときには民法に規定された所に從つて其の有する財産を使用収益處分することが出来る(民法七九條)。婚姻の成立要件は八つある、其の内第一の要件を缺くときは無効となり第二乃至第八の要件を缺くときは取消し得べきものとなる。

④相續 には一定の順位が定められてゐるが、其の順位に相當する者でも相續の出来ない者があつて、缺格者と廢除された者は是で、家督相續の場合につき明文を示せば次の如くである。

民法第九百六十九條 左に掲ケタル者ハ家督相續人タルコトヲ得ス

一 故意ニ被相續人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者

二 被相續人ノ殺害セラレタルコトヲ知りテ之ヲ告發又ハ告訴セサリシ者但其者ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス

三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者

四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ、之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者

五 相續ニ關スル被相續人ノ遺言書ヲ偽造、變造、毀損又ハ藏匿シタル者

民法第九百九十五條 法定ノ推定家相續人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相續人ハ其推定家督相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 被相続人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
二 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ困リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト
三 家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト
四 浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト
此他正當ノ事由アルトキハ被相続人ハ親族會ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得
遺産相續の欲格及び廢除の場合に於ける明文を示せば次の如くである。

民法第九百九十七條 左ニ掲ケタル者ハ遺産相續人タルコトヲ得ス

一 故意ニ被相続人又ハ遺産相續ニ付キ先順位若クハ同順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者

二 第九百六十九條第二號乃至第五號ニ掲ケタル者

民法第九百九十八條 遺留分ヲ有スル推定遺産相續人カ被相続人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキハ被相続人ハ其推定遺産相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

九 遺言 俗に謂ふ遺言と法律上の遺言とは同一でない、法律上の遺言は一定の方式を踏まなけ

れば效力を發生しないことを注意して置かねばならぬ。遺言の方式には普通方式と特別方式とあつて、普通方式には教科書に示した如く自筆證書・公正證書・秘密證書の三つがある。

(I) 自筆證書 は遺言者が其の全文、日附及び氏名を自書し、之に捺印しなければならぬ。又自筆證書中の挿入・削除其の他の變更は遺言者が其の場所を指示し、之を變更した旨を附記して特に之に署名し、且つ其の變更の場所に捺印しなければ其の效力がない。

(2) 公正證書 は公証人が之を作成する。公正證書に依つて遺言をするのには左の方式に従ふことを要する。

(イ) 證人二人以上の立會あること

(ロ) 遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること

(ハ) 公證人が遺言者の口述を筆記し、之を遺言者及び證人に讀聞かすこと

(ニ) 遺言者及び證人が筆記の正確なることを承認した後各自之に署名、捺印すること、但し遺言者が署名することが出来ない場合には、公證人が其の事由を附記して署名に代へることが出来る。

(ホ) 公證人が其の證書は前四號に掲げた方式に従つて作つたものであることを附記して之に署名

捺印すること

(3) 秘密證書 に依つて遺言をするのには左の方式に従はねばならぬ。

(イ) 遺言者が其の證書に署名、捺印すること

(ロ) 遺言者が其の證書を封じ、證書に用ひた印章を以て之に封印すること

(ハ) 遺言者が公證人一人及び證人二人以上の前に封書を提出して自己の遺言書なる旨及び其の筆者の氏名、住所を申述すること

(ニ) 公證人が其の證書提出の日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後遺言者及び證人と共に之に署名、捺印すること

尙は自筆證書の項に述べた挿入削除其の他の變更に關する場合の取扱は秘密證書にも準用される。

遺言の證人又は立會人にならない人があるから注意を要する。例へば未成年者・遺言者の配偶者・推定相続人・受遺者及び其の配偶者並に直系血族等である(民法一〇七四條)。

遺言の特別方式は特殊な場合に用ひられるものであるから、茲には述べる必要がない。

④ 戸籍 に關する届出の種目は出生・認知・養子縁組・養子離縁・婚姻・離婚・親權(母が行

ふとき等) 及び後見・隠居・家督相續・推定家督相續人の廢除・家督相續人の指定・入籍・離籍・復籍・廢家及び絶家・國籍の得喪・氏名族稱の變更及び襲爵・轉籍及び就籍である。尙ほ届出には婚姻等の如く届出を以て法律行為成立の要件としてゐるものは別であるが、他は皆一定の届出期限を定められてゐる。正當の理由なく届出を怠ると所罰される。

民法では戸籍は單に本籍主義に依つて居るから人の本籍地と住所とは一致しない場合がある。又住所は生活の本據であるから居所とも一致しないことがある。本籍と住所又は居所とが一致せず、九十日以上本籍地外の一定の所に居住する場合には居住地の市區町村長に寄留の届出を爲さねばならぬ。之を怠るときは五圓以下の過料に處せられる。

市區町村長が戸籍事務を處理する場合に従來は戸籍吏と稱してゐたが現行戸籍法では單に市區町村長と稱する。

出生届	
寄留.....	
本籍.....	
戸主 某 長男 何職	
父 何 某	
母 無職 某	
長男 某	
出生ノ時 昭和何年何月何日午前何時	
出生ノ場所.....	
右嫡出子出生及御届候也	
右届出人	
父 何 某	
生年月日	
何市(區)町村長殿	

死亡届	
寄留.....	
本籍.....	
戸主 某 長男 無職	
何 某	
生年月日	
死亡ノ時 昭和年月日時	
死亡ノ場所.....	
右死亡診断書相添へ及御届候也	
右届出人 戸主	
何 某	
生年月日	
何市(區)町村長殿	

第三章 一家の生計

① 一家の生計 は家事の經濟であるから、假令一家に於て企業を經營するも、企業上の損益計算は一家の生計の範圍に屬さない。されば一家の生計の範圍は主として消費經濟である。

(備考)

企業の結果として利潤を挙げたとき、始めて一家の生計の範圍に入り、家事經濟上の收入として取扱ふのである。蓋し人の經濟生活は一家の生計を立てることを目的として營むからである。

一家の經濟が安固ならば家庭生活を安定せしめ、一國の健全なる發達を期することが出来る。此の意義に於て一家の生計に關することは公民生活に關する教養の體系に入るのである。

② 收入 には金錢收入(貨幣收入)と實物收入とある。俸給・給料の如きは金錢收入であるが(女中のお仕着せ)、農家の消費する穀物などは實物收入である。

③ 蓄財 は一家の生計を安定させ將來一層良い生計を立てる基礎を作るものであるが、一面から見れば生産に必要な資本を供給し國民經濟の發達を誘致するものであるから、此の方面に於て

も公民としての教養を痛感する。即ち貯蓄は之を有効にすることが肝要である。換言すれば社會有用の事業を助成する意味に於て運用せねばならぬ。

奢侈品を製造する會社に放資すれば自然に社會に必要な事業の資本を減ずることになるから、如何に貯蓄を勵行したとて社會の利益にならない。之が教科書上卷四十九頁に投資に關する注意を促した所以である（尙ほ教科書上卷百七十三頁、下卷百二十六頁を参照せられたい）。

④消費 を引締め之を合理化させることは家事經濟が消費經濟であるだけ特に必要を感じる。之が本教科書に消費論を他の教科書よりも稍詳細に述べる所以である。殊に消費の態様は生産業の針路を定むる羅計盤ともなり、國民經濟の消長に影響する所が鮮少でない。奢侈的消費が盛になれば國家社會を頽廢せしめる。此の點に就ては教科書上卷三十七頁頭註を参照せられたい。

（備考）

教授要目に收入・支出と謂ふ言葉を使用しないで收入・生計費と謂つたのは豫算決算に關することを詳述する趣旨である。

⑤生計費の分類 一家の生計を立てるには收支の適合を計ることが必要であるが、之を適合させるには豫算生活を営まねばならぬ。豫算を編成するには生計費を適當に分類することが必要で

ある。

豫算科目は餘り簡單では融通が利き過ぎて科目を設けた效用が鮮なく、餘りに細密に亘ると煩瑣になつて實用に適しない。教科書に掲げた分類法は内閣統計局が行つた家計調査（自大十五年九月）に於ける科目分類を基礎にしたものである。

飲食物費 主食品（米・麥等）・副食品・調味料・嗜好品等の費用

住居費 疊・建具・屋根・庭園・井戸・塀等の手入及び新調費、又は家賃・地代等の費用並に

保険料

被服費 衣服並に服裝附屬品・夜具等の新調・手入・洗濯等の費用

光熱費 照明・煖房・煮焚に要する電氣・瓦斯・石油・薪炭等の費用

家具費 家具・什器等の新調・修理費（住居費に合併してもよい。）

保健衛生費 醫療・衛生等の費用

教養費 授業料・學用品・通學費・圖書・新聞・雜誌等の費用

負擔費 租税・組合費等

慰安會 心身の慰安に要する旅行觀覽等の費用

交際費 祝吊・接待・贈答等に關する費用
傭人料 常時又は臨時傭人の給料・手當等
雜費 交通・通信及び運搬費並に家族の小遣
非常準備費 從來の經驗に徴し、之に豫測を加へて格別多額の支出を要するもの、費用の爲に
積立てる。

貯蓄費 貯蓄・保險の掛金等

豫算費 不時の出來事等に要する費用を支辨する爲豫算編成の當初一定額を豫定し置き、之を
支出したときは夫々相當科目の經費に於て整理する。

【備考】

豫算は支出を固定費と不定費とに區分し、固定費は月々又は年々必ず支出を要し大體節約の
餘地なきもの、不定費は伸縮の餘地あるものをいふ。不定費は更に家計費・主人費・主婦費
長男費・次男費等に細分することがある。之は共通費以外のものを月給制度に組立てるもの
で、子女に對しては與へられた範圍内で節約し乍ら經理する習慣を養ふ利益がある。
豫算生活をするには家計簿を備へる必要がある。

⑤ 財産 (本教科書の編成要旨と教授上の注意)

一定の人に屬する金錢に見積り得べき物及び權利を總括して財産
といひ、之を權利の方面より見て財産權といふ。財産權には物權と債權とある、物權は民法に掲
げた外に漁業權・鑛業權などもある。教科書では物權的財産としては民法に規定してあるものだ
けを説明した。先取特權・留置權・質權・抵當權は物權的の財産權といふよりは財産權を保護す
る爲に認められた隨伴的の權利であるから財産權の保護手段として別に之を述べることにした。
他の教科書やうに民法編纂の順序に従つて述べたり又は専門書の拔萃のやうな權利の羅列法では
財産權の概念を得ることも困難であつて、實際生活に殆ど得る所がないと認め本教科書では其の
記述方法を實生活に近づけるやうに努めてゐる。

所有權占有權のことを理會させるのには取得時効や即時取得のことを述べて置く必要がある。
權利の行使と濫用とは所有權に就て説明するのが最も理會し易いから一言述べる必要がある。
飛行機が發明されてから所有權に對する考へ方が餘程變つて來て、土地の所有權は地上地下に及
ぶ(民法二〇七條)と規定されてあつても地上を無限に支配することは正常な權利の主張でないとす
るに至つた。相隣者間に於ける土地所有權の制限は實際生活に必要なもので、共存共榮の觀念を養
成するのに適するが相當複雑であるから頭註に之を記すことにした。

債權的財産は經濟の進歩した社會では動産・不動産の如き物權的財産よりも重きを爲してゐる。之を賣買・賃貸借位の説明で終へることは小學校や補習學校ならば格別、中等學校では物足らぬ感がある。(預金などは消費貸借であるから。)

債權的財産は賣買・請負・消費貸借等の如く契約に基いて取得する場合と、不法行爲に基く損害賠償などの如く契約に基かないで取得する場合とある。尤も物權も賣買等の契約に依り取得するものや無主物先占(山野に獵して鳥獸を得るの類)・埋藏物發見など契約に依らないで取得するものがある。

同時履行の抗辨權や危險負擔の問題や瑕疵擔保の問題など皆夫々の實際上の法律問題に當接めて教へるやうに仕組んである。又法律行爲(單獨の意思表示・契約・法律行爲の無效取消・錯誤の問題)に就ても契約の説明の際に之に論及することにしてある。保証や連帶債務に關することは大切なことであるが、法律上の誤解を招き易いから注意を加へられたい。

民法に關する必要な知識は殆ど此の財産の項に網羅してあるから教科書に引用してある條文に關聯して説明するときは十分に日常必要な法律知識が得られると思ふ。債務の履行不能・履行の遲滞・債權の讓渡・債務の更改のこと等は終に説き及す餘裕がなかつたから必要に依つては別に

説明を加へられてもよい。法人のことは産業に於て頭註に掲げてあるから其の所で適當に教へることが出来る。

財の貯蓄をなせとは何人も能く教へるけれども、唯之を生活安定發展の方便とのみ解して其の貯蓄した財を如何に社會的に有意義ならしめるかを教へない者が多い、甚だ遺憾なことである。

第四章 職業

職業は之を生計の方便と考へる風がある。補習學校の教授要綱でも職業を一家の生計の項で説くことにしてある。けれども職業は社會の分業であつて、共同生活を爲す以上は富めると貧しきとを問はず地位高きと低きとを問はず何人も有つべきものであるから、中等學校の教授要目では一家の生計の章から之を脱することにした。職業は共同生活を爲す者の何人も有すべきものであると共に貴賤の別がないこと、職業の成功とは必ずしも成金になることや優秀な地位を得ることではないことを學習者に十分了解させねばならぬ。

世に運・鈍・根と謂ふ言葉があつて之を成功のモットーと心得てゐる。けれども運とはまぐれ當りのことではなく、成功に必要な運は自己の個性に合した後の運でなければならぬ。されば職業を選択せんとするのには能く自己の個性を考へることが必要である。

總べての職業を公的のものとするのは能く自己の個性を考へることが必要である。

第五章 教育

●明治維新直前の庶民教育 は寺子屋であつて、寺子屋は庶民が文盲に甘んぜず自發的努力に依つて發達を遂げ、天保から慶應にかけて津々浦々までも普及した。寺子屋は師匠が自ら經營し、多く庶民の事業であつた。近畿では僧侶の師匠になる者が多かつたので寺子屋の名稱が起つたものと思はれる。寺子屋に入學するものを寺入又は登山と稱へ概ね八九歳に入學して三年乃至五年間位在學してゐた。教科目は習字を主科目讀方を副科目とし之に算術を加へるものもあつた。教科書としてはいろは歌・國盡し・書翰文・商賈往來・百姓往來・千字文・實語教・童子教等を、女子には女大學・女今川等を用ひ、又算術の教科書としては主に鹿劫記を用ひてゐた。今日に比較すると霄壤の差がある。

●明治維新直後の學校教育 としては明治元年京都に學習院を設けて公卿の教育所となし、東京に昌平學(再興)・開成所・醫學所を興し、後此等を合して大學とした。明治二年府縣に小學校の設置を訓令し、同四年には文部省が置かれ、五年八月學制を頒布し翌月小學校則と中學教則略とを發布したが、之は佛國の學制に則つたもので、全國を八大學區に區分し、各區に大學一校を

置き、一大學區を三十二の中學區に分ち、各區に中學一校を置き、中學區を更に二百十の小學區に分ち、各小學區に小學校を設けた。

③教育準備時代 けれども此の制度は理想に過ぎ十分に實施することを得なかつたので明治十二年九月に教育令が改正されて全國の町村に公立小學校が設置され、六歳から十四歳までを學齡とし義務教育を最短十六ヶ月とした。次で十三年十二月の改正を経て、十九年二月新に小學校令が發布され、二十三年に地方學年通則が發布され、同時に小學校令も改正された。當時の小學校は尋常小學校の修業年限を三年若しくは四年として之を義務教育とし、高等小學校の修業年限を二年三年若しくは四年とした。後三十三年に又小學校令を改正し義務教育を四年とし授業無料を原則とした。次で明治四十年に又小學校令が改正されて義務教育が六年になつて今日に至つてゐる。

帝國大學令・師範學校令・中學校令は小學校令と共に明治十九年に發布され、中學校は尋常と高等とに分たれてゐた。高等中學校が修業年限二年の高等學校になつたのは明治二十七年のことである。其の後三十二年には中學校令が改正され、各府縣に一校以上を設置することゝなつたと同時に私立中學校も認められるやうになつた。女子の高等普通教育は最初中學校令中に定められてあつたが、三十二年に高等女學校令の發布を見るに至つたことは一進歩である。

其の後小學校及び同施行規則は大正八年に、高等小學校の教科は同十五年に改められて、極めて實際生活に適するやうに按配されるに至つたが、高等教育に於ても大正七年には高等學校令が改正され、大學令が新に發布され、又昭和六年には中學校令施行規則等も大改正を加へられて面目を一新するに至つた。これが現行制度である。

④教科書挿畫 御親閱式の圖は全國男女青年團の代表三萬五千人が東宮殿下（現陛下）の令旨奉戴十週年記念日に宮城前に參集して御親閱を受ける所の光景である。

明治六年頃の小學校教室の圖は當時の刊行物から轉載したもので、左方の生徒は洋書らしいものを勉強してゐる。風俗等に於ても當時の歐化主義（歐米心醉）が窺はれる。教科書も同様歐化主義のものであつた。それから教育勅語發布直後までが思想混亂時代である。

千代田小學校は最近の建築で最新式の完備した學校である。

⑤維新前の社會教育 としては石田梅巖の創めた石門心學が流行し、二宮尊徳の報徳教も相當の徳化力があつた。石門心學は神・儒・佛を綜合した教で、極めて通俗的なものである。石門心學の後繼者としては柴田鳩翁や脇坂義堂などが名高く、中にも鳩翁の道話を集録したものは今も尙ほ面白く讀まれてゐる。（心學は多數の聽聞者を寄めて高座に於て道話を面白く講釋するのである。）

第六章 神社

● 惟神の大道 (神道・古神道・皇道・隨神道・純神道・隨在天神道ともいふ) は大和民族固有の大精神であつて神社は此の精神の顯著な現はれである。随つて神として祀つてあるのは皇祖・建國の諸神・皇室及び國家に對し功績のある者等であつて、諸神の神徳は天照大神の神徳に歸一される。此等の點が他國の神と大に異なる所である。惟神といふ言葉が始めて文獻の上に現はれたのは日本書紀孝德天皇大化三年四月の詔に「惟神我子 應_{オモ}じ泊_{トモ} 故寄_{コトヨ}。是以與_{モトモ}天地之初_{ハツチノハジメ} 君臨_{クニミツ}之國也_{ノクニナリ}。自_{ハツ}始_シ治國_{シテ}皇祖_{スメミマ}天下大同_{タカニ}都無_ニ彼此_{ヘカヘ}者也_{ナリ}」と仰せられたのに始まつてゐる。「惟神我子」は「神其のまゝの我子」であつて延喜式の祝詞に「高天原に神留ります皇親_{スメミマ}神_{カミ}魯美_{ルミ}の命_{ノミコト}以_モちて、皇御孫_{スメミマ}を天の高御座に坐_マさしめて云々」とあるのが前に引用した詔の前段に當るものと推することを得るから、「惟神」の「神」は「皇親漏企神魯美(天照大神)」に當り「我子」は「皇御孫(瓊々杵尊)」に當ることになる。故に惟神(神其のまゝ)の大道は皇祖天照大神の道、即ち天照大神の理想(命)、日本國を理想的に治める道であつて、之は大神の神勅に現はれてゐる。天照大神の神勅は天壤無窮の神勅と神鏡奉齋の神勅とより成立ち、前者は天祖が當にゐますが如

くに治める道を定め給うたものであるが、後者は皇祖奉仕の大本を諷し、大孝を教へ給うたものと考へられる。そこで神を祀り神意を尊重し神慮を窺はんとする方法が現はれて來て、之が祭政一致となるのである。随つて上代では祭祀は政治の重要部分をなしてゐた。それが又王政維新になつて惟神の大道を宣揚する詔の渙發となり、神道の古に還り政治上に敬神宗祖の顯著な發展を爲し、敬神に對し神道の宗教的發達と分離するに至つた。

王政維新になつてから朝廷が如何に敬神崇祖を政治の上に體現してゐる給ふかは、毎年一月四日の政治始の式を以て能く了解出来る。即ち先づ宮内大臣から「神宮祭主申ス。昨年中、恒例並臨時ノ諸祭典、總テ無御滯_{ミタマ}被_レ遂_ハ行_ハ候事」といふことを奏上する例になつてゐる。之は政治を王朝の敬神政治時代に還された當然の歸結であつて、神武天皇は御即位の四年に「我が皇祖の靈_{ミタマ}や、天より降_ク鑒_ミして、朕_{ミコ}か躬_ミを光助_{ミタマ}したまへり」といふ大御心から靈時(まつりのには)を鳥見の山中に立て、天つ神を祀つて大孝を申べられたが、又崇神天皇は其の御謚號の示す如くに御代を通じ政治が敬神を以て終始してゐる。垂仁天皇このかた皆同様である。

氏神は同一氏族に屬する者が主として氏族の始祖を祀つたもので此の氏神を氏族團結の中心としてゐた。教科書に氏神の祭神を述べてないのは多少の理由はあつたが、普通教育では深く述べ

必要がない。

●神社 には社格がある。其の順序は官幣大社・國幣大社・官幣中社・國幣中社・官幣小社・國幣小社・別格官幣社である。社格は鎮座山緒・祭神の神徳等に依つて定められてゐる。官幣社は皇祖皇宗並に皇族其の他建國の大業に當られた諸神を奉祀したものとなす人があるけれども、官幣大社北野神社は臣下たる菅原道真を祀つてあるから區別の標準にはならぬ。又國幣社は國土開拓の神を奉祀してあると斷言する人もあるが、皇祖皇宗をも奉祀してあるから標準にはならぬ。要は前に述べた神徳・由緒等に依つて定ることになるのである。無格社は社格の中に入れるべきか否かに就て議論がある。伊勢神宮は社格に超越したものであつて、内宮は皇大神宮、外宮は豐受大神を奉齋してある。神社の祭には大祭・中祭及び小祭がある。伊勢神宮の祭主は原則として皇族を以て充てられることになつてゐる。

崇神天皇の六年まで同殿に奉齋してゐた天照大神を大和の笠縫邑に遷し奉り、更に垂仁天皇の二十六年九月五十鈴川上に鎮座ましますことになつた。その後約四百八十年を経て雄略天皇の二十二年に丹波國から豐受大神を山田に迎へ外宮として奉祀した。

神饌幣帛料は官幣社には大祭の行はれるとき宮内省から、國幣社には祈年祭・新嘗祭の行は

れるときは宮内省より、例祭の行はれるときは國庫より供進する。神饌料は祭の行はれる前に供進し幣帛料は供進使（地方長官）が祭の行はれる當日供進する。府縣社以下には其の供進の行はれない神社もある。

伊勢神宮の大祭には宮内省から神饌幣帛料を奉り概ね掌典が奉幣使となつて参向する。唯神饌衣祭には神饌幣帛料を奉らず粗榲（穀の木の皮で粗く織つた布）・和榲（穀の木の皮で織つた白布）を奉るのである。かくて神宮の大祭中の大祭たる月次祭が六月と十二月に、新嘗祭が十月に行はれるのであるから、其の前に神の新らしい御衣を奉る意味の神事として、神御衣祭は五月と九月とに行はれるのである。新嘗祭は神が年々更生される意を以て行はれるのであるから、伊勢神宮中最も大切な大祭である。天皇が御即位の時行はせられる大嘗祭は天皇が御即位の際更生遊ばされる意を以て行はせられる神事である。之を以ても朝廷が如何に神事を重ぜられるかが判る。

一般神社に奉る幣帛は神御衣を奉ることから轉じて來たもので、大多數の神社は此の古式が頼れて幣帛に代つて來たが、伊勢神宮を外にしては奈良の春日神社其の他二三の神社に神衣の古神事が残存してゐる。又神饌は神の御食物である。祈年祭は五穀豐饒を神に祈る祭であるから、

瑞穂ノ國としては一般神社の大祭の中重要な地位を占めてゐる。

【備考】

- 一、御靈代^{みたましろ} は神靈のやどり給ふ物體である。御神體と稱へるものは御靈代のことであつて古代では神靈が天より降り給うものと考へてゐた。
- 一、神佛の習合 とは神佛が混淆して一致することをいふ。
- 一、神社の氏子 とは神社の經費の負擔に任ずるものをいひ、崇敬者とは氏子に非らずして神社を崇敬するをいふ。神社には氏子の有る神社と無い神社とある。

⑤神社の財産 に關しては明治四十一年法律第二十三號（神社財産に關する件）に左の如く定められてゐる。

第一條 本法ニ於テ神社ト稱スルハ官國幣社、府縣社以下ノ神社ヲ謂ヒ財産ト稱スルハ神社ノ不動産及寶物トシテ登錄ヲ受ケタルモノヲ謂フ

第二條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ神社財産ヲ擔保ニ供シ又ハ處分シタルトキハ之ヲ無効トス神社ノ負債ニ付亦同シ

第三條 神社財産ヲ處分スル場合ニ於テ其ノ神社ノ神職、氏子總代及崇敬者總代ハ之ヲ取得スルコトヲ得ス

（以下略）

神社ノ財産登錄及管理並會計ニ關スル件 明治四十一年
内務省令第十二號

第五條 左ニ掲クル事項ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ要ス

- 一 不動産、寶物其ノ他貴重品ヲ買入ル、コト
- 一 負擔附ノ寄附ヲ受クルコト
- 一 寶物其ノ他貴重品ヲ神社外ニ持出スコト

第八條 神社ハ毎會計年度收入支出豫算ヲ定メ年度開始ノ一月前迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ北海道廳・支廳並ニ府縣支廳ノ管内及市ノ區域ニ在ル神社以下ノ神社ニ在リテハ北海道廳支廳長、府縣支廳長又ハ市長市ニ在リテハ區長ノ認可ヲ受クルモノトス
豫算ノ追加更正ヲ爲サムトスルトキハ其ノ都度認可ヲ受クヘシ

⑥神社の職員

官國幣社職制 明治三十五年
勅令第二十七號

第一條 官幣社及國幣社ニ左ノ神職ヲ置ク

宮司 一人

上卷 第六章 神社

上卷 第六章 神社

三四

權宮司 一人 但シ官幣大社熱田神社、官幣大社出雲大社、官幣大社攝原神社及官幣大社明治神社ニ限ル

主典

主典

官掌 但シ官幣大社熱田神社ニ限ル

主典及官掌ノ定員ハ内務大臣ノ決定ム

府社縣社以下神社ノ神職ニ關スル件 明治二十七年勅令第二十二號

第一條 府社縣社及郷社ニ左ノ神職ヲ置ク

社司 一人

社掌 若干人

社掌ノ員數ハ社司及氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ議定シ朝鮮總督臺灣總督樺太廳長官北海道廳長官府縣知事ノ知事ノ認可ヲ受ク可シ

第二條 村社以下神社ニ左ノ神職ヲ置ク

社掌 若干人

社掌ノ員數ハ氏子總代又ハ崇敬者總代之ヲ議定シ朝鮮總督臺灣總督樺太廳長官北海道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受ク可シ

第七章 宗教

●總説 宇宙間に或る偉大なものが存在してゐると考へ、それが我等に密接の關係があると思へることは基督教も佛教と同一である。基督教では之を全智全能の神と謂ひ、佛教では之を佛といふ。佛の本體は實相（眞理）である。時間と空間とを超越した永遠不滅の實在である。佛教では佛を宇宙の本體（實相）と見るも、基督教では神を宇宙以外のものと見る。そして信仰の本質は安心立命にある。

●信教の自由 信仰の問題から流血の慘事を見たことは、東西其の例に乏しくない。鳥原の亂（寛永十四年）獨佛の宗教戰爭（十六世紀）等は其の一例である。

宗教の監督は文部省宗教局に於て掌る外輕易の事項は地方長官に一任してある。（神佛道教會所條、神佛道外宗教宣布者及堂宇會堂説）
（規則二條一六條）

●教派神道 欽明天皇の朝佛教が傳來されると我が國の敬神崇祖の風と趣を異にしてゐた爲一時は調和しなかつたが次第に朝廷や貴顯の間に信仰されるに及んで惟神道（神道）との融合を圖るやうになり、殊に天台・眞言の二宗は宗旨の上から必ずしも神道の崇敬と背馳しないから、神

佛は一步一步と相接近して本地垂迹の説が行はれるやうになつた。本地垂迹説の「本地」は佛・菩薩の實身、「垂迹」は其の分身であるとし、天照大神を大日如來の垂迹であるとするが如きいふのである。

兩部神道 には天台神道と眞言神道との二派があつて、其の兩部といふのは眞言密教の根本觀念たる金剛界と胎藏界とを呼ぶ。眞言神道は神と佛との元一體たる所以を説き、金剛界は智性を、胎藏界は理性を表し、前者を外宮、後者を内宮に配する。依つて兩部神道が成立するのである。

日吉神道 は山王神道とも稱し、天台宗の教理を以て組織立てた神道説である。……山王は釋迦如來の化現であつて、釋迦は諸佛の主であると共に山王は諸神の本であると爲し、又天照大神とも同體の神であると爲す。

伊勢神道 は度會神道わたゐとも稱ふ。伊勢神宮の祠官たる度會氏が創めたからである。兩部神道（兩部を内宮及び外宮に配する眞言神道）に儒教や老莊の學や陰陽五行説を交へて一派を興したものであるが、茲に注意すべきことは本地垂迹思想の一轉機を生じて神主佛從の傾向が顯れたことである。

吉田神道 は吉田兼俱の創めたもので神を天地の根元となし神と靈と心とは歸一するものとしてゐる。随つて神主佛從の反本地垂迹説と見ることが出来る。

儒家神道 江戸時代に及んでは儒者の間に排佛の思想が湧き、藤原惺窩・林道春等は神儒合一を説き、神道は天道にして王道は又儒道なりと謂ふのである。其の他中江藤樹・山崎闇斎（垂加神道）等も神道説に於て一家を爲してゐる。

復古神道 は荷田春滿・加茂真淵・本居宣長・平田篤胤等の國學者の唱へるもので、儒佛に偏せず唯神の大道を宣揚せんとするものである。殊に篤胤は宣長の嘗て説がなかつた來世觀に就き思索を廻らした。

かくして文化文政から文久の頃に涉つて神道の宗教的發展は著しく、黒住教・宗教等は此の頃發生し、明治八年から十七年にかけて修成派・大成教・大社教・神習教・扶桑教・實行教の如き教派を立て、御嶽教・神理教・金光教・天理教は明治十六年から四十一年にかけて獨立の教派として認められるに至つた。

【備考】

東照宮（栃木縣）、春日神社（奈良縣）、杵築神社（大分縣）、鵜戸神宮（宮崎縣）、など社殿に神佛習合の跡が窺はれる。

幕末になつて國學の勃興に依つて敬神尊皇の思想が國士の心を動かし、神道的精神の鼓吹と

なり、王政維新となつて(明治元年)、神佛分離が令せられ、千有餘年の弊習たる神佛混淆が打破されるに至つた。之に依り佛教上の言葉を以て神號としてゐるもの、及び佛像を神體としてゐる神社を改めさせ、佛具を除却させられたのである(東照大権現・春日大明神・八幡大菩薩等の佛名が東照宮・春日神社・八幡宮等となつた)。かくて神社の社格制度は明治四年五月に定められた。

④佛教は轉迷開悟して佛の境地に到達させる教法である。此の悟と、迷と、迷を轉じて悟を開く方法を夫々佛陀論・衆生論・解脱論と稱へ、古來の語を以て謂へば佛・法・僧の三寶問題に歸する。佛實とは佛陀論(佛に關する總べての問題を論ずる)、法實とは解脱論(轉迷開悟の方法に關する總べての問題を論ずる)、僧實とは衆生論(人間に關する總べての問題を論ずる)である。

佛教の思想體系は普通に大乘と小乗とに分たれる。その區別は釋迦の入滅後五六世紀を経て釋迦の教義を敷衍して其の教の真髓なりと稱する一派が生れ、自ら大乘と稱し、從來の傳統的の佛教を以て小乗と稱へるに至つた。乗は運載(運乘)の義であつて、佛が教により衆生を乗せて迷界より悟界に運ぶ義である。そして其の運ぶのに大小があると謂ふのでかくは稱へる。小乗と大

乗との説く所には自利主義と自利他主義、個人主義と衆生主義、消極主義と積極主義との差異がある。即ち小乗教は自利主義であつて、自己のみが生死解脱の境地(涅槃)に入ることを念とし、然も涅槃に入りて後の活動に説き及ばないのに反して、大乘教は自利他利の圓滿(涅槃)を理想とし、特に利他を表として自利を裏とする。孰れにするも佛教の根本思想は人生を苦しみでありとし、此の苦しみがあるのは煩惱があるからで、此の煩惱を解脱すれば悟界に入るとする。その解脱境が如何なるものかは悟道に入つたものでなければ知る事が來ない。佛教で四苦八苦といふ語がある、四苦とは生苦・老苦・病苦・死苦で、八苦とは此の四苦に愛別離苦・怨憎會苦・求不得苦・五陰盛苦の四を加へるのである。世間で四苦八苦の苦しみといふは之から出たものである。一般人の心境が展開して佛陀となるのには修道が必要である。

釋迦を唯一の佛陀と認めたことは在世當時に於ても滅後に於ても教徒として思慕の餘り、發露する自然の心情であるが、程なく一佛には肉身と法身との二身を具有するといふ思想に發展した。それは生者必滅會者定離、肉身生滅教法(法身)常位の思想に基くものである。故に法身佛は理論佛であつて例へば大日如來・毘盧舍那佛の如きものである。然るに又報身佛といふ觀念がある(法華經)。報身佛は理論佛である。理論佛は今現に存してゐる佛であるが過去に成佛した釋迦佛

の如く肉身の親しみが無い。然るに教徒は教祖を思慕して止まないから、信仰佛としての報身佛（理想佛）が何時しか創造された、その代表的のものが阿彌陀佛である。阿彌陀佛は西方極樂淨土にましまして現に諸佛を導いてゐると説いてある。又他に應身佛といふ觀念がある。機縁に應じて化現する佛陀であつて、釋迦の如き肉身佛をいふのである。

教科書に我が國の佛教諸派は大乗教であると述べたが法相宗だけは小乗教だと考へる人もある。

【備考】

教科書に掲げた宗派の順序は我が國に於ける創始又は傳來の順序である。

①基督教は愛の教へである、(福音は教への言葉といふが如き意である)。基督教は猶太教に胚胎し、人間の祖アダム、エバは神に背いた者であるから、人生は罪惡なりと觀るのである。そして神は人類を濟ふ爲に神の子基督を人間界に下し給うた。かくて基督は人類の罪を贖ふ爲に十字架にかゝつたのであるから、基督を信仰すれば基督を通じて神の愛に救はれ(榮を受けて)神の國(天國)に入ることが出来ることと説くのが根本の教理である。けれども基督教典たる聖書の解釋を異にすることより種々の分派を生じた。

②教授上の注意 日本の國民性は現世的である爲に他國民に比し古來宗教に對する態度は概し

て冷淡である。けれども宗教は精神上の糧であつて人生に缺くべからざるものである。本章に於て説く所は甚だ簡單である爲に各宗教の教義を十分に明かにすることは困難であるけれども、之に依つて多少なりとも宗教に關心をもつことになれば目的は足るのである。

教授の際各宗教の經典につき説明することが出来れば一層よいことと思ふ。

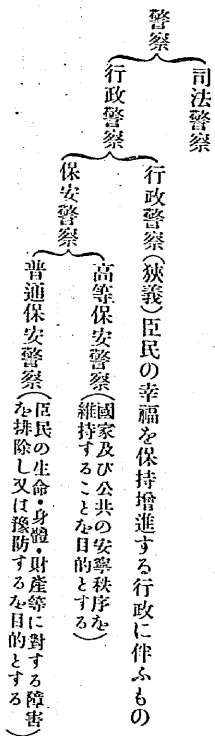
宗教は迷信を伴ひ易いものであるから、信仰と迷信との區別につき特に正確な理解を與へて置きたい。

國家の宗教制度に就ては公民科の性質上能く説明して置く必要がある。宗教の本質内容のみを説いて制度を説かないのも、制度のみを説いて宗教の本質内容に觸れないのも片手落である。

けれども宗教を説くに當つて一宗一派の宣傳に陥ることは嚴に戒めねばならぬ。

第八章 公安

●警察 は左の如く分類する



行政警察は單に内務大臣及び其の系統の官廳のみならず農林・商工・逓信・鐵道其の他の官廳に於ても其の主管の事項に關して管掌するのである。例へば銀行業や無盡業は金融經濟發達の上から大藏省に於て取締り、空中交通中航空機に關することは逓信省に於て取締り、蠶業上の取締りは助長行政たる養蠶製糸業の發達進歩を期する上から取締り(農林省主管)、保險業や取引所は保險や取引の不正を避け其の健全な發達を期する上から商工省に於て取締るのである。一二の例を左に示さう。

蠶糸業法

第十三條 地方長官ハ第十一條ノ検査に合格シタル蠶種ニハ證印ヲ押捺シ其ノ検査ニ合格セサル蠶種ハ之ヲ燒却スヘシ

第十九條 主務大臣ハ蠶種又ハ繭ノ賣買又ハ取引市場ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三十五條 當該官吏吏員ハ蠶病豫防ニ關シ蠶種又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ノ店舗、倉庫、製造場、飼育場等ニ臨檢シ物品及帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ必要ナル分量ニ限り無償ニテ物品ヲ収去スルコトヲ得

地方長官ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリト認ムルトキハ當該官吏吏員ヲシテ前項ニ掲ケタル場所ニ臨檢シ犯罪嫌疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類ヲ搜索シ若ハ之カ差押ヲ爲サシムルコトヲ得

臨檢、尋問、搜索又ハ差押ニ關シテハ間接國移犯則者處分法ヲ準用ス

害蟲隔離豫防法

第三條 害蟲田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ地方長官ハ豫メ期限ヲ定メ該田畑

ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ(第二項略)

第六條 地方長官ハ驅除豫防ノ爲必要アルトキハ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物、藥程、刈株、雜草ヲ拔棄若ハ燒棄スルコトヲ得(第二項略)

警察執行機關 の中で普通に警察官吏と稱する者は警視廳・北海道廳・府縣の警察部長・警視・警部・警部補・巡查であるが、此の外にも特殊の警察官吏としては警察事務に従事する地方技師・衛生技師・警察技師・建築技師・衛生技手・警察技手・建築技手・消防部長・消防士・消防手等がある。普通警察官吏の中巡查は判任官の待遇を受けるが警部補・警部は判任官、警視以上は奏任官である。

●公安 を維持する爲警察權を行使する場合は風俗取締・集會結社取締・多衆運動取締・交通取締・營業取締・衛生取締・思想取締等が著しいものである。

一、檢束及び假領置 泥醉者・風癪者・自殺者其の他救護を要する者の檢束及び暴行、鬭爭其の他公安を害する者の豫防検査は何れも翌日の日設に至らない間に限る。又武器・兇器其の他危險物の假領置は三十日を超えることを得ない。

二、臨檢及び點檢 身體・生命又は財産に對し危害切迫せりと認めるときは夜間と雖現居住者の意見に反して邸宅に侵入臨檢することを得る。賭博・密賣淫の現行ありと認めるときも亦同様である。

三、健康診斷及び強制治療 密賣淫犯者又は其の前科者にして尙ほ密賣淫の常習ある者に對しては其の意に反しても健康を診斷し若は指定醫師の診斷を受けしめる。又傳染性疾患に罹れば必要に應じ病院に入らしめ、又は指定醫師の治療を受けしめ、治療に至る迄指定の個處に居住せしめる。

四、直接強制 天災事變に際し、又は特別の規定ある場合、危害豫防又は衛生の爲必要と認めるときは身體物件に對し直接強制手段を用ひることが出来る。

五、代執行 法令又は法令に基く處分に依り命じた行爲不行爲を強制する爲、行政廳は自ら義務者の爲すべき行爲を爲し又は第三者をして之を爲さしめ、其の費用を義務者から徴収する。

六、所罰 強制すべき行爲が代執行に適せず又は不行爲を強制すべきときには二十五圓以下の過料に處する。けれども所罰は豫め戒告した後でなければ行ふことが出来ない。

③災害防止 災害殊に火災は個人の不注意が原因になつて起ることが多い。故に各個人を戒めることは公民科教育に於ても必要であるが、火氣の取締方法や避難方法を教へるのは其の目的でない。要は災害を防止することは共同生活の義務であると共に其の起つた場合には社會人として執るべき途があることを徹底させるに在る。

④公衆衛生 は傳染病の豫防、公衆衛生に關する思想の普及、公衆衛生に關する國家及び公共團體の施設取締に對する理會を十分にし、各個人の衛生思想の發達が公衆衛生を改善する所以であることを知らしめる。けれども個人衛生方法や保健方法を説くことは理科の領域であるから公民科では連絡裨補することに努めるのを以て足る。

第九章 地方自治

①地方自治の沿革

(1)大化以前の社會は氏族團體を以て法律的經濟的的政治的生活の單位としてゐた。氏族は家族を細胞とする血族團體である。古事記や日本書記によつて傳へられる所を見ても純然たる血族團體ではなく部曲・夜都古の如き血族關係のない者を含んでゐた。要するに氏族は血族を中心として團結してゐる團體である。そして氏神が團結を固める力であつた（我が家の●を参照）氏族の長を氏の上と謂ひ、氏族を統率して氏神の祭祀を掌り、氏人の裁判權をも有ち、又氏人を氏族から追放するやうな制裁をも行つてゐた。されば氏族は或る程度の自治團體であつたと思はれる。

(2)降つて江戸時代になると村は立派な自治團體となつてゐて、租税の如きは代官が村に對して配賦し村は更に村内の百姓に課してゐた。村の自治制度は群雄割據の戰國に處して其の生命・財産等を保護する必要から自衛手段として發達したものと思はれる。豊臣秀吉は此の自治團體を利用して法令の徹底を圖る爲に村人の犯した罪を一村に及すことを宣言してゐた。村は斯様に利用された爲に發達を促進したことは事實である。

村の自治機關の代表的なものは地方三役と稱する名主・組頭・百姓代の三者である。名主は主として關東地方に於ける名稱であつて關西地方では之を庄屋と稱し、世襲の地方もあつたが多くの百姓全體から選舉して代官が任命していた。名主は人別改・宗門改・五人組改・送り一札（戸籍事務）検見の立會・年貢の配賦及び取立・訴訟の仲裁・證書の奥書・村内の風紀取締・勸農・水利・土木等を管掌してゐた。組頭は關西方面では年寄又は脇百姓とも謂ひ、公儀や村の用を勤め、百姓全體から選出してゐた。又村には百姓代と謂ふ者があつて、總べての百姓に代つて名主・組頭を行ふ年貢の割賦や村入用を監督してゐた。又百姓寄合が名主の招集に依り或は自發的に催されて、村の重大事項や年貢の割賦や村入用等を協議する所もあつた。

地方によつては大庄屋・割元・總代等の村役人があつたが、大庄屋や割元は數ヶ村を支配するものである。

村の住民は村役人・本百姓・水呑百姓から成つてゐた。本百姓は村内に家屋・敷地・田畑を所有し年貢の割賦を受けるもので、水呑百姓は小作人であつた、

(3) 以上は村の自治に就いて述べたのであるが、戰國時代には堺（和泉）・山田（伊勢）・小田原（相模）の如き都市は強大な自治權があつて、織田・豊臣二氏も相當統一上になやまされ、江戸時代

になつては自治權も失はれて町奉行の治める所となり、都市内町々の有する自治權は弱小であつた爲江戸時代に迄も及んでゐた。そして江戸及び大阪には町奉行があり、其の下に與力・同心・手先等があつて官治行政を掌り、江戸の町々及び大阪の町々には前述の如く自治が認められてゐたので江戸の町には名主、大阪の町には町年寄があつて町入費の取立・訴訟の勸解・人別改・宗門改・證書の奥書加判・消防・橋上・水道落口の掃除等の事務を執行してゐたことは村方の名主と同様である。又江戸の町には名主の上に町年寄、大阪の町には町年寄の上に總年寄なるものがあつて町奉行に隸屬し町の役人を監督してゐた。そして江戸の町々の住民は地主・家守・地借人・居借人の四階級に別れ、大阪町々の住民は町人・準町人・借家人の三階級に別れてゐた。

(4) 五人組制度 は江戸時代に於て近隣五戸を以て一段とし、官より組織を強制されたもので、村方では最寄最寄で組織してゐたが、町方では向三軒兩隣を以て組織してゐた。此の制度は牢人と耶蘇教信者とを取締り、領内の公安を維持することを主要目的とし、又百姓の逃散を防ぎ、奢侈を戒めることにも利用してゐた。此の制度にも自治的分子はあるが、之を以て自治制度の起原とすることは出来ない。

② 地方自治 明治維新は舊弊を打破し諸制度の建直し時代であるから、從來如上の如き自治

が行はれてゐたのを整理し、歐米の制度を参酌して國家の他の諸制度との調和を圖り、國政の圓滿な遂行を期する爲に、現今の地方自治制が施されたことは、明治二十一年市制及び町村制公布の上諭を拜し、且つ地方自治制度立案の衝に當つた當時の内務卿山縣有朋公の立案の趣旨を見れば能く分かる。左に之を録する。

市制及び町村制上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及ヒ町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及ヒ町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

内務卿の立案趣旨

我が從來ノ五人組・庄屋・名主・總代・年寄ヲ設ケタル制度ノ中ニ於テモ自治制度ノ精神固ヨリ存スト雖モ、明治二十年トモナリテ歐米列國トノ間ニ處スベキ當時ナレバ他ノ制度トノ調和ヲ圖ル爲メ、勢ヒ諸案ノ形式ニ於テ歐洲ノ制度ヲ參照スル必要殊ニ切ナルモノアリ。從ヒテ自治法案ノ如キモ、我が邦古來ノ自治ニ關スル精神ヲ基礎トシテ明文上自治法規ノ完備他ニ優リタル獨逸ノ自治制度ニ則リ其ノ形態ニ遵據シテ我が邦自治法案を起草セシム

我が最初の市町村制案は獨逸人モツセの起草したものである。そして以上上諭にある所を更に立案の趣旨に照じ、自治制度を施かれた理由を説明すると、教科書本文の如くなるのである。

③我が郷土の項目を教授要目に掲げてある。此の項目では各自に郷土の自治の現狀を研究させて、愛郷心を培ひ、更に之を擴張して愛國心を涵養させねばならぬ。

自治の發展は愛郷心を基調とする。西行法師や芭蕉の如き滄浪詩人も、晩年は故郷に憧憬れ、故郷に歸つて一生を終つた。芭蕉が師走の末、伊賀國に歸り父母の膝下にたはむれた昔を懐ひ出し、

故郷や臍の緒に泣く年の暮

と詠じた。三十七歳で世を捨てた西行も、

柴の庵のしばし都へ歸へらじと

思はんだにもあはれるべし

などと詠つてゐる。良寛和尚も二十年間雲水を友としてゐるが、

草枕夜ごとにむすぶやどりにも

結ぶはおなじふるさとの夢

と詠み、その後故郷に歸つて往生を遂げた。

④本章に於ては地方自治の國家社會に必要な所以を説き、共同して團體の事に當るには互譲的及び犠牲的精神の必要な所以をも了得させねばならぬ。共同事業に就て互譲的精神は結局共同の精神に一致する。

第十章 市町村

●市町村の構成 市町村は明治十一年太政官布告郡市町村編成法に依り、全國の府縣の下に都市及び町村に分割された、市町村は公共團體（又は自治團體）中の地方團體（地方自治團體）に屬するから、一定の地域と住民と自治權より成立してゐる。

地域は市制第一條に「市ハ從來ノ區域ニ依ル」と規定されてゐるから、市制發布の當時沿革的に占めてゐる區域が市の地域となるのである。此の點は町村に於ても同一である。けれども此の區域は市町村の廢置分合・所屬未定地編入（海に洲が出来たもの又は海の埋立等に依り陸地となつたもの）に依り、從來の區域に境界變更を來すことがある（市制三條一六條、町府制三條一四條）。

そして住民は市町村内に住所を有するの事實に依つて定る。又自治權は國家より傳來したもので市制及び町村制に其の根據を求めることが出来る。

●市制町村制の施行地域 市制は元沖繩縣と北海道には施行されてゐなかつた（區制が施行されてゐた）が、大正十年沖繩縣に先づ施行され、同十二年に北海道にも施行され、現在では全國に施行されてゐる。町村制も沖繩縣及び島嶼地と、北海道とは別個のものが施行されてゐたが、大

正十年には沖繩縣は一般の町村制が施行されるやうになり、現在では北海道と東京府下の伊豆七島に對してのみ嶋嶼町村制が施行されてゐる。尤も伊豆七島の一部の小嶼には孰れの町村制も施行されず、嶋嶼町村制に準據して村の行政をしてゐる。樺太・朝鮮・臺灣等には又別個の自治制度が施行されてゐる。

(注意)

一市町村と府縣とは自治の範圍に基た廣狹がある。之は境界變更を爲す場合にも窺はれる。即ち市町村の境界變更を爲さんとするときは府縣知事は關係ある市町村會の意見を徴し、府縣參事會の議決を経、内務大臣の許可を得て之を定めることになつてゐる(市制四條)。然るに府縣の境界變更を要するときは法律を以て之を定めることにしてある。市町村・府縣の廢置分合の場合に於ても略同様の差がある。

一市町村と府縣との自治範圍の廣狹は議決機關(市町村會と府縣會)の權限及び執行機關(市町村長と府縣知事)の構成方法の差に於ても窺はれる。此等の點は後に至つて詳説する。

三住民 たる資格を得るのには住民たるべき市町村に住所を有することは必要であるが、其の年限は問ふ所でない。住所を有すると謂ふには、一戸を構へると寄宿するを問はない。唯生活

の本據を有する事實に依つて定る。そして生活の本據は二つあることはない。故に住所は唯一ヶ所あるだけである。けれども住所と居所とは並び存することを得る。居所は現在居る所であるから、生活の本據とは必然的の關係を有しない。

住民としての權利義務は(一)市町村の財産及び營造物を共用する權利と(二)市町村の負擔を分任するの義務とである。

けれども市町村の負擔に任する者には三ヶ月以上滞在する者もあり、又市町村内に土地・家屋・物件を所有し使用し若は占有し、營業所を設けて營業を爲し、或は市町村内に於て特定の行為を爲す者もあるから、負擔分任は住民固有のものではない。唯住民は住民たるの事實のみに依つて負擔に任じ、他の條件を必要としない所に本質的の區別がある。

市町村の財産は(一)収益を目的とする基本財産の如きものと、(二)公益を目的とする財産で營造物以外の物例へば貸付資金(市町村獎學貸付金等)の如きものとあるが、住民の共用する財産は公益を目的とする物に限るのである。住民の共用すべき營造物としては學校・圖書館・病院・水道瓦斯・電氣・公會堂・公園等がある(營造物といふ語は工作物なるかの如き感を與へるが、必ずしもそのみに限らないことを了解させるがよい)。

市町村住民の中で一定の條件を備へた者が公民となるのは茲に管々しく述べる迄もない。之を積極條件と消極條件とに分けることが出来る。教科書一〇七は消極條件である。

【備考】

大正十五年市制・町村制の改正される以前は公民たるの積極條件として帝國臣民にして獨立の生計を営む年齢二十五歳以上の男子、二年以來市町村の住民と爲り、其の市町村の負擔を分任し、且つ其の市町村内に於て地租を納め、若は直接國稅年額二圓以上を納めることを要した。然るに改正制度實施後は此の負擔の分任及び納稅の條件が撤廢されたので、公民の範圍が擴張されて一般的になつた。そして斯様な公民が市町村會議員の選舉權を有するのであるから、此の改正制度に依る選舉を普通選舉と稱へるのである。

公民が議員の選舉に參與し、名譽職に當選した場合に之を擔當すべき義務を負ふ所に、市町村自治の本質的な特色があることを留意せねばならぬ。

④議員選舉

選舉權を有する者は被選舉權を有するのを原則とする。けれども例外として在職の檢事・警察官吏・收稅官吏は市制・町村制の規定に依り被選舉權を有しない。又判事は裁判所構成法に依り、會計検査官は會計検査院法に依り、陸海軍の法務官は陸海軍の軍法會議法に依つ

て被選舉權を有さない。教科書では會計検査官・法務官の如き稀な例に屬する者を一々列挙することを避けた。選舉に關係ある官吏や市町村吏員が其の關係區域内で被選舉權を有しないことは教科書記載の通りである。

選舉は投票の方法に依つて行はれるのであるが、投票には被選舉人の氏名を自署することを要するのであるから、自ら被選舉人の氏名を署することを得ない者は選舉權があつても投票することとは出来ない。但し盲人は點字を以ても投票することが出来る。されば選舉權は投票權と區別して考へねばならぬ。

投票用紙に被選舉人の氏名の外他事の記入を爲したものは無効となるが。○とか×とかの如き印を記入するのは、勿論他事の記入となるのである。但し身分・住所又は殿・様・閣下の如き敬稱の類を記入したものは差支ない。他事の記入を無効とする理由は、被選舉人又は其の運動者の請託を容れて投票し、投票者の何人なるかを暗示する爲に印を附することがあつて、無記名投票の趣旨を没却するからである。

被選舉人の氏名を自書しないものを無効とするのは、他人の拘束をも受けざらしめる爲に、投票を秘密とする趣旨を没却する場合を生ずるからである。

▲勅令を以て指定する市の選挙特例(市制三九條ノ二、市町村制施行令二二條三二條)

(1) 勅令を以て指定する市の市會議員(又は東京市の區の區會議員)の選挙に議員候補者たらしとする者は、選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日前七日目までに其の旨を選挙長に届出でねばならぬ。又選挙人名簿に登録された者が他人を議員候補者と爲さんとするときも、同様に其の推薦の届出を爲すことが出来る。かくて議員候補者は選挙長に届出をしなければ候補を辭退することが出来ない。そして議員候補者の届出又は推薦届出を爲さんとする者は議員候補者一人に付二百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託しなければならぬ。

(2) 選挙立會人の特例 議員候補者は選挙人名簿(選挙區ある場合に於ては當該選挙區の選挙人名簿)に登録された者の中より本人の承諾を得て選挙立會人たるべき者一人を定め、選挙の期日前二日目迄に市長(市制第六條の市に於ては區長)に届出ることが出来る。そして此の規定は投票立會人及び開票立會人にも之を準用する。

投票の拒否は選挙立會人又は投票立會人の意見を聴き、選挙長又は投票分會長が之を決定する。
(3) 投票無効に關する規定の特例 市制第二十八條は投票無効の場合の規定であるが(教科書、勅令を以て指定する市の選挙では同條に定める外に議員候補者に非ざる者の氏名を記載した投票も無効となる。)

票も無効となる。

そして又投票の効力は選挙立會人又は開票立會人の意見を聴き選挙長又は開票分會長が之を決定することになつてゐる、此の點が一般市町村の議員選挙の場合に選挙立會人が原則として其の認定をするのと異なる所である。

(4) 無投票常選 勅令を以て指定する市の市會議員(東京市の區會議員共)候補者が其の選挙に於ける議員定數を超えないときには其の選挙區に於ては投票を行はないう選挙會を開き議員候補者を常選者とする。

(5) 選挙運動 勅令を以て指定する市の市會議員(東京市の區會議員共)候補者は選挙事務長一人を選任せねばならぬ。けれども候補者自ら選挙事務長と爲り、又は推薦届出者が候補者の承諾を得て事務長を選任し若は自ら事務長と爲ることを妨げない。候補者の承諾を得ないで其の推薦の届出を爲した者は、候補者の承諾を得ないで事務長を選任し若は自ら事務長となる事が出来る。選挙運動の費用は衆議院議員選挙と同様に一定の制限を受けてゐる。選挙事務所の數にも一定の制限がある(市制三九條ノ二、衆議院議員選挙法一〇章一、一章其の他、市町村制施行令二九條一三二條)。

一般の市町村及び勅令指定の市を通じて議員選挙に於ては、何人と雖投票を得若は得しめ又は得

しめざるの目的を以て戸別訪問を爲すことを得ない。何人と雖此の目的を以て連續して個々の選舉人に對し而接し又は電話に依り選舉運動を爲すことを得ない(罰則がある)。

(例)市制第三九條ノ二の規定に依り指定する市區(府縣制準用選舉市區)は左の如くである。

東京市 京都市 大阪市 堺市 横濱市 横須賀市 川崎市 神戸市 姫路市 長崎市 佐世保市 新潟市 長岡市 前橋市 宇都宮市 津市 名古屋市 豊橋市 静岡市 濱松市 甲府市 岐阜市 長野市 松本市 仙臺市 青森市 山形市 福井市 金澤市 富山市 岡山市 廣島市 吳市 下關市 和歌山市 徳島市 高松市 松山市 高知市 福岡市 久留米市 門司市 大牟田市 八幡市 大分市 熊本市 鹿児島市 那覇市 札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 高崎市 盛岡市 小倉市 岡崎市 東京市ノ區

市町村長の職務権限 市制には

第四十一條 市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十二條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ(以下略)とあり。然るに府縣制には第四十一條 府縣會ノ議決スヘキ事件左ノ如シ(以下略)

とあるのは兩者職務権限の本質的差異を示すものである。即ち市町村會の職務権限は一般的であ

つて、市町村に關する總べての事件を議決するのを原則とし、第四十二條に掲げるものは其の概目に過ぎないのに反し、府縣會のそれは限定的で、第四十一條に列舉されたものに限るのである。

【備考】

市町村會議決事項の概目中ニに使用料とあるのは營造物(圖書館・棧橋・動物園・水道・墓地・公會堂等)の使用料(入場料も使用料の一種である)を謂ひ、手数料とは印鑑證明料(印鑑證明に就ては法令の根據はな。身元證明料の如く市町村に一定の事務上の手数をかけた場合、住民より徴収する收納金を謂ひ、加入金とは舊慣に依り市町村住民中既に財産又は營造物を使用する權利を有する者がある場合、其の仲間に加ふる如き場合に徴収する料金である(市制一三條・一一〇條。此等の料金額は總べて條例で定める。(ホ)にある夫役は勞力を提供させること、現品は現物を提供させることを謂ふ。

教科書百二十頁頭註にある勅令を以て指定する市は東京市・京都市・大阪市・横濱市・神戸市・名古屋市である(昭和四年勅令一八九號)。

市町村會議長及び議員は自己又は父母・祖父母・妻・子孫・兄弟姉妹の一身に關する事件に付ては其の議事に參與することを得ないのを原則とする。但し市町村會の同意を得たときには會

議に出席して發言することが出来る(市制五四條、町村制五〇條)。

市町村會議員は市町村會の議決すべき事件に付市町村會に議案を發することか出来る。けれども歳入出豫算に付ては發案權がない(市制五七條ノ二、町村制五三條ノ二)。随つて議決に依り豫算を削減することは出来るが増加することは出来ない、蓋し豫算増額は發案權の侵害となるからである。議員が市町村會に議案を發するには議員三人以上より文書を以て之を爲さねばならぬ。

【備考】

議員は選舉人の指示又は委囑を受けることが出来ない。蓋し一旦選舉を終り議員とならば公の機關であつて選舉人の代理人ではないからである(市制五八條、町村制五四條)。

又議員は會議中無禮の語を用ひ、又は他人の身上に涉つて言論することを得ない(市制全上、町村制全上)

市役所・町村役場

【備考】

東京市・京都市・大阪市の區は法人である。尙ほ此の外に法人たる區に財産區と學區(地方學に依り設けられた區)とがある。百二十三頁頭註を參照し教授時間に餘裕があらは茲まで論及するもよい。

市町村長 と市町村會とは互に相監督し合つて市町村行政の圓滿な遂行を期するのが市制町村制の妙趣である。傍點を施してある説明(百十九頁、百二十四頁)に注意して玩味せられたい。他の教科書が一言も此の妙趣に論及してゐないのは遺憾である。

百二十四頁頭註に記載の事項は市長の重大なる權限である。けれども餘りに教材が豊富になるから本文に入れてない、時間の都合で之を活用せられたい。

固有事務と委任事務 市町村の事務は固有事務と委任事務(法令に依り國・府縣等から委任を受けて處理する事務)とに區別するを得べく、又必要事務と隨意事務とにも區別することを得る。委任事務は總べて必要事務に屬するが固有事務中には必要事務と任意事務とある。

道路・橋梁・消防・都市計畫等の爲に市町村は經費を負擔するけれども、之は市町村の固有事務でもなければ委任事務でもない。唯市町村長が國家の機關として事務を處理するだけである。都市計畫法などで行政廳と稱するのは市町村長の類である。

【備考】

國又は他の公共團體の事務は市町村に委任する場合と市町村長に委任する場合とある。市町村に委任された事務は固有事務でなくとも市町村會の議決を要するのである(教科書百三十

四頁。國の事務が市町村長に委任された場合は上述の如く國家の機關となるのである、戸籍事務は市町村長に對する委任事務であるが、國稅の徵收事務の如きは市町村に對する委任事務である。

教科書には委任事務は「國家又は他の公共團體から委任された事務」である旨を述べてあるが一層正確に謂ふならば公共團體以外の事務でも法律命令を以て市町村に執行を委ねられることがある。市制・町村制第二條は此の事を明かにしたものである。

(印鑑證明などは慣例に依る國家の事務と見てよい。)

●市参事會員 は隔年選舉する。大正十五年までは市會議員の任期と同一であつたが市會議員と異り專横に陥り種々の弊害を生ずる惧があるので二ケ年に短縮されたのである。

●市町村の財産 收益を目的とする市町村の財産は基本財産として維持する。基本財産は元本を處分しないのを原則とするが、積立金數は積立目的の爲には之を費消することが出来る。基本財産と雖相當の理由があつて府縣知事の許可を得れば處分することが出来るのである。

第十一章 府縣並に北海道

●府縣及び北海道 府縣に關することは府縣制に、北海道に關することは北海道地方費法及び北海道會法に定められてゐる。府縣が法人たることは府縣制第二條に明記してあるが、北海道が法人たることの明文はない。けれども前記地方費法は權利義務に關する規定が大部分を占め、權利義務の主體(法人)として見なければ他に考へ方がない。從來はそれで地方費法を法人としてゐたが、現今では地方費法は北海道なる法人の地方費に關する規定であるとの解釋を執つてゐる。

教科書では北海道に關することは頭註に述べて府縣との説明の重複を避けることにした。

尙ほ新領土及び租借地に於ける上級の地方團體は大體に於て府縣制を模したもので、四圍の情況に適應させる爲に自治の範圍が府縣程に廣くないだけであるから詳述することを避け、教科書百三十六頁頭註に掲げることにした。必要に應じ道制・臺灣洲制・關東州會制等夫々の原據を参照せられたい(朝鮮の道制は昭和五年十一月全部改正された同府制色。)(面制も同年十二月に全部改正されたから注意されたい)

●府縣會 從來市部及び郡部の經濟を分別した府縣(東京・京都・兵庫・愛知・廣島)では、内務大臣は府縣制施行令の規定に基き其の區域に依つて市部及び郡部の經濟を分別し、郡部會及び

郡部參事會並に郡部會及び郡部參事會を設けしめてゐる。

市部會及び郡部會を設けた府縣では名譽職參事會員の定員は十二人とする（府縣制施行令四（八條―五四條ノ二）名譽職參事會員の任期は二年である）

【備考】

市町村會では市町村會議員に於て市町村會に議案を發する權能があるが、府縣會では議員に此の權能がない（自治範圍の廣狹に注意のこと）。

③府縣廳 は府縣に於ける國家の行政事務（官治行政）と自治團體たる府縣の行政事務とを處理する事務所である。府縣に於ける國の事務を處理する爲の官制は地方官官制に、北海道に於けるそれは北海道廳官制に定められてゐる。

【備考】

府縣は一面國の行政機關であると共に他面自治團體であると述べるのは正しくない。蓋し府縣は行政機關ではないからである。

④府縣の財務 市町村は税を補充的収入としてゐるのに反して、府縣では税を第一次の収入としてゐる。府縣税に就ては府縣制施行令第二十六條乃至第四十五條に明文がある。尙ほ教科書下

卷第十一章財政に於て詳説してある。

⑤市町村と府縣との自治の範圍の差異 を知らしめ府縣の官治と自治との相關關係を知らしめるには官治と自治とを同時に教授するのが最も策を得たものである。

⑥教授要目 には我が府縣なる題目がある。此の項で學校所在地府縣の事業・豫算等を知らしめる。

第十二章 農村と都市

●農村生活と都市生活 教授要目では農村と都市・農村生活・農村の開發と都市生活・都市の改善とに分別してある。けれども教科書では之を農村生活と都市生活・農村の開發・都市の改善に分別し農村と都市との比較は農村生活と都市生活の項の中で説明することにした。兩者の比較は常に生活に交渉をもつからである。

●農村の開發 農村の疲弊は一人當の耕作段別が逐次減少するのが第一の原因である。之を匡救する方策は一面未墾地の開墾等も必要であるが、他面農業を組織的にし、成るべく廣範圍に涉つて共同經營を行ふと共に副業の工業化及び農村及び農業の工業化を圖ることが必要であると思ふ。けれども之は謂ふは易くして行ふは容易のことではない。要は實業教育の振興を圖つて其の發達を促すのが第一である。丁抹農業の發達は高等國民學校の力に因ると謂はれてゐる。

【備考】

丁抹の農業は以前耕種農業であつたが狹隘な國として米國から歐洲に移入する廉價な穀物に對抗することが出来ないで畜産主義の農業に變つた。そして肉製品や乳製品につき作業及

び販賣の共同が行はれてゐる。それで農家一戸當の収入は平均一ヶ年四千數百圓に上つてゐる。村落には優秀な牧師を招聘して青年を指導し音樂會や茶の會を催す會堂もあり、道路は整備してゐるから馬車や自動車で遠方から集つて來るといふ愉快な生活である。

副業の工業化及び農業の工業化は農業と工業との提携である。農業は工業の發達の爲に決して其の存在價值を減少しないばかりでなく、兩者は互に手を取り合つて堅實なる發達を遂げる。

副業は本業に對する名稱であつて本業の時間・努力・資金等の餘裕を利用して収入を擧げる手段にするのである。されば副業は寧ろ本業の一部を構成するものと見るべきである。

農村の工業化は教科書に掲げてあるやうに農産物を原料として工業化を圖るのが理想であつて、醗酵化學其の他農藝化學を應用し或は罐詰其の他各種の貯藏法を利用する如きも一方法であるが、農業者保護の立場から謂へば人工を要することの多い事業が農閑を利用するのに最もふさはしい。石川縣の山中温泉場のある山中村は自轉車リム（輪）の有名な産地で、東京・大阪の自轉車工場に販路を有し、加賀リムとして聲價が高い。それは自轉車リムが木製であつた頃、木材を得るに便宜な山間部落に副業的に興つたのであるが、現今では一般に薄鐵板を使用するやうになつたけれども、山中村では之に順應して原料を全部輸入し、英國製の機械を使用して

製造を續けてゐる。而も電力利用上に便益があるのと、農閑を利用して低廉な勞力を以て製造するから、生産費も低廉であるし、勞働者に移動がないから技術に熟練して優良な製品を産出することが出来るのである。今や我が國リム産額の八割を占め、東洋では印度・南洋諸島に迄も輸出し、職工の使用は約二百人で其の一人一ヶ月の収入は七八十圓に達してゐることである。農村の副業が斯様な状態にまで進歩すれば、農家に於ける次男坊以下の處分問題も解決され、農業組織の改善と相俟つて農村の開発になると思ふ。兎も角農村副業の工業化は色々の途があるから、農民は從來の如き消極的態度を棄て、積極的態度に出でねばならぬ。

【備考】

農業倉庫に就ては未だ一般的に知られてゐないから、左に之を明かにして置く。

農業倉庫法

第一條 本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 農業ヲ營ム者カ其ノ生産シタル穀物、繭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者

前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移轉アリタルトキト雖農業倉庫業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間内ニ限り之ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ前三項ノ規定ニ依ラス物品ノ保管ヲ爲スコトヲ得

第三條 農業倉庫業者ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ爲スコトヲ得

第四條 産業組合、農會、農業ノ發達ヲ目的トスル公益法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ第一條第一號ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

命令ヲ以テ指定スル産業組合聯合會ニ非サレハ第一條第一號ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第七條ノ二 農業倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ倉荷証券ヲ交付スルコトヲ要ス
(以下略)

農業倉庫獎勵規則

第一條 農林大臣ハ農業倉庫及聯合農業倉庫獎勵ノ爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

③本章の教授と公民科教授の態度 従來の修身書等に書いてあるように唯單に農村を謳歌して都市集中を避けんとするが如き口先の説法を以ては、學習者は通り一邊の御役目説法としか受け入れぬであらう。都會に憧れてはならぬと説く修身書乃至公民教科書があつても、疲弊に打續く農村を打開する途を説いて後でなければ何等の實教育とはならず、單に形式教育・教壇教育にのみ終るであらう。是が道學者流の修身書・公民書に何等の感銘のない所以である。之は單に農村生活と都市生活を教授する場合にのみ起る問題ではない。教育者は總べて手段方法を極めて後、目的に到達させるだけの實際教育を施す覺悟がなければならぬと思ふ。

④都市の改善 都市は集團生活である爲に交通・保安・衛生・經濟等に亘り爲すべき施設が鮮なくない。而も市街地の多くは舊城下であるのに加ふるに都市集中の傾向の爲に雜然たる膨脹をして來たから、都市計畫の施行は急務であると謂はねばならぬ。都市の改善は單に都市計畫のみには止まらない。都市を住み心地の良いものにする事業は總べて此の内にに入れて考へねばならぬ。されば補習學校公民科教授要綱では住宅組合も此の項の中に説明すべきものとしてある。本教科書では住宅組合法本來の目的が社會政策にあるから下巻第十四章社會改善に於て説明すべきものとしてある。

【備考】

都市計畫の爲に公布された法律には都市計畫法と特別都市計畫法とある。特別都市計畫法は東京及び横濱の都市計畫に適用されるものであるが、此の法律に規定のない事項は都市計畫法に據るのである。都市計畫は國の事業であつて通常は行政廳が之を執行するので、自治團體は單に其の經費を負担するだけである。私人と雖政府の認可を得て區劃整理組合を組織すれば、土地區劃整理を行ふことが出来る。都市計畫の爲には特別税の他に受益者負擔金を賦課される。

住居地域・商業地域・工業地域は普通に市街地建築物法の適用に依つて設けるのであるが、都市計畫を施行する場合は都市計畫事業として行ふことになつてゐる。

第十三章 産業

●生産の要素と本教科書の編成要領 生産・交換・消費とか謂ふが如き章を設けて經濟學的體系を整へた説明をしないで、此等の内容を實際生活の説明中に織込むのが公民科の建て前である。けれども農業も工業も共に生産業であるから、各其の説明をすれば毎に生産の要素に觸れざるを得ない。唯生産上農業は資本よりも自然が重きを爲し、工業は自然よりも資本が重きを爲すの差があるだけである。依つて其の共通の事項は各産業の説明に入る前に述べて置くことが重複を避けることになるので、本教科書では生産の三要素に就ても、一般的共通の説明だけをすることにしてある。

●産業と國民經濟 一國産業の消長は直ちに國民經濟の消長に影響する。されば國家は産業の發達を企圖し國民全體を自差して産業上經濟上の施設經營を行ふのである。随つて一個人の産業上のことは國民全體に影響のない限り、自由放任の態度を執り敢て干渉を加へない。例へば金解禁を行ふのは國民經濟上の利益の爲に行ふのであるが之が爲に少數の商工業者は莫大な損害を受ける者もあらう。けれども解禁は一個人の利害よりも國民全體の立場から、換言すれば國民經濟

の立場から行はれたのである。破産に瀕する大會社を救済する（例へば日本銀行又は日本興業銀行等に命じて）のは、其の會社が倒れると其の會社に資金を融通してゐる大銀行が倒れ、續いて將棋倒しに他の銀行會社に影響するからである。故に政府が一個の大會社を救済したやうな場合でも盲目的に批判すべきものではない。

●企業組織の説明と本教科書の編成要領 企業の組織も主として商工業に共通の事項である。之を商業又は工業の項で説明する教科書もあるが、本教科書では共通事項として最初に述べたのである。個人企業に對し共同企業として會社と産業組合との一般を述べるのであるから、法人の一般的のことは此の際簡単に説明するがよい。此の便宜の爲に頭註に法人の種別を一言説明してある。

公法人の設立には主務大臣の許可（教育・宗教・學藝等は文部大臣、社）を要するが、原則として營利法人の設立には官廳の許可を要しない。けれども其の本店の所在地に於て設立の登記を爲さねば之を以て第三者に對抗することが出来ない。又其の本店の所在地に於て登記を爲さねば、開業の準備に着手することが出来ない。貯蓄銀行・無盡會社・取引所等は會社であつても公衆の利害に關ることが多いから、主務大臣の許可を要することにしてある。

合名會社の各社員は定款に別段の定がないときは會社の業務を執行する權利を有し義務を負つる。定款又は總社員の同意を以て特に會社を代表すべき社員を定めないとときは、各社員が會社を代表する。會社を代表する社員(登記を)は會社の營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有する(商法第二條)。

【備考】

商法第七八條 會社(合名會社)カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ビ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

會社ハ前項ノ期間内ニ其債權者ニ對シ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

商法第七九條 債權者カ前條第二項ノ期間内ニ會社ノ合併ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ會社ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ合併ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ異議ヲ述ヘタル債權者ニ對抗スルコトヲ

得ス

合資會社の商法上の取扱は別段の定めがないときには合名會社に關する規定が準用される。合資會社の無限責任社員は定款に別段の定がないときは、會社の業務を執行する權利を有し義務を負つてゐる。又定款又は總社員の同意を以て特に會社を代表すべき無限責任社員を定めないとときは、各無限責任社員が會社を代表する。

株式會社の設立には七人以上の發起人を要する。株主總會を招集するには會日より二週間前に各株主に對して其の通知を發しなければならぬ。そして其の通知には會議の目的たる事項を記載しなければならぬ。會社が無記名式の株券を發行した場合には會日より三週間前に總會を開くべき旨及び會議の目的たる事項を公告しなければならぬ。そして定時總會は毎年一回一定の時期に取締役が之を招集しなければならぬ。年二回以上利益配當を爲す會社では毎配當期に總會を招集することを要する。

定款又は株主總會の決議を以て取締役申會社を代表すべき者を定めた場合(登記するこ)には其の取締役のみが會社を代表するのは勿論であるが、特に會社の代表方法を定めないとときには取締役が各自會社を代表する(商法第七八條)。かくて出資者は經營に直接關係がないのを特色とする。

【備考】

商法第一七一條 取締役ハ定款及ヒ總會ノ決議録ヲ本店及ヒ支店ニ備ヘ置キ且株主名簿及ヒ社員原簿ヲ本店ニ備ヘ置クコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

産業組合 は組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲設立された社團法人であつて、小農・手工業者・少額所得者を保護する爲の制度である。そして其の發達は組合員の共同連帶の精神と信用とに依つてのみ期待し得る。

出資一口の金額は均一に定めなければならぬが普通は一口一圓である。

【備考】

組合の理事が數人ある場合に於て定款に別段の定がないときは、組合の事務は理事の過半数を以て決する（産業組合法三二條）。

又組合が理事と契約をする場合には監事が組合を代表する。

信用組合に就ては第十四章貨幣及び金融に於て更に説明する。

④ 企業の統制 は生産の統制を目的とし過剰生産を防止する手段に利用するから、此の項に於

て過剰生産と恐慌との大要を説明するのが便宜と思ふ。頭註を参照されたい。

經濟が人の生活を支配し經濟的活動が我々の活動の八割を占めてゐるやうな時代では、經濟市場を獨占して他人の不利を顧ず自己の利益にのみ汲々たるのは、社會生活の本義を忘れたものである。企業の聯合も合同も不當の競争を避け、需要供給の調節を圖り、生産者と消費者共に歩み寄つて利益を受ける制度に於てのみ道德的である。

【備考】

カルテルは競争を防ぐのが主目的であるから製紙とか紡績とか謂ふ如く同種類の企業に就て行はれるが、トラストは最初は同種類の企業に就て行はれるけれども市場の獨占を目的とするから、追々他種類の企業に對しても行はれる。例へば最初石炭・石油に就て行はれ次で化學工業製鐵業・造船業と謂ふが如く擴つて行くのである。かくなつて來ると專制暴君の如き振舞が始ることがあり勝である。

カルテルは販路や價格の協定契約をいひ、其の協定組合をシンデケートといふことがある。シンデケートは資本團といふ意味にも用ひられる。

⑤ 農業 には廣義と狹義とある。廣義の農業には養蠶・牧畜等までも含めるのであるが、茲では上巻 第十三章 産業

狹義の農業即ち耕作農業だけをいふのである。農業は國民に食糧、工業に原料を供給する任務を有するのであるが、殊に一國が食糧に付き自給自足を圖ることは其の獨立の上にも極めて重大な關係を有する。一朝有事の日に食糧の自給を得られなかつたならば、極めて心細い譯である。然るに我が國は人口の増加に伴ひ、明治三十年以後は米の供給が不足し、朝鮮米・臺灣米の外に外國米の輸入をも續けてゐる状態である。殊に水稻は天候害虫の影響を受け易く、年に依り産額に豊凶があり、加ふるに米は小麥の如く國際的の常食でなく産地も支那・英領印度・日本・英領印度支那・暹羅・蘭領印度等だけであるから、年に依り相場の高低が甚だしく、且つ種類に依り日本人の嫌忌するものもあるので、米を常食とする日本人は食糧上不安の地位に在ると謂はねばならぬ。けれども米食を一時に國際的の小麥食に變へることも容易でないから、漸次兩者を混食する習慣を養ふことは必要と思ふ。かくて一方に於ては農業經營を努めて集約的・科學的・共同的に行ひ、又稻の品種を改良して天候害虫の影響の鮮ないやうにして凶作を避け、生産費を減少し、餘剩努力を利用して副業を盛にし、農業の振興を圖らねばならぬ。尙ほ收穫増加の方法として土地改良（濕地を乾田とし、水利を良くする等）、未開地の開墾等にも力を盡さねばならぬ。此等のことに就ては下卷第十二章我が國の産業にも述べてある。

【備考】

助成團體としては教科書に述べた外尙ほ水利組合・耕地整理組合及び左の如き組合がある。

蠶糸業組合法 昭和六年三月三十一日公布

第一條 蠶糸業組合ハ左ノ六種トス

一 養蠶業組合

二 蠶種業組合

三 産業組合製糸組合

四 製糸業組合

五 糸問屋業組合

六 糸輸出業組合

第二條 蠶糸業組合ハ蠶糸業ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 蠶糸業組合ハ營理事務ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 蠶糸業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徴収スルコトヲ得

第十八條 養蠶業組合ハ其ノ地區内ノ養蠶實行組合ヲ以テ其ノ組合員トス

第十九條 養蠶實行組合ハ一定ノ地區内ノ養蠶者ヲ以テ之ヲ組織シ養蠶業ニ關シ組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

養蠶實行組合ハ法人トス

養蠶實行組合ノ地區ハ市町村ノ區域ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十七條 蠶糸業組合聯合會ハ左ノ七種トス

一 道府縣養蠶業組合聯合會

二 全國養蠶業組合聯合會

三 全國蠶種業組合聯合會

四 全國産業組合製糸組合聯合會

五 全國製糸業組合聯合會

六 全國生糸問屋業組合聯合會

七 全國生糸輸出業組合聯合會

第五十八條 蠶糸業組合聯合會ハ蠶糸業組合又ハ道府縣養蠶業組合聯合會ノ聯絡ヲ圖リ其ノ

共同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第五十九條 蠶糸業組合聯合會ハ法人トス

○工業 一國の國民經濟を發達させ、國富の増加を圖るのには農業の振興は固よりであるが、我が國の如く狭小なる國土で、而も耕地面積の鮮ない所では、農業經營の爲に國富を増加するには自然的の制限を受ける。随つて産業の中心は工業に移らざるを得ない。工業の振興は天然の資源を開發することも必要であるが、原料は外國から輸入することも出来る。スキスの精密機械工業の發達はスキスに原料のある爲ではない。故に天然の資源がないといふことは必ずしも悲しむに足らないと思ふ。されば優秀な技術を養ひ資本の増殖を圖ることが急務である。之は單に企業者の努力だけで目的を達し得るものではないから、國民一般の自覺が必要である。又いくら資本が増加しても國家に有用な産業に對して放資するに非らざれば國民經濟の發達を期待することが出来ない。要するに勞力や資本は其の能力を十分に發揮することが肝要である。

【備考】

工業の發達も工業教育の振興に俟つのであるが、工業専門の教育を受けても直ちに高級の技術者に就職せんとするやうな心掛けでは、其の人も將來手腕を伸暢されることが出来ない

が、一國の産業の發達にも貢獻する所が鮮ない。優秀な技術者は専門の知識を有する者が並職工の地位から技術を練磨して得られるのである。

工業の發達を圖るには販路の擴張が最も必要である。販路が廣くなれば自然に多量生産となり、生産費が低廉になる。販路の狭い爲に有用な企業の成立しない場合も甚だ多い。販路を擴張するには粗製濫造を避けて顧客の信用を得ることが大切である。工場法や勞資協調のことは下巻第十四章社會改善に於て述べる。

【備考】

特許法

第一條 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得

第四條 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ

一、特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ

二、特許出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ

第三十四條 特許權ハ登録ニ依リ發生ス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作・使用・販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

第四十三條 特許權ノ存續期間ハ出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ十五年ヲ以テ終了ス

意匠法

第一條 物品ニ關シ形狀模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第八條 意匠權ハ登録ニ依リ發生ス

意匠權者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

第十二條 意匠權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

商標法

第一條 自己ノ生産、製造、加工、選擇、証明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ

表彰スル爲商標ヲ専用セムトスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得ニシテ
登録ヲ受クルコトヲ得ヘキ商標ハ文字圖形若ハ記號又ハ其ノ結合ニシテ特別顯著ナルモノナ
ルコトヲ要ス

商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得

第十條 商標權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ二十年ヲ以テ終了ス

第十一條 前條ノ存續期間ハ更新登録ノ出願ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第十二條 商標權ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限り之ヲ移轉スルコトヲ得

第十三條 商標權ハ商標權者カ其ノ營業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ消滅ス

實用新案法

第一條 物品ニ關シ形狀構造又ハ組合ハセニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ爲シタル
者ハ其ノ物品ノ型ニ付實用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第十條 實用新案權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

●商業 販路の擴張には製造者の外に商人の道德心が必要である。

商業を狭義に解すれば商品賣買業であつて、之を廣義に解すれば此の外に銀行・保險・鐵道・

海運・倉庫等をも含めるのであるが、此等は別に補助商業とも稱へる。

大量生産の工業では生産者と消費者とは隔絶が甚だしい。商人は此の間に立ち損益を一身に引
受け、大量に仕入れ貯蔵を爲し、小口に又適當の時機に賣出すから、消費者は便利であり、又價
格も亂高下がなく、平均する傾向がある。今商業の機能を簡單に分類すれば

第一次的機能は商品の集合・移轉・貯蔵・分割で

第二次的機能は市場危險負擔である。

【備考】

連鎖店(チェーンストア)は小賣業大經營の手段であつて、交通の便利の良い所に本店を置
き、小規模の小賣店を大都市内の各方面に配置し、仕入を統一して廉價に仕入れ、同一の商
號を使用し、大商店として顧客の信用を得んとするものである。此の經營法は歐米に於ても
百貨店と共に近年著しい發達を遂げた。

百貨店は工業の工場經營と同様な科學的管理法を行つたもので商人の必要な資格である。商
品鑑定を各専門家の仕事となし、商品を陳列して所要の物品を見出し、直ちに定價を知る方
法で、賣る方でも無用の勞費を省き、買ふ方でも安心して好きなものが買へることになる。

第十四章 貨幣及び金融

①貨幣 物々交換の時代から硬貨(金屬貨幣)に發達する迄の間には貝や玉が貨幣として用ゐられてゐた。寶貝や蝶貝等は現在でも南洋の土人間には貨幣に使用されてゐる。賣・賣・買・賣・賣・買・賣等の文字が貝の字から成立つてゐるのを見ても支那の古代に貝貨が用ひられてゐたことを知るに足るのである。我が國で金銀銅地金を貨幣に使用した起原は明かでないが、太古時代に既に銅があるし、神功皇后の攝政元年(紀元八六一年)新羅から金銀を貢したことが史上に見えてゐる。又顯宗天皇のとき銀錢が世に行はれ持統天皇の八年(紀元一三五四年)鑄錢司が置かれてゐる。元明天皇の和銅元年武藏國に始めて銅を産し、催錢司を置き、支那の開元通寶に倣つて鑄錢した、之を和銅開珎といひ、銀錢と銅錢とあつて支那の開元通寶と同寸法である。三年に私に銀錢を鑄ることを禁し、四年に私鑄錢者を斬に處した。

降つて正親町天皇の天正十三年豊臣氏が金五千枚、銀三萬枚を大名・小名に與へたことが太閤記に見えてゐる。明治維新前には各藩に藩札をも使用してゐた。

明治初年より政府は紙幣を發行してゐた。太政官札・民部省札・大藏省兌換證券・開拓使兌換

券といふのは是である(兌換したこともあり不換券としたこともある)。

大正六年十一月八日より補助貨の缺乏を補ふ爲に小額紙幣を發行したが、歐洲大戰後數年で通用を禁ぜられた。

金が貨幣に最も適するのは産額が稀少で價值の變動が鮮なく、且つ美しくして錆びない爲裝飾に賞用されるのと、又一つは携帯にも至便である等の爲である。如何に有用な金屬でも鐵の如く産額が多くては交換價值が鮮なく、随つて携帯に不便であるから貨幣には適しない。寶貝が貨幣に用ひられたのも産出が鮮なく、且つ美しくして裝飾に適したからである。

貨幣を狹義に用ひれば金屬貨幣(硬貨)のみであるが、廣義に用ひれば紙幣も此の中に含める。貨幣法に謂ふ貨幣は金屬貨幣のみであるが、經濟上では廣義に使用するがよい。之に銀行兌換券を加へて通貨といふ語も使用されてゐる。小學校教科書では紙幣を以て貨幣の代用を爲すものだと書いてあるが、其の紙幣といふのは銀行兌換券のことである(小學國語)。けれども中等學校では經濟上の進んだ所まで突き進むのであるから、紙幣と兌換券とは區別する方がよい。…通俗には兌換券を紙幣と呼ぶけれども…それは紙幣には不換紙幣もあれば兌換紙幣もあつて總べて政府が發行し、兌換券に較べると經濟上の作用が異つてゐるからである。その如何なる作

用が異なるかは本教科書百八十八頁に述べてある。我が國でも明治初年に政府が紙幣を發行し、最近では歐洲大戰頃小額紙幣を發行したことは前に述べた通りである。兌換券も實質的に見れば貨幣の職能を営むから、本教科書では貨幣制度の項に於て述べたのである。之を人によつては中央銀行をして發行せしめる貨幣だと述べてゐる。

【備考】

一厘錢(穴あき錢)は通用を廢止されてからも補助貨幣の補助に使用されて來たが、之は舊貨幣の隨力的通用である。

本位貨幣は法貨(法定貨幣)として無限的に強制通用力を有するが、補助貨は一定の金額を限度として強制通用力を有する(教科書百八十六頁百八十七頁)。

【備考】

兌換券發行制度と兌換準備制度とは異なる。兌換準備制度といふときは正貨準備と保證準備とに別れ、保證準備發行も限外發行も區別するに由がない。けれども兌換券發行制度と謂へば正貨準備發行・保證準備發行・限外發行の三となるのである。

②信用 人は信用の基礎の上に立つてゐることを力説するがよい。信用の失はれた社會は大陽

のない宇宙に比することが出来る。信用取引を廣義に用ひれば貸借をも含め得るのであるが、普通に取引上では狹義にしか使用しない。即ち他日代金を支拂ふことを約して掛賣する(故に頭註に賣買の一部といふ)ことや、消費貸借(金錢や物品を受けたものが他日同一金額又は種類・品質・數量の同じ物を返還する約束を以て、其の物を自由に費消すること)のみを信用取引といふのである。

信用取引が發達すると通貨の使用は極度に節約される。つまり貨幣が増加して比較的容易に得られるやうになつたと同一の働きをする(教科書百九十頁)。

【備考】

信用には對物信用と對人信用とある。手形關係の商法の規定は頭註に引用してあるから商業法規を特別に教授しない學校では時間の餘裕如何に依り之を活用するがよい。

小切手の雛形は四十八頁の次に別刷にして挿入してあるから此の章で約束手形と爲替手形の雛形を掲げる。

③物價 に關する根本知識を得るのには財貨の價值(使用價值)を知つて置く必要がある。けれども説明が稍學理的に傾く嫌があるから、中學校等では説明を避けてもよい。依つて之を頭註と

して掲げ、本文では深入しないことにした。

價格とは財貨の交換價值を貨幣を以て謂ひ表した語である。そして財貨の價格は需要供給の關係に依つて騰落する。然しながら財貨にも色々あるから價格が騰落する状態は一樣でない。かくて財貨には(一)生産費を増加しないで數量を増加し得べき財貨と、(二)生産費を増加しなければ數量を増加することを得ない財貨と(三)此等の方法を以ては數量を任意に増加し得ないが又は數量に限りのある財貨とある。(一)に屬する財貨は工業品、(二)に屬する財貨は農産品、(三)に屬する財貨は古書畫の如きものである。又專賣品等は或る程度に賣手が自由に價格を定め、數量は企業者が任意に決定するから數量に限りのある財貨の中に數へられる。

尙ほ價格は主産物と副産物との關係に依つて定り、例へば主産物の價格が騰貴すれば副産物が安價でも生産費を償ふことが出来る。又財貨の價格は貨幣價值の變動の影響を受けて騰落する。此の場合は財貨の需給關係に因るのでなくて、貨幣の方面に原因がある(貨幣の需給關係に因る)のであるから、財貨の價格の變動が一樣である。即ち經濟界の景氣が良くなつて取引が盛になれば、貨幣の需要が増加するから流通する貨幣の量の變らない限り其の價值が上つて、一般的に財貨の價格は下落し、不景氣になつて取引が不活潑になれば、一般的に財貨の價格は騰貴する譯になる。又流通する貨幣の増減も一般的に物價に影響する。けれども經濟界では此の理論通りに物價が騰落するとは限らない。

それは景氣が良くなれば消費者の購買力が増加し、不景氣になれば之と反對の現象を呈するのと、中央銀行は兌換券の増發回収に依つて貨幣の需給關係を調節するからである。

【備考】

物價指數は日本銀行・商工會議所等に於て繼續的に調査する。日本銀行が發表する物價指數は明治三十三年十月の卸賣價格を百とし、重要商品五十六種を選んで作るのである。そして各商品の變化割合を五十六で除し、其の指數が二百となれば三十三年十月に比して貨幣の購買力が半額になつたことになるのである。

④金融機關は經濟界の心臓である。であるから金融機關が健全であるか否かは、經濟界殊に産業の消長に重大なる關係を有する。そして金融機關の中樞を爲すものは銀行である。銀行の中でも中央銀行たる日本銀行は金融の中軸であつて、常に金利を支配し、通貨の需給の調節を圖つてゐる。

【備考】

預金に關することは第三章一家の生計に於ても説明したから重複を避けることにし、唯念の爲頭註に簡単な説明をして參考に供する。

銀行の業務は受信的の語を使用する人もあるが、本教科書では發音の混同を避ける爲、受信的與信的の術語を使用することにした。

教科書に述べた金融機關の外に保險營業者も其の集めた資金を企業者に融通する。

諸國の本位貨幣の單位及び純比較

國名	單位	純分(グラム)	國名	單位	純分(グラム)
日本	圓	〇・七五〇〇〇〇	獨逸	馬	〇・三五八四二二九
北米合衆國	弗	一・五〇四六五六	奧地利	志(シリング)	〇・二二一七二二〇
英吉利	磅	七・三二二三七九一	和蘭	フロリン	〇・六〇四八〇〇〇
佛蘭西	法	〇・〇五八九五〇〇	瑞典 諾威	冠(クロノール)	〇・四〇三三二五八
瑞西	法	〇・二九〇三二二四	露西亞	チエルボネツ	七・七四二三四三九
伊太利	利	〇・〇七九一九〇五	アルゼンチン	ペソ	一・四五一一六一〇〇
白耳義	ベルカ	〇・二〇九二二一一〇			

第十五章 交通

●交通と文化 交通が發達すると距離が短縮される。随つて地方的分業が圓滿無礙に行はれることになる。又市場が擴大されて顧客が多くなる爲に需要額が増加し生産規模が大きくなり(原料最購入の爲に廉價になり技術分業が)、且つ運賃が低廉になる爲に生産費が低下し、且つ有無相通十分に行はれて製造數量が増加する)。昔には地方的饑饉の爲に餓死することもあつたが今日では交通の爲に文化的發展が速かである。發達の爲に斯様な悲惨事は起らない。

●交通機關 道路法で道路と稱するのは一般的交通の用に供する道路にして行政廳に於て認定したものである。随つて作道(耕作道)・踏立道・通拔露地・私道・建築線道(市街地建築物法施行等)は道路法上は市道や町村道に這入らない。けれども交通取締規則(等)で道路と稱するのは作道其他總べて公衆の通行する所は道路として取締るのである。

道路法上左に掲げるものは道路の附屬物となる。

一 道路を接續する橋梁及び渡船場

二 道路に附屬する側溝・竝木・支壁・柵・道路之標・里程標及び道路標識

三 道路に接する道路修理材料置場

四 前各號の外命令を以て道路の附屬と定めたもの

道路を管理する者と道路費を負担する者とは異つてゐる。例へば市道・町村道は市町村長が國家の機關として管理する（行政廳）のであつて市町村の代表者としてではない。然るに其の經費は市町村が負擔するのである。

上空交通は歐洲大戰前後より著しく發達し航空機の製作及び其の操縦術は最近長足の進歩をした。そして現在では航空は逓信省の所管であつて、航空局が之を主管してゐる。

【備考】

航空免狀としては左の如き操縦士免許がある。

一 一等飛行機操縦士

此の免許を有する者は運送營業用及び自家用飛行機の操縦をなすことを得る。

二 二等全上

此の免許を有する者は自家用飛行機の操縦をなすことを得る。

三 三等全上

此の免許を有する者は地方長官の指定する場所より五十キロメートル以内の場所の上空に自家用飛行機を操縦することを得る。

船舶には日本船舶と外國船舶との區別がある。そして日本船舶となるには左の條件を要する。

一、日本の官廳又は公署の所有に屬する船舶

二、日本臣民の所有に屬する船舶

三、日本商會社の所有に屬する船舶

四、日本法人の所有する船舶

かくて日本船舶には左の特權が與へられてゐる。

一 日本船舶でなければ日本國旗を掲げることが得ない。

二 日本船舶でなければ不開港場に寄港し、又は日本各港に於て物品・旅客の運送を爲すことを得ない。但し法律若は條約に別段の定めがあるとき、海難若は捕獲を避けんとするとき、又は主務大臣の許可を得た場合は此の限でない。

日本船舶の所有者は船舶登記を経た後船籍港を管轄する管海官廳に備へた船舶原籍に登録を受けねばならぬ。

【備考】

總噸數二十噸未滿、積石數二百石未滿の船舶には船舶法や船舶登記法は適用されない。

開港場の數は四十二に上つてゐるが其の名稱は左の如くである。

神奈川縣 横濱

山口縣 徳山・下關・萩

上卷 第十五章 交通

九八

長崎縣	長崎	福岡縣	門司・若松・博多
北海道	函館・小樽・根室・釧路・室蘭	佐賀縣	唐津・住ノ江
兵庫縣	神戸	熊本縣	三角
新瀉縣	新潟・夷	鹿児島縣	鹿児島
大阪府	大阪	長崎縣	嚴原・口ノ津
静岡縣	清水	沖繩縣	那覇
愛知縣	武豊・名古屋	島根縣	濱田
三重縣	四日市	鳥取縣	境
岡山縣	宇野	京都府	宮津
廣島縣	尾道・糸崎	福井縣	敦賀
愛媛縣	今治	石川縣	七尾
富山縣	伏木	樺太	大泊・真岡
秋田縣	船川	青森縣	青森

臺灣の開港場は左の如くである。

高雄・基隆・淡水・安平・舊港・後龍・梧棲・鹿港・東石・馬公
朝鮮の開港場は左の如くである。

仁川港・群山港・木浦港・釜山港・鎮南浦・新義州・龍巖浦港・元山浦港・清津港・城津港・雄基港

關東州の開港場は左の如くである。

旅順港・大連港

右の外南洋群島には交通港が八つある。

【備考】

船員法第二九條 船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ船長ハ人命船舶及ヒ積荷ノ保護ニ必要ナル手段ヲ盡シ且旅客、海員其他船中ニ在ル者ヲ去ラシメタル後ニ非サレハ其指揮スル船舶ヲ去ルコトヲ得ス

船舶職員法第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス

海技免狀

甲種船長、甲種一等運轉士、甲種二等運轉士、
乙種船長、乙種一等運轉士、乙種二等運轉士、
丙種船長、丙種運轉士、
機關長、一等機關士、二等機關士、三等機關士、

航路補助 政府は遠洋航路にして特に奨励の必要あるものに補助を與へてゐる。即ち左の如くである。

一、歐洲航路 二、北米航路 三、南米航路 四、濠洲航路

③交通道德 公民科として交通道德は交通取締規則や交通機關の法律上經濟上及び社會上の使命を理會せしめながら説き得る所に修身科と異なる特色を有する。故に之を一纏めとして説くよりか適當な所々で説くが良い。例へば道路の説明をするときに道路の交通機關としての使命を説き、側溝（下水）及び道面の清掃・撒水・道路占用上の注意・通行上の道德・道路の愛用等に及ぶが如きである。

中等日本公民科教科書 教授參考書

〔下 卷〕

〔檢定濟第一版用〕

第一章 國家

●人類と國家 人類の集團生活が家氏族・部族・種族・民族と段々に大きくなつて來ると共に家長は族長・酋長等となり、終に國王にまで進んで來る。族長も酋長も共に團體員を統御してゐるけれども未だ統制が不完全である。之が自然の必要に迫られて鞏固な團體となり相當に整つた政治組織を備へるに至つて終に國家に迄發展するのである。是が國家生活は人類必然の理想であると謂ふ所以である。之を要するに國家の目的は人類の理想を實現するに在る。國家が國民の安寧を保持するのも外敵の侵入に對して防禦するのも詮する所は人類の理想への手段に外ならぬ。幼稚な社會では生活資料を得る爲に、宗教的感情の強い爲に、權力欲が節制なしに現はれる爲に、迷信に支配される爲に、種族部族間の争闘が多かつたが其の度毎に團體の結合は鞏固にな

り統制づけられて来る。

1011

① 國家の要素 は領土・國民（又は人民）と統治權（又は主權・國權）の三つであるが、教授要目編成の趣旨は領土に付ては本項で述べず第十三章「人口と國土」の所で述べることにまつてゐる。蓋し領土を本項で述べると自然に學理的の説明に傾き、領土の伸縮、領土と統治權、領土と租借地等未だ公法的知識の乏しい者に困難な問題を注入する嫌があるからである。國民に關することは第三章第三節臣民の權利義務の所で述べることにまつてゐる故に、茲では統治權のこゝだけを述べて、第二章第三章以下を述べる豫備的の説明にする。唯領土及び臣民の本質に就ては教授者の便宜と優良な學習者の參考として、頭註に一言説明して置いたから參照せられたい。

② 本章に於ては國體と政體との區別を明かにし、我が國體の尊嚴なる所以を十分に了得させる必要がある。政體の種別は後になつて自然に明かになるから、本文には特に説明を省き、一言頭註として加へて置いた。立憲政體と專制政體との區別に就ては人に依つて色々な説明をしてゐるが、之は權力分立にかけて説かなければ明かにならない。

③ デモクラシーの國家 の人々は主權が人民に在ると見る。之はアテネのデモクラシーの政治思想であつて、其の思想の流を酌んでゐる歐米諸國に於ては當然のことであらうが、我が國の如

く建國の體制が彼等と全然異つてゐるものには考へられぬことである。元來アテネに於けるデモクラシーの政治思想は一は貴族の專横に對する反撥と、他は個人的自由を重んずる思想に基き、一般市民に都合の良いように考へ出したものである。

歐米の國家は右のやうな譯で主權在民の國家であるから、形式は君主を載いてゐる國と大統領を載いてゐる國とは異なるやうでも實質は皆民主國家である。伊太利・白耳義・英吉利等は上に君主を載いてゐるけれども其の君主は國家の最高機關であるから大統領と異なる所がない。之が我が國と異なる所である。我が國の天皇は統治權を有する方であつて國家の機關ではない。機關は他に權力者があつて之を代表することを意味するからである。西班牙も最近まで伊太利・白耳義等と同様の君主を載いてゐたのである。

第二章 皇室と臣民

●憲法第一條 に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ヲ統治ス」とあるのは今更歎辯を費す迄もなく、我が國體を宣明したものであるが、憲法の規定を俟つて定まつたものではない。

「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」といふは天皇が惟神至聖であつて、臣民群類の表に在り欽仰すべく干犯すべからざることを明かにしたものである（伊藤博文憲法義解五頁）。天皇は固より法律を尊重なされる。けれども法律は天皇を責問する力を有しない。

●攝政 に關することは皆て事例があつたけれども教科書の本文に於ては述べない方が適當と認め頭註に加へた。

●天皇の大權 を此の章で述べるのは必ずしも適當ではない。教授要目では夫々の關係章節で述べる趣旨であるから本書に於ても大體其の通りにした。唯大要を述べて置かなければ立憲政治や帝國議會の章を述べるに都合が悪い所や、他の章節で述べる機會の無いものだけを茲に説いたことを注意せられたい。

●挿畫 は本文の記事と頭註（一一頁）とを合せ讀みながら味はれたい。

●「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」といふのは雄略天皇や大正天皇の詔にある。

●挿畫 宮城前にて明治天皇の御平癒を祈る圖は和田三造氏の筆であつて明治神宮聖徳記念繪畫館にある。當時の實況を寫したもので同様の實寫眞も世間に流布されてゐる。又寫眞の玩具は貧兒を憐み給ふて内親王殿下御使用のものを下賜されたものである。

後奈良天皇の宸筆は紺地の紙に金泥を以て書かれたものである。皇室式微の時代に於てこれ程のことをなされたのは此の上もなく民を憐み給ふたからである。上巻十一頁頭註を讀み合はされたならば這般の消息が一層明かになると思ふ。

第三章 立憲政治

●立憲政治の淵源 する所は古い。即ち英國ではジョン王の時佛王フィリップ二世と戦ひ敗北して國威を失ひ、内には重税を課し妄りに人民を禁錮したから、一二二五年に貴族や僧侶等が王權の濫用を抑へる爲に王に迫つて大憲章（マグナカルタ）を承認させた、之が英國憲法の起原である。けれどもジョン王の子ヘンリー三世は之を守らなかつたので、有志は王に迫つて貴族・僧侶や市府・地方の代表者等を召集せしめた、之が英國下院の始である。降つてエリサベス女王の時代になると、王の施政は紊亂し國會をも開かなかつた。其の後を繼いだジェームス一世も專制を極め人民に重税を課して苦しめたので、議會は權利の請願（ペチション、オブ、ライト）を提出して王の承認を求め民權を保護した。然るに王の暴政は尙ほ已まず、終に十一年間も國會を停止した。チャールス二世の時代になつては又暴政が多かつたので、一六七九年議會は人身保護律（ハベアス、コルパス、アリト）を通過せしめ、民權を擁護することゝなつた。次でジェームス二世が王位に即くや專横の行が多かつたので、議會は王の女壻に當るウィリアム三世を迎へて王としたが、王は即位の翌年一六八九年權利の宣告（デクラレーション、オブ、ライツ）を發布し

民權を擁護することにした。又大陸に於てはフランスのルイ十四世の時連年の戦争と官廷の奢侈との爲に財政が紊亂し、然も貴族・僧侶は封建の餘習として免税の特權を有してゐた爲、負擔は自然に庶民に歸し苛税に苦しんでゐた。其の當時稅政の影響を受けて勃興したルソー等の革新文學に於て盛に自由平等論や天賦人權論（人は生れながらにして天然自然に自由の權利を有すると主張す）が唱道され、殊にアメリカ合衆國が英國の羈束を脱し獨立してから一層其の刺戟を高め、終にルイ十六世の時に大革命が起り、人民が國民議會を組織して人權宣言を發表したのである。其の間殺人・放火・奪掠・破獄が行はれたが終に一七九一年憲法が制定された。

人權宣言は(1)人間は平等なること、(2)人民は立法に關與する權利を有すること、(3)法律に依らなければ人民を告發・逮捕・監禁すべからざること、(4)意見の發表・言論は濫用に至らざる限り自由なること、(5)人民は徵税に關與する權利あること等を規定したものである。

其の後佛國ではナポレオンの没落後ルイ十八世が王位に上り次いでチャールス十世も極端な專制政治を行つた爲また革命が起つた、之が一八三〇年七月であるから七月革命と稱する。七月革命は泰西諸國に大なる衝動を與へ、各國に獨立運動が起つた。

佛國ではチャールス十世に次いで王位に上つたルイ・フィリップも專制を行ひ、官紀は紊亂の

極に達したので、また一八四八年二月に革命が起り、相次いで新憲法が成立し、ルイ、ナポレオンが選ばれて大統領となつた。

此の革命の影響を受けてまた各國に暴動が起り、プロシヤ・スウィスは新に憲法を制定した。
▲其の後の憲法制定運動は之を省略するから西洋歴史と連絡をとりたい。

●我が國體の精神 となつてゐるものは惟神の大道であつて、天業の恢弘も皇謨の翼賛も此の大道に遡ふものである。憲法の發布が惟神の大道に遡つて皇祖皇宗の皇謨を擴充されたものであることは教科書本文記載の通りである。如何に諸外國の形式の等しい憲法でも革命に次ぐに革命を以てした結果制定されたものと異なるのは之に依つても明かである。

●權力の分立 と謂へば直ちに立法・司法・行政の三作用を述べるが、我が國に於ける三權分立と大權との關係に言及して我が憲法の長所を述べる者が鮮ないのは遺憾である。我が憲法は國政の總べてが大權に統一せられ、統治權總攬の實を擧げて、然も權力分立の行はれてゐる所に着眼せねばならぬ。

十八世紀末歐洲に行はれた三權分立の説は立法權は議會、司法權は裁判所が之を有し、君主は特に行政權を執るとするに在る。此の意義での三權分立は我が國體に適せず我が憲法の採用せざる所である。

●外國の憲法と我が國の憲法 外國の憲法は立憲政治の起原の所でも述べた如く、國王の專制・王權の濫用を抑へる爲に國民の力に依つて承認されたものであるが、我が國の憲法は天皇が君民一致の善政を敷き、惟神の大道を顯揚する爲に發布遊ばされたものである。故に等しく憲法の制定と謂つても大に意義が異なることを了得させるがよい。

けれども憲法も其の運用が宜しくなければ發布の目的を達することが出来ないばかりか、却つて專制政治の方が良いことになる場合がある。歐洲に於て往々立憲政治廢止論が起るのは運用が悪いのである。さりとて運用には技術はない、要は愛國心を以て參政權を行使することにある。而し愛國心を培ひ之を伸暢させるのには、國家社會に正當な理會を有し、世論の是非に就き正義の立場から正當の判斷をなすだけの修養をすることが大切である。

●國籍 を取得するには生來のものと傳來のものとある。

出生と國籍との關係を定むるには血統主義と出生地主義とある。我が國では血統主義を原則とし、之に據り難い場合に例外的に出生地に依ることにしてある。

傳來的に國籍を取得する原因は婚姻・入夫婚姻・養子縁組及び認知と歸化と國籍の回復が主な

るものである。此の外にも領土併合等に依つても國籍を取得する。歸化するには内務大臣の許可を要するものと定められてゐる。

國籍を喪失する原因には婚姻・認知・離婚又は離縁、歸化（外國に）、領土の變更などがある。又國籍法では二重國籍を防止する規定を設けてある。即ち我が國は血統主義であるのに反して北米合衆國では出生地主義を採つてゐる。そこで斯様な外國に於て生れて其の國の國籍を取得した日本人は、日本の國籍を留保する意思を表示しなければ（別に命令の定むる所に依つて）出生の時に遡つて日本の國籍を喪失するのである。外國の國籍法の改正などに依つて其の國の國籍を得た者は、一定の方法に依つて日本の國籍を離脱することが出来る。

以上の規定には陸海軍の服從等の關係の爲に例外もある。

⑥ 參政權 と謂へば直ちに帝國議會の議員の選舉權・被選舉權に想到するが、官吏になるのも陪審員になるのも皆參政權である。

【備考】

地方自治團體の議員の選舉權・被選舉權は參政權と謂はないで公民權といふのである。

憲法第十九條には「均ク文武官ニ任セラレ……」とある。均クとは門閥・階級等に依つて任

用しない意味であつて舊來の弊風を破り、官職を世襲としない主義を宣明されたものである

（十八頁頭註）。

⑦ 臣民の權利 の中に裁判要求權がある。即ち臣民は法律に定めた裁判官の裁判を受ける權利を有してゐる。然るに違警罪即決例なるものがあつて、警察署長が犯人に對し拘留・科料の刑を行政處分に依り言渡すことになつてゐる。けれども本人が之に不服のときには正式裁判を要求し得る權利を持つて居るのであるから、憲法違反とはならない。又間接國稅犯則者處分法があつて、納稅上の犯則者に稅務署長が罰金又は科料に相當する金額の納付を通告することが出来る。けれども之も犯則者に於て不服のときには正式裁判を要求する權利を有つてゐるのであるから憲法違反とはならない。又軍法會議は憲法上通常裁判所ではなく、憲法第六十條の特別裁判所であるから、軍法會議の規定に依つて裁判を受けるのは違憲とはならない。

又朝鮮・臺灣・關東州には憲法は適用されないから、それ等の地の法院は行政系統に屬してゐるけれども、憲法第二十四條・第五十七條・第五十八條の違反となるものではない。

⑧ 納稅の義務 に就ては更に第十一章財政百十六頁に述べる。納稅の義務は兵役の義務と共に國民の二大義務に屬し、國家の構成分子として當然負ふべきものであるから、特に憲法に掲げ、

且つ古より封建の世に至るまで百姓・町人のみが負擔した税を、一率平等に國民の負擔するものとする（國民の資力に應じ）意義を宣示されたものである。

④臣民の權利義務の特例 として陸海軍人と非常大權の施行とを擧げることが出来る。憲法第三十二條に「本章（臣民の權利義務）ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス」とあり、又同第三十一條に「本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ」と規定してある。蓋し軍人に關する特例は軍人は統帥大權に絶對の服従を爲すべき特別の服務關係を保持するを要するからであつて、非常大權の特例は非常時には非常の方法を執らなければ公共の安寧秩序を維持することを得ない場合があることを豫想したものである。

第四章 帝國議會

⑤權力分立政治と輿論政治の發達 帝國憲法が生れるまでに權力分立と輿論政治は既に行はれてゐた。明治元年三月十四日公布された五箇條の御誓文に「廣ク會議ヲ興ン萬機公論ニ決スヘシ」とあるのは輿論を重んぜられる政治である。同年閏四月太政官中に議政官を置かれ、三權分立の制を設けられた。之が權力分立政治の趣旨を政治上に實現された始である。之が段々と圓熟し、終に同十四年十月に、明治二十三年を期して國會を開く勅諭を渙發し給うこと以來進展したのである。そして明治元年閏四月に頒布された政體書は統治の大綱を定められたもので實に帝國憲法の先驅である。

●貴族院議員定員

- 一 皇族・公侯爵 定員なく（全部）、又任期なし
- 二 伯爵 十八人 任期七ヶ年
- 三 子爵 六十六人 全上
- 四 男爵 六十六人 全上

五 勅選議員 百二十五人以内

此の議員は終身議員であるが身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へなくなつたときは貴族院に於て其の旨を議決し、上奏して勅裁を請ふのである。

六 帝國學士院互選議員 四人 任期七ヶ年

七 多額納税議員 六十六人以内 全上

⑤衆議院議員 は公選議員であつて選舉地區を定め、其の地區に於て選出するから、恰も選舉民の代議人の如く考へて代議士なる俗稱が出たのである。けれども選舉は國家機關構成の方法であつて、法理上選舉人の代議人選出の方法と見ることを得ない。

即ち議員は選舉人だけの代議士である筈がなく、さればと謂つて國民全體は代表せらるべき意思を有つてゐない。故に國民代表と謂ひ代議士といふは議會及び選舉の精神を表明したものとしてみ見るべきである。議員が國民の代表であるからには、代表して貰ふに足る人を選挙しなければならぬ。一地方の小利小益を圖つて地方人の甘心を買ひ、前途の見えない人から多くの投票を集めやうとするやうな人は適當な資格のない人である。眼を國家の大局にそゞぎ、永遠の利害を考へ、且つ政府の政策を能く判斷し得る人でなければならぬ。

議員は國民の代表であるから、能く國民の意向を了解する人たることを要するは勿論であるけれども、此の程度の人ば標準の低い議員であつて、我等の標準とすべき議員資格は更に進んで國民を指導する者でなければならぬ。國民を覺醒させる者でなければならぬ。

【備考】

英國の國會は夜間に開かれる。これは晝間職業に妨けにならないやうにする爲であつて、職業政治家に非らざる一定の有職者を議席に列せしめんとする趣旨である。定業がなく政治にのみ没頭するときは生活の資料を得るの途なく往々にして弊害を生ずる。我が國でも東京市會は夜間に開かれる。市會議員を名譽職とすることより生じた便法である。

大選舉區と小選舉區 數人の議員を一選舉區より選出するを大選舉區といひ、一人の議員を一選舉區より選出するを小選舉區といふ。我が國現在の選舉制度は大選舉區制である。

④帝國議會の權限 といふときは兩院が合體して有する權限である。立法の協贊權（法律制定の協贊權）は兩院合體して之を有し、法律案につき兩院の議が一致したとき協贊となるのである。然るに法律案の提出權は協贊權と異り兩院が各別に有するのであるが、之は立法上の權限とは謂はない。憲法改正についても議會の議を経るものとされてゐるから立法上の權限になる。

【備考】

法律制定の協賛権といふけれども法律の改正も廢止も此の中に含まれるのである。

緊急勅令は憲法上法律を要するものとされた事項を勅令を以て定めるので、變例に屬し公布直後の議會に提出して承諾を求めることになつてゐるから、矢張り議會の立法上の權限といふことが出来る。

財政上の權限は豫算の協賛權が中心であつて、議會は之に依つて政府の施政を監督するのであるから、立憲政治に於ては立法上の協賛權と共に最も重要な意義を有するものである。國債を起したり又は豫算外國庫の負擔となるべき契約を締結するのに議會の協賛を経べしとするのは豫算協賛權の派生的權限とも見ることが出来る。如何に豫算に協賛を與へても決算に就て何等の監督をも施すことがなければ豫算の協賛權は有名無實に終るであらう。故に決算は會計検査院が検査確定し、政府が之を會計検査院の検査報告と共に検査報告に辯明書を附して議會に提出し、其の審査を受けることにされて居る。蓋し議會の開期は短かく又實地検査を施行することは出来ない、會計検査院の検査報告と政府の辯明書とに依つて當否を判斷するのである。

外國では租稅率は毎年豫算にて定むることゝしてゐる國もあるが、我が國では租稅は法律で定

り毎年豫算に關係なく入り來るのと、議會に於いて豫算を議定せず又は議しない場合には前年度の豫算を執行することにしてある爲に、政府は議會に對して相當力強い立場にあり、豫算不協定を以て政府を威嚇することが比較的困難なものと謂はねばならぬ。

議會の豫算議定權（協賛權）には一定の制限がある。教科書には憲法第六十六條と第六十七條の關係だけを掲げたが第六十八條の繼續費（全然削除することは出来ない）、第六十九條の豫備費（全部を削除することは出来ない）、も議定權の制限に數へてよいのである。教科書(二)に掲げてある所の「大權に基く既定の歳出」は大權に依り支出の既に（議會の豫算議定前に）定つて居る歳出（軍の統帥・編制に要する經費の増額、官吏の俸給等）を謂ひ（既定の意義に就き異説があつて、一度議會の協賛を経たものを既定の歳出であるとする者があるけれども、かくの如くなれば大權は議會の爲に制肘されて自由な行動が出來なくなるから僻説であると謂はねばならぬ）、「法律の結果に由る歳出」とは恩給法や義務教育費國庫負擔法等の如き法律あるが爲に經費の負擔を餘義なくされる歳出を謂ふ。金額が法律上一定してゐる場合は議會に於て厘毛も節減出來ないが、其の一定してゐない場合は唯其の經費を全然削除出來ないだけであるから、適當に減じ得ることになる。「法律上政府の義務に屬する歳出」とは損害賠償金や公債利子の如く契約其他

の原因に由り法律上政府の負擔する經費をいふ。

總豫算は歳入歳出共に經常臨時の二部に大別し、更に之を款に區別し、款は更に項に細分する。尙の明細は議會議定の參考に資する爲に歳入豫算明細書及び各省豫定經費要求書（各同節別書）を提出しなければならぬ。此の總豫算の外に特別會計の豫算がある。國有鐵道會計・煙草專賣會計・各帝國大學會計・官立大學會計・直轄學校圖書館會計・朝鮮總督府會計・臺灣總督府會計等は特別會計であつて、一般會計上の總豫算とは別に收支の計算を立てるのである。追加豫算は必要に依り一般會計上の總豫算の爲にも特別會計豫算の爲にも編成せられる。

繼續費は其の必要とする事業毎に設定の最初の年度に於て、年度割金額を定めて協賛を経るのであるが、其の中總豫算又は特別會計豫算中に計上するのは年度割中當該年度に割當てられた金額だけである。

【備考】

豫算は議會開會の始に於て先づ衆議院に提出される、之を衆議院の豫算先議權と稱へる。然るに政府の法律案は兩院の孰れに先づ提出するも差支がない。

兩院獨立の權限としては教科書に掲げた事項の外、院内の警察・議員請暇の許可・議員辭職の

許可（以上議長が權限を有する）、部長・副部长・委員の互選等がある。質問權は議員の權限と解する方が適當であらう（下巻三十四頁頭註參照）。

⑤衆議院議員選舉 議會政治に政黨政治は附きものである。政黨政治となると主義政策の異る政黨が對立して自己の主義政策を實行する爲に政權を其の掌中に収めようと努める。政權を自黨に收めるには選舉に多數を制せねばならぬ。随つて政黨政治では選舉運動が激烈になり、政黨は選舉民眼前の小利小益を満足せしめて歡心を買はんと努め、之が爲に國家永遠の利益を無視することがないとも限らぬ。殊に眼に立つのは醜惡なる選舉運動である。從來普通選舉の行はれなかつたのも、低級な選舉民の爲に却つて優良な議員を公選することを得ざるに至ることを懼れた結果であつた。今日では教育も進歩し國民も餘程自覺して來たのを認めて、普通選舉を實施するに至つたものと解せられる（大正十四年五月五日法律第四十七號を以て所謂普選法が公布された）。けれども選舉民が政治上の智識に乏しく政治に無關心であらば、醜惡なる候補者や運動者に乘ぜられて選舉を腐敗せしめる。（議會政治は輿論政治であり、輿論を代表するものは政黨である。故に議會政治は政黨になるのである。）

選舉は國家機關構成の方法で議員は國家の將來を託すべき人である以上は、國民の有する選舉

權は公のものでなければならぬ。故に選舉權は公の權利であると同時に公の義務である。

【備考】

選舉權・被選舉權の缺格條項中に

1. 貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受けてゐる者 とあるのは正當の權利に基いて收入を圖るのでなく、貧困にして他より恩惠的に金錢の助を受けて生活を維持してゐる者を謂ふのである。救助と扶助との文字に拘泥する必要がない。
2. 一定の住居を有せざる者 といふのは浮浪人を指すので住居とは居室をいひ、住所とは異なるのである。

3. 教科書に或種の罪を犯し六年未満の懲役刑に處せられ、其の執行を終へ又は執行を受けることなきに至つた後或期間を経過するに至る迄の者 とある。或種の犯罪とは主として破廉恥罪と見るべき犯罪であつて、皇室に對する罪・外患に關する罪・放火及び失火の罪・通貨偽造の罪・文書偽造の罪・有價證券偽造の罪・印章偽造の罪・偽證の罪・誣告の罪・瀆職の罪・竊盜及び強盜の罪・詐欺及び恐喝の罪・横領の罪・贓物に關する罪を謂ふのである。本項の條件は市町村公民權の缺格條件として規定されたものと全然同一である（衆議

院議員選舉法六條）

4. 在職の宮内官・判事・檢事・朝鮮總督府判事・同檢事・臺灣總督府法院判官・全檢察官・關東廳法院判官・同檢察官・南洋廳判事・同檢事・陸海軍法務官・行政裁判所長官・同評定官・會計檢査官・收稅官吏及び警察官吏は被選舉權を有しない。教科書に「警察官吏等……」とあるから念の爲茲に全部記して置く。
5. 軍務に服する陸海軍人に選舉權及び被選舉權を與へられてゐないのは軍規を維持する必要に出たものである。

衆議院議員選舉に於て無効となるべき投票は府縣會議員選舉の場合と同様である。

議員の任期は謂ふまでもなく四年で、總選舉の期日より起算する。議員に國員を生じて、其の國員の數が同一選舉區に於て二人に達する迄は補闕選舉を行はない。補闕議員は其の前任者の殘任期間だけ在任する。

選舉の效力に關し異議ある選舉人又は議員候補者は選舉長を被告とし選舉の日から三十日以内に大審院に告訴することが出来る。裁判所は選舉の結果に異動を及す處ある場合に限り選舉の全部又は一部を無効にするの判決を下すのである。

當選を失つた者も當選の効力に關して異議があるときは當選人を被告とし、選舉長が當選の告示を爲した日から三十日以内に大審院に告訴することが出来る。尙ほ所定の得票ありとの理由等に由り告訴することも出来るが、此等の場合は選舉長を被告とせねばならぬ。

選舉運動 選舉事務所は議員候補者一人に付七箇所を超えることを得ない。又選舉委員及び選舉事務員は候補者一人に付通じて五十人を超えることを得ない。そして選舉事務長でなければ選舉事務所を設置し又は選舉委員若は選舉事務員を選任することを得ないし、選舉權を有するものでなければ此等の者になることを得ない。選舉事務長を選任した者は直ちに其の旨を選舉區内の警察官署の一つに届出なければならぬ。

議員候補者・選舉事務長・選舉委員又は選舉事務員でなければ選舉運動を爲すことを得ない。けれども演説や推薦狀に依る選舉運動だけは其の他の者が爲しても差支ない。

議員候補者・選舉事務長・選舉委員又は選舉事務員でなければ選舉運動費を支出することを得ない。けれども演説又は推薦狀に依る選舉運動費だけは他の人が支出しても差支ない。そして選舉運動費は議員候補者一人に對する額が定められ、これを超過して支出することを得ない（衆議院議員選舉法一〇一條—一一〇條）。

⑤帝國議會の作用 議會は當時の機關でない。天皇の御召集に應じて一定の時日（通常會は毎年十二月二十五日を例とする）に各議院の會堂に集會し役員選舉を行ふて成立し、開院式があつて始めて議會として活動を開始する。故に成立前には議會なる制度はあり議員はあつても議會なる機關は存在しない。かくて議會は會期を終り閉院式が舉行されて存立を失ふのである。會期中衆議院が解散を命ぜられたときには衆議院議員が資格を失ふ結果議會は成立を失ふのである。「衆議院解散ヲ命セラレトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ」とあるが、此の場合の停會は憲法第七條の停會と異り衆議院と共に議會の存立を失ふことになるのである。閉會又は解散に依つて存立を失ふたときは審議未了の議案や未成立の建議案等は自然消滅となつて次の議會に持ち越されない、之を會期不繼續の原則と稱へる（會期不繼續の原則は議會の性質より）。

議事は各院共に出席議員の過半数を以て決する（憲法改正の場合は別である）。會議の決定を全體の意思なりとするには全員が同意することを要するのが理論上正當である。けれども全員の同意を要するとすれば可決決定する場合は事實上不可能となるから、多數決は會議に於いては已むを得ない所である。けれども少數の考ふる所必ずしも不正でなく、多數の壓制といふこともある。故に議會の決する所でも國民は常に批判的の立場に立つて、來る選舉に於いて嚮背を決する

參考にせねばならぬ。乙議院に於て甲議院より移した議案に對し修正したときには之を甲議院に回付する。そして甲議院に於て乙議院の修正に同意しないときには兩院協議會を開いて協議するのである。

會議は原則として公開されるが、議長又は議員十人以上の發議に由り議院が之を可決したとき、又は政府の要求を受けたときには公開を停める。

【備考】

各議院の委員には全院委員・常任委員及び特別委員の三種類がある。全院委員は議員の全員を委員とするものである。常任委員は事務の必要に依り數科に分割し（豫算審査委員・決算審査委員・請願委員・何々法律案審査委員等）、分擔の事件を審査する爲に各部に於て同數の委員を總議員中から選舉し、一會期中其の任に在らしめる。特別委員は一事件を審査する爲に議院の選舉を以て特に付託を受ける。

國務大臣及び政府委員は會議に出席して何時でも發言することが出来る。此の點は米國の憲法などと大に異なる所で、米國では國務大臣と議會との間に直接の交渉がなく、唯國務大臣が議員たる地位に於て發言し、政府との交渉連絡を保つのである。

⑤政黨 議會政治では主義政策の異なる政黨が對立して互に反對意見を論難攻撃する。之に依つて相互の主義政策が發達するし又不正の行動を防止する助けにもなるのである。二大政黨が對立するときには議會に比較的多數を有するものが内閣を組織して政權を掌握するが、小黨が其の間に介在するときは其の嚮背に依つて政機が動くことになる（キャスティングボートを握る）。

【備考】

一政黨が絶對多數を有するに至らば議會（主として衆議院に就いて云ふ）は其の政黨の意の儘になる。かくなれば往々にして自制力を失ふから二院制度は愈々必要になる（貴族院に於て牽制）。貴族院が國民代表たる衆議院の議決を裏切り防害をするといふことは能く新聞紙などで散見する批難であるが、貴族院が衆議院の議決に盲從するならば貴族院の必要はない譯である。國民代表の議決でも社會的正義に適はぬことがあらば貴族院に於て反對するに何等の不思議はない筈である。唯貴族院は其の性質上態度は幾分消極的たることを要するだけである。衆議院を牽制するのが貴族院の主たる作用と見るべきであるからである。

我が國の政黨は明治七年頃副島種臣が愛國公黨を組織したのが濫觴である。かくて明治十四年十月に至り同二十三年を期して國會開設の詔の下るや板垣退助は立憲自由黨を大隈重信は立憲改

進黨を組織し盛に國事を論じた。其の後自由黨は憲政黨となり、改進黨は憲政本黨、立憲同志會、憲政會、民政黨となり今日に至つたが、其の間幾多の離合が行はれた、其の主なるものは政友本黨が政友會から分離獨立し、再び解散して一部は政友會に復歸し、他は民政黨に合流して今日に至つてゐる。最近では所謂無產政黨も發生したが、議員としての黨員は極めて少數である。

第五章 國務大臣及び樞密顧問

●國務に關する憲法上の補弼機關 は二つある。其の一は國務大臣であつて、其の二は樞密顧問である。國務大臣は原則として行政大臣を兼ねる。憲法に直接の規定はないが其の趣旨あることは察せられる。然るに國務大臣の補弼は單獨に行はれ、單に天皇の御下問に奉答するのみならず進んで國務に關する政策を献替しなければならぬ。其の補弼は國務に關してのみである。軍の統帥に關することや宮中事務に關することは補弼の範圍でない。

補弼は國家の意思を決定するのではなく、内部に於て天皇の御意思の決定に參與するのみである。故に天皇が採擇されるやうにしなかつたとすれば補弼の責を盡さないことになるのである。國務大臣の責任は補弼に依つて生ずる。そして其の責任は單獨であつて連帶ではない。その責任は天皇に對して負ふのであつて處置は大權の自由である。議院に大臣彈劾制度を設けてある國もある（英國）。

副署とは國務大臣が詔勅の署された御名に副へて署名することを謂ふ。各國務大臣全部が副署することもあれば總理大臣たる國務大臣のみ副署することもあり、總理大臣たる國務大臣と主管

國務大臣とが共に副署することもある。

樞密顧問は合議に依つて天皇を補弼する。然もその補弼たるや消極的であつて御諮詢のあつた場合にのみ限るのである。如何なる事項を御諮詢になるかは樞密院官制に定められてゐる。

國務大臣の補弼の外に樞密顧問の補弼を認められたのは一時の機宜の外に立つて熟慮の上聖明を啓き奉る必要があるからであると察せられる。

【備考】

樞密院議長副議長及び顧問官は四十歳に達した者でなければ任ずることを得ない。

第六章 行政官廳

●行政 とは立法司法及び憲法上の大權以外一切の國務を謂ふ。憲法第九條に「天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム」とあるから、親裁に依り命令を發せられるのも、又委任に依り發せしめられるのも、天皇の大權であるが、委任を受けたる者が發するのは大權ではなく行政の範圍に屬するのである。

文武官を親裁に依り任命されるのは大權であるが、天皇の委任を受けて任命するのは行政である。判任官は各省大臣・府縣知事等が官制上の委任に依り任命するから、其の任命事務は行政の範圍に屬する。

行政官廳 は行政事務の一部に付き國家の意思を決定し、之を發表する權限を有する行政機關であるが、公共團體の意思發表機關が國家機關の地位に當る場合は特に行政廳なる語を使用する。都市計畫法・河川法・砂防法等に行政廳なる語が使用されてゐる。

許可・認可・特許・裁決(行政處分)の取消は行政處分と同一系統の行政行爲であるから、行政行爲

は公法上の契約と行政處分とに大別することが出来る。行政行為は或る特定の事件（例へば湯屋營業の如き）に付て其の法律關係を定める（許可する……換言すれば一般的には禁止してある湯屋營業を、其の許可出願者に禁止を解除して自由にする）行為である（頭註参照）。

【備考】

法規に許可といふ語を使用してあつても、必ずしも解禁處分とは限らない。許可・認可等の語は幾分混用されてゐるからである。故に茲に述べる許可（學術用語としての）に該當するや否やは明文の内容より判斷するのである。

行政處分に對しては救済方法がある。それは訴願及び訴訟（行政訴訟）であるが五十三頁及び五十七頁の頭註に之を略述してある。

●行政官廳の分類 本教科書では中央官廳・地方官廳に分類してあるが、此の外に拓殖官廳を分類の内に加へる人もある。けれども拓殖官廳は地方官廳である。拓殖官廳なる語の代りに殖民地官廳なる語を使用する人もあるが殖民地なる語は穩當でないから當局では用ひしめない例である。

朝鮮の道には内務部・警察部・財務部が置かれ各部の部長には道事務官を以て補せられ道知事

の補助機關を爲してゐる。道には財務部が置かれてゐるから内地の稅務監督局・稅務署の如き官廳はない。それ故道知事の職務權限は精密に謂へば府縣知事よりも大きい。

朝鮮總督は臺灣總督よりも地位が上であるから拓務大臣に臺灣總督を監督する權限を與へてあるが、朝鮮總督に對しては之を統轄權限しか與へられてない。

朝鮮總督・臺灣總督等の管理に屬する行政機關は甚だ多いが茲には列舉しない。

朝鮮の十三道は京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安北道・平安南道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道であつて、臺灣の五州は臺北州・新竹州・臺中州・臺南州・高雄州で、三廳は臺北廳・北連港廳・澎湖廳である。州知事及び廳長の職務權限は府縣知事のそれと大同小異である。

【備考】

官廳には單獨制官廳と會議制官廳とある。單獨制官廳は一人が官廳を組織するもので會議制官廳は數人が官廳を組織するのをいふ。之は官廳本來の權限についていふのであつて、例へば行政裁判所は長官と數人の評定官とが會議に依つて行政訴訟を裁判し判決を與へるのであるが判任官（書記）の任命などは長官が官廳として單獨に決行するのである。

内閣は中央官廳であるが第五章（四九頁）に述べてあるから第六章には重複に掲げない。

③官吏 休職と待命とは共に國を擔任しないものを謂ふので休職は職を免ぜられた官吏であるが待命は一定の職を與へられる迄の間補職を待つべきことを命ぜられた官吏である。待命を認められた官吏は大使・公使の如き外交官及び陸海軍人等である。休職年限は原則として高等官は二年判任官は一ケ年であつて軍人の待命は一ケ年である。休職・待命中は俸給を減額される。

一般文官の任用資格は文官任用令に定められ特別の文官には又特別の任用資格が定められてゐる。樞密顧問官・會計検査官・行政裁判所長官及び評定官・判事・検事・裁判所書記等は後者の例である。

第七章 國法

●國法 は「社會共同生活の規範をなし、國家の權力に依つて施行されるものである」と定義することを得るが、一般に法といふときには國際法などを含めて考へるから「法は社會生活の規範が社會の中心力殊に國家權力に依つて強行されるものである」（穂積博士）と謂つてよい。

現今の文化國家は法治國であるといふ。それは我々が法に依つて規律されてゐる國家社會に於て生活してゐるからである。故に例へば經濟生活を營むとしても半面には皆法律關係を生ずる、即ち生産原料の購入も労働者の雇傭關係も生産物の販賣も共に民法上の法律關係を生じ、工場には工場法や市街地建築物法が適用されると共に、各税法の適用を受けて課税されるが如きである。唯精神生活・思想生活は行爲となつて公共の安寧秩序を妨げない限りは法の羈束を受けない。法は行爲の規範であるからである。動物には行爲がないから法の羈束を受けない。唯人の行爲を羈束する結果が動物に及ぶだけである。動物が他人に損害を與へたときには其の飼主が損害賠償の責に任する場合があるが如きは是である。以上は行爲に關する法に就て述べたのであるが、國家や地方團體の組織も法に依つて定められ、之に依つて運用されてゐる。かくの如く國家社會

はどこまでも法に依つて治められてゐるのである。

我等の生活が法律に依つて規律されてゐるからには鮮なくとも法律に關する一般知識はなくてはならぬ筈である。之が公民科に法律的教養を與ふる所以である。法制經濟科に代つて公民科が新設されたのであるから、法律に關することは重きを置く必要がないと放言し、素人が公民科教授を擔任することも可能だと考へるのは大なる誤である。我々は法律を知らなくても法律生活を營んでゐるのであるから法律知識は不要であると考へることは出来ない。法の不知は法の適用を免れる理由とはならない。刑法にも「法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得ス」(三十八條)とある。

●權利と義務 權利の半面には常に義務あり、義務の半面には常に權利がある。そして權利義務は常に共同生活を基調とする。蓋し權利義務は圓満無礙の共同生活を營み人生の目的を達成するが爲に認むるものであるからである。されば共同生活の本旨に反して權利を主張するときは權利の濫用となるのである。共同生活を基調とし、共存共榮の精神から法律を解釋すれば脫法行爲などは無い筈のものである。脫法行爲は高利貸が利息制限法の範圍を超えて金を高利に貸さんが爲に、貸金額から最初或る期間の利息(制限超過に當る利息)を差引いて借主に渡すが如きものである。

である。恩給や勳章年金を擔保にとることは出来ない規定があつても(一身に專屬する權利とされてゐるから)恩給年金立替といふ高利貸の新聞廣告がある。これは正に脫法行爲を行はんとするものである。

●成文法と慣習 成文法の明文は可動的でない。然るに社會は時々刻々に進展してゐる。であるから社會を律すべき法規は制定の直後から社會生活の實際に遠ざかりつゝある。之を活かして解釋してこそ社會生活の本旨に副ふものとなるのである。法が長い生命を保つのはその活用であるといふことが出来る。法の精神に依つて解釋するとか立法理由を調べて解釋するとかいふことを能く耳にする。けれども法には生れながらの精神はない、唯社會生活を對象とし、法理に従ひ、明文に擴張又は縮小の解釋を施して適用すべきものである。さればとて立法理由を參考とすることと否定するものではない。そして法文にないことは條理に依つて社會生活を律すべきものである。明治八年太政官布告第一〇三號裁判事務心得第三條に「民事ノ裁判ニ成文ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ條理ヲ推考シテ裁判スベシ」と規定してある。此の規則の有效無効は別として理論上かくあるべきものである。

慣習 には法たる慣習と事實たる慣習とある。事實たる慣習は未だ法として強行力を有するに

至らない程度の慣習である。

慣習法とは社會的慣行が社會的生活を強制的に規律するに至つたものをいふのである。法例(明治三十一年)第二條に「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認めラレタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限り法律ト同一ノ效力ヲ有ス」とあるのは慣習法が成文法に對する補充的效力を有することを明かにしたものである。

④法律と道德 法律は行爲のみを律し、行爲として現はれないものは規律の範圍外である。然るに道德は行爲の規範ではあるが、行爲として現はれないときでも規律される。即ち動機の善惡も問題となるのである。社會生活を規律するものには法律・道德の外に宗教的儀式・風俗・習慣・技術等があるけれども法律と道德とは其の最も主なるものである。

法律の中には道德に背馳するものがあるやうに考へられることがある。失火の爲に他家を類焼せしめた場合に重大な過失がなければ損害賠償の責任を負はないことに定められてゐるのも其の例であるが、夫婦間の契約は何時でも夫婦の一方から取消すことを得ることに定められてゐるのも、消滅時効や取消時効なども其の例である。失火の場合に一々損害賠償の責任があるものとすれば經濟生活は極めて不安定なものとなり、今日の資産家も明日は乞食となるやうな事態を生ず

る。然るに類焼する方から見れば火災保険を附してさへ居れば損害を免れる途もある。又類焼家の側から見ても他日失火の爲に他人に損害を與へることがないとも限らない、「世は相持」といふことがあり、斯く定めることが反つて共同生活に適するから定めたものであらう。

又夫婦は相信じ相愛する道德的の結合を法律上に認めたものであるから、素より法律が其處まで立入らない方が平和を保つ所以である。夫婦間の契約を法律問題として訴訟を起すやうなことがあつては破滅である。故に兩者の間の契約を其の一方から取消すことを得しめるのである。これが寧ろ夫婦の結合を道德的ならしめることになるのである。時効のことに就ては上巻五十六頁及び六十九頁を参照すれば自ら理會される。

第八章 裁判所

●司法 憲法上に自由權が確立されても裁判が厳正公平に行はれなければ國民の權利義務は有名無實に終るであらう。そこで憲法では一方に於て司法權を行政權の干渉の外に置き之を獨立させてゐる。行政權の干渉に置く手段としては(一)裁判所の構成を法律を以て定め、(二)裁判官は法律に定めた資格を具へてゐる者を任じ、妄りに其の職に就くことを得ざらしめ、(三)刑法の宣告・懲戒處分に由るの外其の職を罷免されないやうにすると共に其の懲戒法も亦法律を以て定め、又(四)裁判を公明正大にする爲原則として對審判決を公開する。

●裁判所 には四階の審級があるが、刑法第七十三條(天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス)・第七十五條(皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス)・第七十七條(政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス。左記ハ畧)・第七十八條(内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス)・第七十九條(兵器・金銀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス)茲に皇族の犯したる罪にして禁錮以上の刑に處すべきものゝ豫審及び裁判は大審院が第一審にして終審となる。

【備考】

特別裁判所に就ては普通教育に於て述べる必要がない(公民科は憲法の講義でないからである)。朝鮮の裁判所は三審級で高等法院・覆審法院・地方法院に分れ、臺灣及び關東州の裁判所は二審級で高等法院・地方法院に分れてゐる。

司法行政の監督權

1. 司法大臣は各裁判所及び各檢事局を監督する。
2. 控訴院長は其の控訴院及び其の管轄區域内の下級裁判所を監督する。
3. 地方裁判所長は其の裁判所若は其の支部及び其の管轄區域内の區裁判所を監督する。
4. 檢事總長は其の檢事局及び下級檢事局を監督する。
5. 檢事長は其の檢事局及び其の局の附置された控訴院管轄區域内の檢事局を監督する。
6. 檢事正は其の檢事局及び其の局の附置されてゐる地方裁判所管轄區域内の檢事局を監督する。

憲法第五十七條に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とあるは司法權が統治權の一作用たることを示すと共に權力分立の趣旨に依り天皇が親しく之を行ひ給ふことがなくして、必ず裁判所をして行はせることを明かにしたものである。「天皇ノ名ニ於テ」といふは天皇に代りてといふ意義である。又「法律ニ依リ」といふは裁判手續は法律（議會の協賛を経たる）に依つて行ふ意義を明かにしたもので、裁判所は法律の外勅令省令などは適用しない意義では勿論ない。

檢事が公益の代表者として法律上其の職權に屬する監督事務を行ふ場合は失踪者の財産管理に付き必要な處分を命ずるが如き（民法二五條二）、父又は母が親權を濫用し又は著しく不行跡であるときには檢事が其の親權喪失の宣告を請求するが如き（民法八）は其の例である（下巻七一頁）。陪審は議會と共に民意を聴く一方法である。外國では參審といつて素人が判決に關與する制度があるのであるが、我が國の陪審は單に刑事事件の事實を判斷させるに止まるものである。

陪審構成の手續は判事・檢事・裁判所書記・被告人・辯護人及び陪審員が列席して公判廷で公判を行ふのであるが、陪審員二十四人以上出頭したとき除斥忌避につき一定の手續を経、陪審を構成すべき陪審員（十二人）及び補充陪審員を定め陪審員に心得を諭告し宣誓を爲さしめる等の

手續の後公判に入るのである。

陪審の評議は陪審員が裁判長から問書を受取り評議室に退き、陪審長を互選して議事を整理する。評議は祕密主義で一旦評議室へ這入つた以上は裁判長の許可が無ければ室外に出ることは出来ないし、又陪審員以外の者は裁判長の許可がなければ評議室に這入ることを得ないのである。そして犯罪構成事實を肯定するのは過半数主義に依る。かくて陪審長は裁判長に對し「然り」又は「然らず」といふ形式を以て問書に記載し提出するのである（陪審法三五條一〇〇條）。

調停法には教科書に掲げた三つの外に勞働爭議調停法があるけれども、之は使用者と被傭者間の紛争に行政官廳が關係して調停委員會を開設し調停する制度であつて、教科書に掲げた三つの調停の如く權利上の紛争調停を目的とするものでないから裁判所の章で述べる筋合のものではない。依つて本教科書では社會改善の章に述べる（下巻百三十八頁・百三十九頁）。

第九章 國防

●國防 國際間に正義の念が強くなり、相互に信頼する度が増進すれば、各國は自發的に軍備を縮小するけれども、今日の軍備縮小運動なるものは眞の軍備縮小運動ではなく經濟的利益を擁護しつゝ、自國に有利な軍備を維持せんとするものに外ならぬ。各國は縮小した範圍に於て如何に有力なる軍備的效果を擧げんかと努めてゐるのである。

米國のモンロー主義は次第に變化して東洋殊に支那に對しては機會均等主義を聲明して自己の勢力發展に努め、之が爲に世界最強の海軍を備へんとしてゐる。又教育組織を統一し、國民の軍事的訓練を徹底させ、且つ米本國だけで陸軍戰時の第一次の動員兵力二百萬を擁してゐる。

英國は海軍では如何なる國の海軍にも劣らない勢力を標準とし、陸軍では領土保全及び各部相互援助の爲に必要な限度の常備軍を標準として整備し、且つ國民の軍事的訓練を徹底させ國民總動員に備へてゐる。そして現在に於ては二百萬以上の動員兵力を有してゐる。

佛國は獨逸の侵略を重大と見て本國に於て四十五萬、海外利權擁護の爲に「ザール」及び殖民地軍二十二萬の兵力を備へ、且つ精銳なる武器の多數を有してゐる。

獨國は大戦前の軍國主義を維持することの出来ない狀態に在るけれども、經濟上の充實を圖り、隱密の間に軍國的根本を培養せんと努めてゐる。

露國は宣傳を背景とする外交手段を利用して懼るべきものがあるが、兵力に於ても七十餘萬の陸軍を有してゐる。

現今では國家の政策の背後に於て軍備を等閑にすることは出来ない。一時の苟安一時の國民負擔の輕減の爲に無理解なる軍備の縮小を叫び、國家の威信を傷け百年の大計を謬るやうなことがあつてはならぬ。

●國防方針 は大戦前までは各國共に國家の自衛・國民生活の保障を第一義としてゐたが、大戦の經驗に依り國防の内容は著しく擴大され現今では國防施設を以て戰時に於ける國家總動員の掩護に當らしめようとするに至つた。我が國は尙ほ東洋の盟主として其の平和を確保すべき使命を有し且つ本土以外に領土を有するから之を確保すべき任務をも有してゐる。殊に我が國は工業の發達が歐米に比して劣つてゐるから軍需工業の動員に於ても歐米諸國の如く速かに轉換が行はれない、随つて國防上の責任は一段と重からざるを得ない。

●世界大戦前の國防と其の後の國防 世界大戦前までは第一線に於ける兵力を整備させるに止

り、第二線の兵力の建設や國家總動員のことには思ひ及ばなかつた。然るに世界大戰はあらゆる最新の科學を應用し、戰爭範圍の擴大、長期に亘る戰時狀態の繼續、國防關係の複雑の爲に國家總動員を計畫せざるを得ざるに至つた。之が爲に將來の戰爭に對する國防の意義に一大轉化を來し、國防の範圍は著しく擴大されて國家を擧げて國防の施設であると考へるに至つた、之が國家總動員の觀念の發生である。我が國でも之が爲に内閣に軍需局續いて國勢院が設けられ、現在では資源局があつて人的物的資源の統制・運用・計畫並に其の設定及び遂行に必要な調査施設に關することを取扱つてゐる。軍需工業動員法は國家總動員中工業動員に關することを定めたものである。けれども之は國家總動員中の工業方面の動員に關することだけである。國家總動員や第二線の兵力の建設の爲に列強は青年に軍事的訓練を施してゐる。

斯様に國防は國家を擧げての施設であるから、國民は職業の何たるを問はずに理會を有つてゐなければならぬ。

軍需工業動員法

第一條 本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ

一、兵器・艦艇・航空機・彈藥並軍用器具機械及物品

二、軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸連絡輸送設備、鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件

三、軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣

四、軍用ニ供シ得ヘキ衛生材料及獸醫材料

五、軍用ニ供シ得ベキ通信用物件

六、前各號ニ掲クルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具機械、設備及建築材料

七、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件

第 條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲クル工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得

一、軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場

二、前號ニ掲クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生産シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場

三、前各號ニ掲クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場

第三條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産、修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其

ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用シ又ハ收用スルコトヲ得
政府ハ戦時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ掲クル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得

第四條 前二條ノ場合ニ於テ政府ハ従業者ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條 前三條ノ規定ニ因リ生レタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第九條 政府ハ戦時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラサル者ヲ徵用シテ前條ニ掲クル業務ニ従事セシムルコトヲ得

④我が軍の統帥と軍備の現状 參謀本部條例第一條には「參謀本部ハ國防及用兵ノ事ヲ掌ル所トス」第二條には「參謀總長ハ陸軍大將若ハ中將ヲ以テ親補シ、天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ參割シ、國防及ヒ用兵ニ關スル計劃ヲ掌リ參謀本部ヲ統轄ス」とあり、

海軍々令部條例第一條には「海軍々令部ハ國防用兵ニ關スル事務ヲ掌ル所トス」第二條には「海軍々令部長ハ天皇ニ直隸シ帷幄ノ機務ニ參シ、又海軍々令部ノ事務ヲ統轄ス」第三條には「海軍令部長ハ國防用兵ニ關スルコトヲ參畫シ、親裁ノ後之ヲ海軍大臣ニ移ス」とあつて總長及び部長は天皇に直隸し國防用兵の事に參割奉行するのである。

元帥府は元帥府條例により元帥に列せられた陸海軍大將より成る軍事上の最高顧問府であり、天皇は大元帥におはしますのである。

軍事參議院條例による軍事參議院は帷幄の下に在りて重要な軍務の諮詢に應ずる所で、天皇の諮詢ある時は參議官會を開き意見を上奏するのである。參議官は左の如くである。

一、元 帥

二、陸軍大臣

三、海軍大臣

四、參謀總長

五、海軍軍令部長

六、特に親補せる參議官

國防用兵の事は以上の職制に依り發動の用意が成るのである。

陸軍常備團體の全國配備は現在左の如くである。

近衛師團（東京）

第一師團（東京）

下巻 第九章 國防

- 第二師團 (仙臺)
- 第三師團 (名古屋)
- 第四師團 (大阪)
- 第五師團 (廣島)
- 第六師團 (熊本)
- 第七師團 (旭川)
- 第八師團 (弘前)
- 第九師團 (金澤)
- 第十師團 (姫路)
- 第十一師團 (善通寺)
- 第十二師團 (久留米)
- 第十三師團 (宇都宮)
- 第十六師團 (京都)
- 第十九師團 (朝鮮羅南)

第二十師團 (朝鮮龍山)

以上二十師團を數ふるも缺號になつてゐる四個師團(司令部)は軍備縮少の結果廢されたものである。

外に要塞八箇所を左の通り設置してある。

- 一、東京灣要塞 (神奈川縣)
- 二、深山要塞 (和歌山縣)
- 三、函館要塞 (北海道)
- 四、舞鶴要塞 (京都府)
- 五、下ノ關要塞 (山口縣)
- 六、佐世保要塞 (長崎縣)
- 七、鷗知要塞 (長崎縣)
- 八、馬山要塞 (朝鮮)

要塞も同時に改廢が行はれたが、又一面には戦車隊(タンク)・飛行隊・高射砲隊等の特科隊の新設及び新兵器の發明に依り形式は縮少されても實質は充實してゐるものと考へられる。

師團^〇は戰略單位と稱せられるもので、一方面の戰鬪に對抗すべき全部の備を有するのである。歩・騎・砲・工・輜重等の普通戰鬪部隊及び經理・人馬・衛生・法務等を包容して居る。

現今重砲兵隊・電信隊・鐵道隊・飛行隊・高射砲隊・戰車隊の如きは師團により之を備へるものもあるが、未だ一律に普及してゐない。或は陸軍省に直屬するものもあるが、次第に普及し又は飛行隊の如きは陸海軍と相並びて上空軍の獨立を見るに至るであらう。

歩兵には分隊・小隊・中隊・大隊・聯隊の別があり、平時と戰時とでは編成に差等がある。小隊は數個の分隊に分れ、三個小隊を中隊とし、四個中隊を大隊とし、三個大隊を以て一聯隊とし、二個聯隊を以て一旅團とし、二個旅團を以て師團とする。砲兵に在りては一砲車が一分隊に當り、小隊・中隊・大隊・聯隊の稱呼は各兵種共に同じである。

陸軍に航空本部がある。陸軍大臣に隸する。其の統理事項は左の三項である。

- 一、陸軍航空に關する事項の調査、研究、試験及び立案
- 二、航空兵諸軍隊の航空科専門教育の齊一進歩
- 三、航空に關する器材の審査及び其制式の統一並に器材・修理・購買・貯藏・補給及び検査

艦隊令

第一條 艦隊ハ軍艦二隻以上ヲ以テ編成シ必要ニ應シ之ニ驅逐隊、潛水隊、掃海隊又ハ驅逐

艦、潛水艦、掃海艇ヲ編入シ港務部防備隊、航空隊、特務艦等ヲ附屬ス

艦隊ハ必要ニ應シ軍艦及驅逐隊、潛水隊、掃海隊ヲ以テ編成ス艦隊ハ編制若ハ任務ニ因ル名稱又ハ差遣スル海洋若ハ地方ノ名ヲ冠稱ス

第三條 聯合艦隊ハ艦隊二個以上ヲ以テ編成シ必要ニ應シ之ニ艦船部隊ヲ編入シ又ハ附屬ス

第四條 聯合艦隊ニ司令長官ヲ置ク

艦隊ニ司令長官又ハ司令官ヲ置ク

艦船令

第一條 艦船ハ之ヲ左ノ如ク種別ス

軍艦

驅逐艦

潛水艦

掃海艇

特務艦

下卷 第九章 國防

特務艇

雜役船

鎮守府。各軍港には鎮守府を置き、司令長官を親補せられ、所管海軍區（要港部所管の警備區を除く）の防禦及び警備區に所管の出師準備に關することを掌り、又所屬各部を監督するのである。

現今全國の軍港は左の三個所である。

横須賀（神奈川縣）

吳（廣島縣）

佐世保（長崎縣）

三軍港を中心とし全國を三海軍區に分ち（要港部所管の警備區を除く）其の防禦及び警備を行ひ、尙ほ鎮守府管内より海軍兵員を徴するのである。

要港部。軍港の外に要港がある。要港に要港部を置き之を警備區と稱する。區内の防禦及び警備を掌り兼て軍需品の配給をする。司令官の職能は鎮守府司令長官に似て稍小なるものである。現今の要港は左の通りである。

大港（青森縣）

舞鶴（京都府）

馬公（臺灣）

鎮海灣（朝鮮）

第十章 國 交

① 國交 我等の生活が如何に國際的であるかは衣食住や調度品に就て見れば直ちに判るであらう。更に之を文化的施設たる蒸氣・電氣の利用方面に就て考へても、醫學・法學・經濟學其の他科學的方面に就て考へても外國との交通の資でないものはない。そこで各國共に國交を厚うし有無相通することは自然の歸趨である。かく社會が廣くなると我が國が關東大震災の際に諸外國から多大の同情を受けたやうに、一國の不幸に對して他國は同情を以て望むことになる。斯様に孰れの國も自己の利益のみを主張することは出来なくなつたことが第十六世紀以後に於ける平和思想となつたのであつて、國際法が發生し各國が通商航海條約を締結するやうになつたのは之からのことである。

② 昔の外交と今の外交 從來の外交（大戰前迄）は官僚の外交であり、秘密外交であり、武力を背景とする外交であり、權力階級の外交であつた。一例を挙げると、千九百十二年に英國が佛國と密約を結んで將來獨獨が佛國を攻撃する場合には英國は海軍を以て佛國を助勢し、英國の參謀本部は佛國の參謀本部と作戦につき協議することにした。其の噂が世間に傳つたとき英國の議

會で質問が出たけれども政府は其の密約を否定してゐた。獨獨が白耳義の中立を侵し忽々大戰の避けることが出来なくなつたとき始めて英國の外務大臣は議會に於て此の密約のあつたことを説明したと謂ふやうな狀態であつた。けれども致しかたがない。議會の多數は此の約束は當然守らねばならぬ義務があるとして終に戰爭に参加したのである。斯様に國を擧げて参加すべき重大事を決するに官僚の秘密外交をやつてゐたと云ふことが國家を帝國主義に導き、戰爭の機會を多からしめたのである。そこで大戰後は官僚外交・秘密外交を排して國民外交が主張されるやうになつた。國民外交は一國民と他國民とが外交の立ち場に立つて直接に意見の交換を行ひ、互に協調を圖るのである。近世の如く國と國との經濟關係が密接になると、武力を振り廻すよりか先づ協調を圖ることが策の得たものになる。かくて國民生活の安定が脅威を受ける問題に迫つて來ると、國民は眞劍になり、力強い外交が行れる。斯様な力強い外交に對しては、相手國も譲れるだけは譲らざるを得ないのである。

③ 國際共同 は國際上の共存共榮主義の實現である。世界大戰の結果は國際共同の最も顯著なるものたる國際聯盟を成立せしめた。そして國際聯盟の發達に伴ひ、各國は文化的國際協同を實行しなければ十分に文化の發達と人類の幸福とを増進することの出来ないことを覺つて各種の文

化的協同が發達したのである。その主要なものは教科書に掲げてある。

④國際聯盟 關しては國際聯盟事務局が國際聯盟智識普及及び分科會の發動に基き聯盟總會の要求に依り教師の參考書として編纂し、聯盟事務局より各國政府に配布した國際聯盟概説が適當にして最も信頼するに足る參考書である。依つて其の一部を茲に抄録することにする。

▲近代諸國の共存關係 人種間の多くの障壁は過去數百年の間に崩壊した。往昔人類の交通を妨けてゐた「距離」と云ふものも近代化學の發見と應用との前に消滅せんとしてゐた。數ヶ月を要した旅は數日で済み數週を要したニウスは數隣にして全世界の隅々に傳はる。近代に於ける産業と通商の發達は相異なる社會狀態の下に、相隔つて棲息する人々の間にも共存關係を深くし、人類は益々相寄りつゝある。

近代に於ては戰爭も亦變化した。職業的軍隊の代りに全國民が武器をとつて起ち、非戰鬥員は勿論、中立人と雖戰爭の影響より免るるを得なくなり、地球は平和に於ても戰爭に於ても縮まり。戰爭は一層戰慄すべき、一層燃え擴がり易く、一層破壊的になつて來た。

▲國際聯盟の起源 全世界の總ての地域に於て又歴史の總ての時代に於て、聖者と哲人否な時に帝王及び政治家までも人類間の平和と善意とを説き訓へた。西歐に於て久しきに亘る慘虐な

る争闘の後を承けた十九世紀に於て、戰爭を終熄せしめんとする普き要望と、これを防止せんとする努力とが起つた。男も女も富めるも貧しきも、戰爭は忌むべき人類の遺産であることを想ひ始め、十九世紀の末期、國際仲裁裁判の組織制度が千八百九十九年及び千九百七年のヘーグ平和會議に於て大體出來上つた。しかしその進歩の餘りに遅々たる間に千九百十四年の大慘禍はその悉くを擧げて崩壊に歸せしめた。

▲世界大戰 此の戰に於て地球の最高文明國を以て自ら任じてゐた國々は、四年の間相互に殺戮を事とし一千萬人の屍が戦場に曝され、掠奪の數知れぬ犠牲が出た。限なき多くの人々が不具癱疾者となり人口は減少し社會道徳は頽廢した。算し得ざる巨額の富は破壊され幣制は攪亂された。かくて失業疫病飢饉その他凡ゆる種類の苦難—それが文明の支拂つた代償であつた。

此の時に當り戦線に立てる人々は、戰の苦惱の裡に在つて終局の平和を夢み、戰爭の慘禍は全世界の人類の良心を呼び醒した。人類は此の時ほど平和の訪れを心待ちに待つたことはなかつた。アメリカにも、イギリスにも、フランスにも、ドイツにも、スカンデナヴィヤにも其の他到るところ平和を確立し戰爭の再發を防止する爲の運動が起つた。而して最後に北米合衆國大統領ウッドロ、ウィルソンは國際聯盟の大綱を案出し、平和克復後の世界に新しき國際協調

時代を現出せしめんとした。聯盟規約は大戦が凡ゆる人種凡ゆる大陸の人々を渦中にまき込みたるの事實に鑑み、單り歐羅巴のみならず廣く全世界を基礎とせるものであつた、かくてその規約は平和條約の中に挿入され、千九百二十年に最初の批准書が寄託された。

▲國際聯盟は多數國家が組織する聯盟であつて、國家主權の原則を廢棄するものでなく、又超國家の一種でもない。聯盟の主要なる目的は、必然起る國家的欲望乃至利害の衝突について當事國間に協定の一致を期するに在る。又聯盟の有する主要なる武器は世界の輿論と世界の正義觀念に訴へることである。之が爲には問題の性質を廣く外部に知らしめる必要がある。問題の性質がわかればわかる程、それだけ輿論が率直に力強く表現されるから、原則として聯盟の問題は之を公開し、討議の經過及び裁定を速かに且つ充分に公表することになつてゐる。

國際聯盟は唯一つの場合に於てのみ實際的の強制手段に訴へることがある。それは一國が自己の意見により受諾した聯盟規約の規定に背反し、紛争の平和的解決を圖る爲に規定された手續を無視して戦争に訴へた場合がそれである。

▲聯盟國の義務 聯盟を構成する國々は聯盟規約に調印したことに依つて、國際法上の規定を遵守し條約を尊重するの義務を嚴肅に受諾したのである。固より各聯盟國にはそれ／＼の冀望

もある、特殊の利害關係もあるが、或る點に關しては自らの意思により自己の行動の自由に對する制限を容認する。蓋し一時的には自國の利害と相反するが如き觀を呈するものも、世界一般の利害は終局に於て自國の利害と一致すべきが故である。かくて聯盟には一の常設機關があり、凡ゆる種類の國際紛争は戦争に訴ふることなく、又戦争の脅威を用ゐずして平和的に解決せらるるのである。國際聯盟があつても總ての文明國の永續的善意もなく又それ等の國民の衷心よりの賛同もなきところに紛争の平和的解決はない。聯盟は唯だ平和的協定に到達せんことを眞に願ふ國に對して調停の基礎を提供し相互國の理解を圖る機會を與へ執拗なる侵略國に對しては、共同の良心を喚起し、場合によつては全聯盟國の實質的威力を用ゐんとするものである。

▲常設國際司法裁判所 國際聯盟は先人の事業を繼續して、常設仲裁裁判所と相對し、常設國際司法裁判所を創設した、その所在地は常設仲裁裁判所と同じくヘーグにある。此の新しき法廷は聯盟の司法機關とも呼べるべきものである。

▲國際勞働機關 國際聯盟は世界平和の確立を目的とし而して世界平和は社會正義を基礎とする場合に於てのみ之を確定し得べきものである。従て若しも國際聯盟が單に政治問題のみを取扱ひ逐日重大且つ複雑を加へつゝある社會及び經濟問題を無視するが如きことがあるならば、

それは明かに不備の誤りを免れる事が出来ぬ。斯の如き性質の問題を研究し處理せんが爲に、聯盟規約第二十三條に據つて國際勞動機關の設立を見るに至つた。

▲聯盟研究の必要 國際聯盟を理解する事は決して容易ではない。教育ある人は誰でも聯盟の存在を熟知して居て、多くの人は國際聯盟の理想に賛同する。しかし聯盟の組織に就て知つて居る人は尠い。政治學を學ぶ特殊な人々を除いた一般の人々にとつては、「事務局」・「聯盟規約」・「仲裁裁判」・「委員會」・「常設國際司法裁判所」等の用語は耳慣れず、時に反感をさへ催さしめる。聯盟の活動は一國政府の活動の如くに容易く大衆の目に映らない。聯盟旗が公の建物の上に翻つてゐる譯でもなければ、聯盟の爲に税が課せられたでもなく、又選舉に於て聯盟に對し賛否の投票が行はれるのでもない。而して聯盟理事會及び聯盟總會の議事に就て新聞紙上に發表される報道は是等の機關に關して一定の豫備知識を有するものでなければ理解が困難である。全く國際聯盟に新しい事業をなすが爲に設けられた新しい機關であつて、聯盟の力の源泉は、今日まで政治界に於て殆んど認められなかつた道義心であり、加ふるに傳統を固執することなく年々歳々發達し變化してゆくから之を理解する爲には教育ある人々でも眞面目な研究と政治思想の方向轉換とが必要である。

第十一章 財政

●財政 國家又は府縣・市町村の如き政治團體の活動は經費なくして之を爲すことが出来ない。是が財政の存する所以である。そして國家・公共團體の經費支出は無報償的である、換言すれば公益を目的とするから一々代償を考へないことに特質がある。財政は國民の負擔力を標準とし、收支の權衡を得しめなければならぬ。保守退嬰に過ぎる財政も國運を伸張させる所以でないが、國民の負擔加に餘裕なからしめるやうな財政經理も堅實味を缺いてゐる。

●歳入歳出

▲明治維新以後に於ける我が國勢の發展は著しいものがあり、日清日露の大戦を経て孤立の小國は一躍して世界の五大強國の列に入り、然も其の間には人口の増加、國土の膨脹、文化經濟の著しい進歩があつた。之は米價が明治初年に比し約五倍に上つた（明治初年は一石五圓乃至五圓五十錢）ことを見ても變遷の狀態が窺はれる。随つて歳入歳出豫算の膨脹したのは理の當然である。

【備考】

貨幣の価値は經濟の進歩に伴ひ下落し物價は之と反比例に騰貴する。又國勢は發展し政務も實質上廣汎になるから經費も増加する傾向がある。之を財政上經費膨脹の原則と稱へる。

財政膨脹の狀況

年 度	國の歳出(概數)	地方團體の歳出(概數)
明治 元年	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	
廿四年	八四、〇〇〇、〇〇〇圓	四四、〇〇〇、〇〇〇圓
廿八年	八五、〇〇〇、〇〇〇圓	五八、〇〇〇、〇〇〇圓
三十年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
卅七年	二八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一三〇、〇〇〇、〇〇〇圓
四十年	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	二二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
大正 六年	七四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
七年	一〇二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	五一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
九年	一四〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九六〇、〇〇〇、〇〇〇圓
十四年	一五八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一三八〇、〇〇〇、〇〇〇圓

▲經費は其の見方に依り種々に區別することが出来る。即ち支出の期間より經常費と臨時費に、支出の種別の上より人件費・物件費に、職能上より行政費・軍事費・財務費に分類する。ワグナーは職能上の分類を憲法費(皇室費及び議會費)・内外治安費(司法・警察・外務)・國防費・民福文化(内務・經濟・教育)・財務費(固有の財政費及び公債費)としてゐる。

㊦豫算及び決算 國家及び府縣・市町村の歳入歳出は豫算に編成されることは既に述べた如くであるが、其の収支會計は國に在つては會計法・會計規則(特別會計には夫々特別會計法)等に依り、府縣に在つては府縣制・同施行令・同施行規則に依り、市町村に在つては市制・町村制・市制町村制施行令・同施行規則に依つて規則正しく執行され、豫算執行上の紊亂を防止する。かくて執行された結果は決算となるのであるが、豫算の執行は國に於ては常に會計検査院が書面又は實地について監督するのである。

㊧國民負擔の輕重 は國費と地方費の上から綜合的に量るべきものである。國と公共團體とは事務の委譲・補助金・獎勵金・助成金・補給金・交付金・分擔金の爲に事務に於ても經費に於ても交錯して居る。然も財政は循環する。即ち歳入は人件費・物件費となつて支出されるが、人件費は官吏其の他の手に渡るから消費されて生産者・資本主等の手に入り、物件費も直接間接に生

産者・資本主等の手に歸するから、彼等は之に依つて利益を得、又租税を負担する餘裕を生ずるのである。此の循環の間に國家・公共團體の施設が直接間接に文化及び經濟の向上發展となり、國富や國民所得を増加するとき國家・公共團體の經費は有效なものとなり、國民の負担は結局軽いものになる。然るに國防費は國富や國民所得の増加に寄與する所がないから生産的であると考へるのは非常な誤解である。我等は國防が充實してゐる爲に經濟力の發展を遂げ國家は之があるが爲に國際的經濟戰を有利に導いてゐるのである。支那に於ける經濟的爭鬭戰の爲に、外國が如何に軍備を充實せんとしてゐるかを見れば此の間の消息が能く分ると思ふ。

國民負担の輕重はそれが如何に有利に國民に還元されるや否やに依つて分るとは謂ふものゝ、一時の苛重な負担は國民に還元される前に國民を疲弊せしめることを考へねばならぬ。之が特に國民負担力に付き論議される所以である。

④ 租税の徴収には四つの原則がある。

1 社會上の原則と稱へられるもので、租税は國民の間に普及しなければならぬ。蓋し國家の構成分子が國家の活動に要する經費を負担するのは當然であるからである。一部階級の人のみの負担に歸する租税は不公平である。又租税の負担は平等なることを要すると云ふのは各人が同額

の租税を負担することを要するのではない。社會には貧富の懸隔があるから同一額の税を課すれば貧者には重く感ずる場合でも富者には重く感じない。斯様に重く感ずる者と否らざる者とある税は不平等なる税の徴収である。故に租税は應能負担でなければならぬ。そこで應能提供の原則が生れて來るのである。人頭税は一人幾何と額を一定して各個人から徴収するのであるから應能提供の原則に適はないものであるが、所得税は人の所得額を標準とし負担力に應じて徴収するものであるから應能提供の原則に適ふものである。所得に就ても財産所得と勤勞所得とは負担力（負担力）に差等がある。そして課税法には比例課税と累進課税とあるが累進課税は比例課税よりも負担力に適合する。けれども累進の方法が適當でなければ不公平な税となる。累進の方法としては超過累進率を採用するのが最も公平であつて第三種所得税は此の方法に依つてゐる。

【備考】

負担力は人の體力に比することが出来る。同じ重量の荷物でも體力の相違に依り重くも軽くも感ずる。

2. 經濟上の原則 租税は國民經濟の進歩發展を阻碍するものであつてはならぬ。又其の課税法が宜しければ國民を刺激し生産力を増加することさへある。税源を個人的に見れば所得や財産で

あるが國家全體から見れば國民經濟である。故に國民經濟を發達させて税源を涵養することが肝要である。其の涵養法は課税方法の宜しいこと、租税を以て支辨する經費が有効的に使用されることである。そして良い課税方法は租税の負擔が適度で税源の選擇が當を得てゐることを要する。

3. 財政上の原則 租税には彈力が必要である。進歩發展する國の經費は年々膨脹するし、又非常時には特別に多額の經費を要するから之に應ずることの出来る税は財政上から見れば良い税である。景氣不景氣に依つて著しい影響を受ける税は好ましくない。けれども總べて此等の要求に適する税を求むることはなかく困難である。若しあるとしても其の税額が鮮ない。財政上から見れば税額が相當に多額に上るものが必要である。さればとて如何に多額の收入があつても、一方に於て多額の徵稅費を要する税は徒らに國民を苦しめるだけである。

4. 行政上の原則 課税方法は成るべく簡單であつて、國民が容易に負擔税額を計算し得るものたることを要すると共に、納期及び分納につき相當の考慮を拂ひ納税者に苦痛を與へないやうにすることを要する。

以上叙説した各條件を悉く兼ね備へた税は殆どないと謂つてよい。そこで國家や公共團體に於

ては單一税度を採用せずして複税制度に依ることになるのである。けれども複税制度に依り二重課税となり或る種の税源に對してのみ過重となるのは避けなければならぬ。

【備考】

租税の原則を述べることは學理に偏し、一見公民科として無用なものの如くも考へられるが將來立憲自治の公民として立つには、殊に府縣・市町村の名譽職を擔任するのには、此の位の心得がなくては其の任務を果すことが出来ないと思ふ。

5. 國稅 我が國の國稅は體系は所得税・收益税・消費税・交通税の四種で、所得税を中軸とし其の不備を補充する爲に他の三種を設けてある。そして所得税と收益税の如き直接税は收入の方面から、消費税の如き間接税は收入したものを消費する方面から、交通税は或る物又は權利が移轉交通する事實（權利の移轉に課税するは相續税・登録税の一部・印紙税の一部等）（交通に課税するは取引税・噸税・狩獵税・免許税等）から擔税力を測定し餘すことなからしめるのである。

【備考】

噸税は頭註にも述べてあるが、船舶の噸數に應じて課する税であつて、登録噸數一噸又は積載量十石に付き五錢の割合を以て納税させる。

鑛業税には鑛區税と鑛産税とある。鑛區税は鑛區一千坪毎に毎年試掘に付ては三十錢、探掘に付ては六十錢であるが、鑛産税は鑛産物の價格の百分の一である（鑛業法八一條以下）。地租は從來地價を標準として課税したが、昭和六年三月地租法が公布され同時に地租條例は廢止されて、地租は土地の賃賃價格を標準として課税することになった。土地の面積の稱呼も亦改まつてメートル法に據ることになった。新地和法を左に抄録するから、教科書附録の地税に關する説明（地租條例に據つたもの）は修正して利用せられたい。因に地租法は昭和六年四月一日から施行される。

昭和六年三月法律第二十八號

第二條 左ニ掲グル土地には地租ヲ課セズ但シ有科借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 國、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

二 府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有地但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨリ一年內ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク

三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地

四 墳墓地

五 公衆用道路、鐵道用地、軌道用地、運河用地

六 川惡水路、溜池、堤塘、井溝

七 保安林

第三條 土地ニハ一筆毎に地番ヲ附シ其ノ地目、地積及賃賃價格（無租地及免租年期地ニ付

テハ賃賃價格ヲ除ク）ヲ定ム

第五條 地番ハ市町村、大字、字又ハ之ニ準ズベキ地域ヲ以テ地番區域トシ其ノ區域毎ニ起

番シテ之ヲ定ム

第六條 有租地ノ地目ハ土地ノ種類ニ從ヒ左ノ如ク區別シテ之ヲ定ム

第一類地 田、畑、宅地、塩田、鑛泉地

第二類地 池沼、山林、牧場、原理、雜種地

無租地ノ地目ハ第二條第三號乃至第七號ノ土地ニ在リテハ各其ノ區別ニ依リ、其ノ他ノ土地ニ在リテハ其ノ現況ニ依リ適當ニ區別シテ之ヲ定ム

第七條 地積ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

一 宅地及礦泉地ノ地積ハ平方メートルヲ單位トシテ之ヲ定メ一平方メートルノ百分ノ一未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

二 宅地及礦泉地以外ノ土地ノ地積ハアールヲ單位トシテ之ヲ定メ一アールノ百分ノ一未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ但シ一筆ノ地積一アールノ百分ノ一未滿ナルモノニ付テハ一アールノ一萬ノ一未滿ノ端數ヲ切捨ツ

第八條 地租ノ課稅標準ハ土地臺帳ニ登錄シタル賃貸價格トス

賃貸價格ハ貸主が公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

第九條 賃貸價格ハ十年毎ニ一般ニ之ヲ改訂ス第一回ノ改訂ハ昭和十三年ニ於テ之ヲ行フ前項ノ改訂ニ關スル事項ハ其ノ都度別ニ之ヲ定ム

土地ノ異動ニ因リ賃貸價格ヲ設定シ又ハ修正スル必要アルトキハ類地ノ賃貸價格ニ比準シ其ノ土地ノ品位及情況ニ應ジ之ヲ定ム

第十條 地租ノ稅率ハ百分ノ三・八トス

第十二條 地租ハ納期開始ノ時ニ於テ土地臺帳ニ所有者トシテ登錄セラレタル者ヨリ之ヲ徵收ス

但シ質權ノ目的タル土地又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ土地臺帳ニ質權者又ハ地上權者トシテ登錄セラレタル者ヨリ之ヲ徵收ス

⑤ 地方稅 道府縣稅は上卷百四十八頁に市町村稅は上卷百二十七頁に略述してある。

地租附加稅（段別割共）營業收益稅附加稅・所得稅附加稅に關する課稅率は地方稅制限に關する法律（明治四十一年）に、礦業稅附加稅の課稅率は礦業法八十八條に、砂鑛區稅附加稅の課稅率は砂鑛法二十三條に、取引所營業稅附加稅の課稅率は取引所稅法二十二條に定められてゐる。

又道府縣稅たる特別地稅・家屋稅・營業稅及び雜種稅、市町村稅たる戶數割は「地方稅ニ關スル法律」（大正十五年勅令）・「同施行ニ關スル件」（大正十五年勅令）に、特別稅たる段別割は前記地方稅制限に關する法律に、遊興稅・觀覽稅・材木輸出稅等は市制百十七條・百六十七條、町村制九十七條・百四十七條に、都市計畫稅は都市計畫法第八條に定められてゐる。又市町村に於ける道府縣稅營業稅及び雜種稅の附加稅に關しては前述地方稅に關する法律施行に關する件（大正十五年勅令）十六條及び二十條に定められてゐる。

【備考の二】

市町村の獨立税として賦課徴収することを得るものには特別税がある。戸數割も市制・町村制から謂へば特別税であるが沿革上特別税中特殊な地位に在り、地方税に關する法律で戸數割を特別に取扱つてゐるから教科書では獨立税を戸數割と戸數割以外の特別税に區分する意義に於て述べてある（普通に特別税を課するといふ場合は段別割・遊興税等を指してゐる）。戸數割は所得を標準とし資産の状況を斟酌して課税するのであるが、資産の状況を斟酌して資力を認定するのは（之を見立割ともいふ）戸數割總額の十分の二以内と定められてゐる。けれども戸數割に課税標準を設けられる以前は五十餘年間も見立割を實行して來た墮力があるので、一定の標準により課税すれば舊來の負擔に比し著しい變動を生ずるやうな特別の事情のある市町村では當分の間は此の見立割十分の二の限度を十分の四まで擴張することを許されてゐる（地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件附則）。見立割とは一定の標準なく市町村會が任意に資力を認定して課することをいふのである。戸數割が標準課税となつたのは大正十年からである。

【備考の二】

府縣は臨時少額の費用の爲特に府縣税を賦課徴収することを要する場合には、當該年度の府縣税既定豫算額の十分の一以内の範圍で其の費用を府縣内市町村に分賦することが出来る（府縣制施行令）。

又市部會及び郡部會を設けてゐる府縣では府縣會の議決を経て其の市部に屬する部分に賦課すべき額を市に分賦することが出来る。市では之を市税として納税義務者より賦課徴収する。かくて現に之を實行してゐるのは京都府である。

府縣税たる國稅附加税には市町村が更に附加税を賦課することが出来ない。

道府縣税及び市町村税中内務大臣の指定したものは其の徴収の便宜を有する者をして徴収させることが出来る（府縣制施行令）。

斯様な税は道府縣税では遊興税・觀覽税・馬券買得税であるし、市町村税では其の外に尙ほ入湯税・遊興税附加税・觀覽税附加税・馬券買得税附加税がある。

府縣税たる營業税を賦課すべき營業の種類は營業収益税を賦課すべき營業の外に運河業・棧橋業・船舶碇繋場業・貨物陸揚場業・兩替業・湯屋業・理髮業・寄席業・遊技場業・遊覽所業・藝妓置屋業がある（地方税ニ關スル法律）。

府縣稅雜種稅の種類は教科書頭註に掲げた通りである。頭註に法定雜種稅と稱するのは勅令に雜種稅を賦課することを得べきものと定められたものを謂ふので、特別雜種稅と稱するは法定のもの外に内務大藏兩大臣の許可を受けて賦課する雜種稅を謂ふのであつて、頭註には道府縣に於て現に賦課してゐるものの主要なものを掲げた。又法定雜種稅として掲げたものは道府縣に於て取捨することが出来るのである。

②納稅 如何に良い稅でも脱稅を試るものがあれば不公平な稅となる。滯納や脱稅の多い市町村は公民意識の不十分なことを證する。英國にはコンシエンス、マナー（良心稅）と稱へられるものがあつて、稅務署で賦課された稅額が自分（納稅義務者）の計算した稅より少ないときには、匿名を以て其の差額を大藏省に上納する習慣がある。大藏省では之を新聞紙に發表する例になつてゐる。日本でも偶には斯様な例がある。大正十四年に岐阜縣の大垣稅務署に十圓の郵便爲替に一通の書面を添へて届出したものがある。其の書面の内容は、

「私事過去五十年間管内にて或る種の商賣を営みその稅法違反で不義の利益を握りました。然るにこの度は發覺して去年の利得より數倍餘の罰に處せられました。あゝ不義の實は寸毫の益なきを悟りました。しかし私はこの損失を以て去年の違反行爲をすでに償ひしものと心中安堵し

てこの後は不義を爲すまじと決心せしも前の違反行爲に關して今日まで全く忘却してをりました。しかるに近時このことを追憶し二次の罰を以て一次の違反を償ふことは絶対に不可能事なるを悟りました。生命のある限りこれを償はんと決心致しました。しかれども時惡しく資力なしこゝに些少ながら第一回の謝罪として金十圓也右爲替一葉を以て御納め致します。どうぞ國庫へ納付の御取扱相成度此段伏して願上ます。」

といふのであつた。

【備考①】

國庫といふは國家を財産の主體として見る場合の名稱である。國庫金といひ國庫の負擔といふは皆此の意義である。國庫金の取扱は日本銀行に委ねられてある。

【備考②】

納稅の爲に納稅組合を設けたり納期日を特に注意する方法を講じたりなどしてゐる町村部落がある。（一例）山梨縣中巨摩郡豊村では村内を四部に區分し、納稅成績表を作製公表して、納稅上の競争をしてゐる。其の他納稅上の施設は各府縣共に相當に在る。教授に當つては宜しく縣内の實狀につき説明するがよい。

●官業

(1) 煙草は明治三十一年までは賣價の二割の煙草税を印紙に依つて徴収してゐた同年專賣事業となしてからは一層巨額の収入を擧げることになった。塩は明治三十八年から專賣を實行し、樟腦專賣は同三十六年から實施した。臺灣・關東州・青島から移轉入される塩は天日製塩である爲に非常に廉價に生産されるのに反し、瀬戸内海沿岸等で生産される塩は製塩に手数と費用とを要することが多く、其の生産費を要することは天日製塩の比ではない。随つて内地製塩は專賣制度が施行され、相當の利益を與へられてゐる爲に命脈を維持してゐる状態である。

樟腦の我が國に於ける生産額は世界需要の約八割を占めてゐる。樟腦はセルロイド等の製造に缺くべからざるものである。

(2) 山林 は治水上からも材木供給上からも氣候調和等の上からも大切なものであるが、利益を擧げるのに長期間を要する爲民間の經營に委するときは十分に振興しない嫌があるのみならず濫休の惧がある。然るに山林の經營には商機商略を要せず而も大規模の計畫を要する等の立場から國家の事業として適當であつて、我が國でも北海道では北海道廳其の他の内地では林區署をして盛に之を經營させてゐる。尙ほ國では國有林野の造林を行ふのみならず公有林野にして今迄放任

されたものに付官行造林を行つてゐる。

(3) 國有鐵道が明治五年東京・横濱間に開通して以後鐵道は國營・民營が併立してゐたが、遂に同三十九年から四十年にかけて北海道・日本・北越・關西・山陽・九州等の十七鐵道會社線を買収し二千八百二十二哩を國有に移し、鐵道國有主義を確立した。

(4) 教科書に掲げた以外に逓信省所管の郵便貯金・郵便年金・簡易保險事業がある。此等は全然公益を主とする官業である。

① 公債 には確定公債と流動公債とある。或る目的の爲に要する歳入に充當する爲に發行するものが確定公債で、世間に於て普通に公債と稱するものは是である。又一會計年度間の収入支出の時期が不調和の爲會計上一時支出金に不足を生ずることがある。此の一時的の不足に充當する爲短期間の借入金爲することがある。之を國債では大藏省証券、公共團體では一時借入金と謂ひ制度上の公債と區別してゐるが、財政學上では之を流動公債と稱へることがある。けれども公民科は財政學を教へるものでないから斯様な名稱を授ける必要がなく、公債に二種類ありとすることとも無益である。公債には内債（内國債）と外債（外國債）とある。外債は其の方法宜しきを得なければ政治上・財政上外國干渉の端を開き、又は相手國に利用されて國際關係を不利に導くこ

とがある。故に巨額の外債を有することは危険であると謂はねばならぬ。

【備考の二】

相手國に利用されて國際關係を不利に導くといふは外債募集又は借替時期に條約改正や國際會議が行はれるときは外債募集國の弱味に乘じ國際關係を募集國の不利に導くことがあることを謂ふのである。

外債は在外正貨として爲替資金や海外の諸支拂に充當される。即ち國際貸借は外國への支拂勘定と受取勘定との差額は在外正貨に依つて決済されることが多い。支拂勘定は輸入品代價・留學生學費・外債利子等であつて、受取勘定は輸出品代價・出稼人送金等である。

【備考の三】

國債は最も確實な投資物であつて、所得税（第二種所得税）を免除され、額面金額を以て政府關係の各種の擔保に供することを得る特典がある。公債の價格は市場の金利に應じて變動する。

第十二章 我が國の産業

①教授上の注意 上巻第十三章産業では我が國を標準にして各種産業の一般的説明をするのであるが、下巻第十二章我が國の産業の題下では我が國産業の現状から説き起し、其の振興發展におよび、併せて貿易や資源の開発に就ても述べるのである。

②我が國民の職業 有職中農業者（林業・漁業）は日本は五割五分であるのに、英國は七分、米國は二割六分、佛國は四割二分、獨逸は三割一分である。工業者（鐵業）は日本は二割一分であるのに、英國は四割七分、米國は三割三分、佛國は三割、獨逸は四割一分である。されば日本は國土が狭小であるけれども農業が主であつて、工業の發達が幼稚であることを觀取することが出来る。

③我が國の耕地面積 は國土の一割六分にしか當らないが、佛國は四割二分、獨逸は四割三分、英國は二割六分であるから、如何に我が國の耕地面積が鮮ないかが分る。更に之を農業者一人當耕作面積に見ると日本は〇・四二ヘクタール、英國は四・〇ヘクタール、佛國は二・六ヘクタール、獨逸は二・一ヘクタール、米國は一二・五ヘクタールで又白耳義は二・〇ヘクタール、和蘭は一・四ヘクタールであるから、日本は國土の極めて狭小な白耳義や和蘭よりも鮮ない譯である。

然るに人口は年々八十萬以上も増加しつつあるのであるから耕種農業が集約的になるのも當然であるが、耕作農業だけで農家を維持して行くことの困難なものも相察するに難くない。そこで副業を行ふ必要が起つて来るのである。一人當の耕作面積が減少して来ると次男坊以下の處置が大に問題となる。之を解決するの鍵は農業の工業化より外に途がない。

【備考】

米の一ヶ年産額は五千七百萬石内外で、昭和三年は六千二百萬石、昭和三年は六千三百萬石もとれたが之は豊作であつたからである。けれども之では國內の需要に應ずることが出来ない。いので内地産額の二割内外は新領土又は外國より移輸入してゐる狀況である。故に開墾土地改良は急務と謂はねばならぬ(教授參考書上卷八〇頁参照のこと)

我が國の畜産業は又極めて不振であつて、日本は人口百に對し牛二・馬三・豚一、米國は牛四九・馬一三・豚四五・綿羊三六・山羊三、獨國は牛二七・馬六・豚三一・綿羊六・山羊五、英國牛一八・馬三・豚五・綿羊五四、佛國は牛三五・馬七・豚一四・綿羊三・山羊三、丁抹は牛八〇・馬一五・豚八八・綿羊七・山羊一であるのを見れば世界の大勢が分るであらう(昭和元年)。

我が國の森林面積は頗る廣く國土總面積に對し五割二分であるのに米國は二割九分、獨國は二

割四分、佛國は一割九分、支那は七分である。然るに我が國の木材の産額は鮮なく、大正九年迄は木材の輸出超過國であつたのに翌年からは輸入超過國となり、最近では輸入額が毎年一億圓以上になり其の主なる供給國は米國である。政府では國費を以て盛に造林を行ひ、且つ民間の造林に對しても補助金を與へなどして之を奨勵してゐる。十數年の後には米材も缺乏するから今の内に計を樹てなければ、建築用材供給の途を斷たれるかも知れない狀況にある。

【備考】

米國は天然林を伐採して輸出して居るのである。

④工業 我が國は農業方面に大なる發展を期待することが出来ないとなれば勢ひとして工業中心主義に移らざるを得ない。幸に我が國は水力電氣が豊富で技術に巧であるから、資本が豊富で科學的研究が十分に行はれると工業發達の見込が十分にある。生産物の販路が廣くなれば生産額が多くなるから生産費が減少し技術が優秀になる。そして資本の増加は國民の勤儉貯蓄に俟たねばならぬ。

我が國に工業原料の乏しいことは工業不振の理由とするに足らない。

【備考】

我が國の既設發電力は世界第五位であつて尙ほ今後開發の見込がある。

⑤我が國の貿易 は歐州大戰中（大正四年乃至七年に）十一億圓（拓殖地を合せて約十四億圓）の輸出超過を見たけれども、大正八年から昭和三年までには既に約三十三億圓（拓殖地を合せて約四十億圓）の輸入超過となつてゐる。輸入品では金額に於て棉花が最も多くして輸入總額の三割、食料品が一割五分以上を占めてゐる。輸出品では金額に於て生糸が三割七分以上、綿製品が二割四分以上、絹織物が約八分になつてゐる。之を世界の貿易に比較して見ると最近三ヶ年平均で、日本は輸入に於て第五位、輸出に於て第七位になつてゐる。

【備考】

日本の主要な貿易國は教科書第十二章の末尾に示してある。

⑥資源の開發 資源には天然の資源と人工の資源とある。礦物の如き天然の資源は人爲を以て自由に増加することを得ないとは雖も或る程度にコントロールすることは可能である。

例へば日本には鐵が少くないといふが、豊富な硫化鐵礦は硫黃の分離がむづかしいといふので、却つて硫酸の原料として鐵分は棄てゝゐた。また砂鐵礦は昔は世界に誇るべき日本刀の貴重な原料であつたが、今日は奥州や山陰の海邊や山中に數億噸棄て去られてゐるといふ有様であ

る。

また滿州鞍山地方などは鐵礦石をバラストにして、滿鐵をつけたといはれるほど鐵の礦石が豊富であるが、鐵分が割合に少ない所謂貧鐵で、經濟的には聊か持てあまされてゐたが、貧鐵處理法の完成に依つて、今日は大變好成績を収める事が出来る様になつた。

石油は日本に餘り豊でない。然し、朝鮮の咸鏡北道は地下皆石炭と謂はれてゐる。少し品質の悪い褐炭といふ種類であるが、之を鴨綠江の豊富な水力電氣で所謂石炭液化法を行ひ、燃料油の不足を補ふとか、臺灣の糖密から酒精を採つてガソリンに代用するとか、瓦斯製造所の副産物を回収するとか、又最近臺灣錦水の日本石油の礦區からは珍らしい天然瓦斯の大噴出があつて、棄てゝ置けば、一日に東京中の瓦斯の消費量の倍もの瓦斯が噴出する。これから一日千五百石のガソリンが採れる。年約五十萬石である。今は設備の關係で慇々此の噴出量を制限して、日にガソリン五百石しか採つてゐないが、此の夏には日に千石のガソリン収得量にならう。かやうに種々の方法で工業上、交通運輸上、國防上、血のやうに必要な液體燃料の供給を安全ならしめる事が出来るのである（倉橋藤次郎氏「産業日本の現狀」に據る）。

人工の資源に至つては我々の努力に依つて殆んど無盡藏に開發し得るものがある（諸工業・農

業・畜産業等は人工資源と見ることが出来る。

天然の資源と雖も魚簾の如きは之を涵養し得ると共に又漁獲の方法が悪いが涵養を等閑に附するが如きことがあると折角の天然資源も失はれてしまふ。猪苗代湖の鯿・箕面川（新潟郡村上町）の鯿等も其の源は人工に依つて養はれたものである。

山林も天然の資源であるが、人工造林によつて涵養することが出来る。

第十三章 人口と國土

●人口

國名	面積 千立方呎	人口	調査ノ年	一方呎に對する密度
日本 _{内地}	三八一・三	六〇、五三二、〇〇〇人	一九二六年	一五九人
支那 _全	一一〇八・〇	三三一、〇〇〇、〇〇〇		三〇
英國 _本	二四二・六	四四、一六〇、〇〇〇	一九二二年	一八二
佛國 _本	五五一・〇	四〇、七〇〇、〇〇〇	一九二六年	七四
獨國	四六八・七	六二、五六九、〇〇〇	〃	一三三
伊國 _本	三二〇・一	四〇、五四九、〇〇〇	〃	一三三
露國 _全	一一二〇八七・四	一四三、〇一六、〇〇〇		六・五

本邦人口の自然増加は左の如くである。

明治七年——一二年……………三三七、〇〇〇人

〃一二年——一六年……………二五五、〇〇〇

上卷 第十三章 人口と國土

一八六

〳一七年——二二年	二四九、〇〇〇
〳二二年——二六年	三〇三、〇〇〇
〳二七年——三二年	四一三、〇〇〇
〳三二年——三六年	五三〇、〇〇〇
〳三七一年——四一年	五二一、〇〇〇
〳四二年——大正二年	六七七、〇〇〇
大正三年——〳七年	五八八、〇〇〇
〳八年——〳一二年	五三九、〇〇〇
〳一三年	七四五、〇〇〇
〳一四年	八七五、〇〇〇
昭和元年	九四四、〇〇〇
〳二年	八四六、〇〇〇
列國人口自然増加比較、 （人口千人に對し）	
日本	一五・六

英國	六・一
佛國	一・三
獨國	七・八
伊國	一一・〇
米國	九・二
露國	二二・一
アルゼンチン	一八・一

③面積 は本國三八一・三千方籽、朝鮮三二〇・七千方籽、臺灣三六・〇千方籽、樺太三六・一千方籽、關東州（租借地）三・七千方籽、南洋群島（委任統治地）二・一千方籽合計六七九・九千方籽である。南洋群島はマリアナ・カロリン・マーシャルの三群島から成つてゐる。

我が國では領海を海岸線から三哩までの範圍として取扱はれてゐるが、之は國際法の通則に依つたのである。關東州は露國の租借地であつたが、日露戰爭の結果之を我が國に収め、大正四年中華民國との條約に依り更に九十九年間租借することになった。

④海外發展

	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和二年
米 國(本國)	一三三、一〇〇人	一三三、六〇〇人	一三九、〇〇〇人	二〇・六%
布 哇	一二五、八〇〇	一二八、〇〇〇	一二九、四〇〇	一九・二
カナダ	一九、七〇〇	一九、九〇〇	二一、一〇〇	三・一
メキシコ	三、六〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	〇・七
バナマ・キューバ	〇、八〇〇	〇、九〇〇	一、〇〇〇	〇・一
ブラジル	四九、四〇〇	五五、五〇〇	六五、二〇〇	九・七
南米(アラシル外)	一四、八〇〇	一五、八〇〇	一九、五〇〇	二・九
ヒリッピン・ガム	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一一、三〇〇	一・七
南アジア(南洋共)	二一、〇〇〇	二三、一〇〇	二四、八〇〇	三・七
太平洋	三、九〇〇	三、八〇〇	三、六〇〇	〇・五
滿州・關東州	一八三、四〇〇	一九一、七〇〇	一九八、七〇〇	二九・三
支那(右以外)	五六、二〇〇	四八、九〇〇	五一、七〇〇	七・八

シベリア(露領)	〇、九〇〇	一、四〇〇	五〇〇	〇・二
歐 洲	二、九〇〇	三、四〇〇	三、二〇〇	〇・五
アフリカ	〇、一〇〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	〇・〇
計	六二五、四〇〇	六四九、一〇〇	六七四、五〇〇	一〇〇・〇

【備考】

米國は近年移民法を改正し本邦人の入國を禁止した。
在外移民の送金は昭和元年に於て二千三百六十萬圓である。我が國から各地への移民は昭和二年に於ては一萬八千人であるが歸國者より三千人多かつたに過ぎない。而も大正七年から昭和二年迄の十年間を見れば出國者よりも歸國者の方が約三千三百人も多いとは悲しむべき狀況である。

第十四章 社會改善

●社會問題 として論ぜられるものには社會階級問題・勞働問題・小作問題・失業問題・婦人問題・永平問題・人口問題・移民問題・食糧問題・農村問題・都市問題等甚だ多いが、茲には社會改善に直接重大な關係を有する問題だけを述べることにする。

社會階級問題 は貧富問題であつて勞働問題と密接の關係を有する。社會階級は上古にもあり未開の社會に於ても存在したけれども、其の懸隔が顯著になり、階級意識が強くなつたのは、十八世紀に於て英國人アークライトが紡績機械を、同國人ワットが蒸氣機關を發明してより、手工業は機械工業に遷り、家内工業は工場工業に變じ、企業は大資本家でなければ經營出來なくなり、手工業者は職工となつて資本家に傭はれることになつた爲である。此の産業上の變革は十八世紀末から十九世紀にかけて著しかつた。之が所謂産業革命である。然るに一方に於ては近世に於ける文化の發達と社會の進歩の爲に舊來の弊風と傳統とを打破せんとする思想が擡頭し、ルーソー・モンテスキュー・ヴォルテール等の唱道する革新文學の思潮が一世を風靡し、産業革命に依つて生じた貧富の懸隔に對する不満は當時の革新的思潮の影響を受けて社會主義を生じ、勞働

問題・社會階級問題が論議されるに至つた。我が國の産業革命は明治の末葉であつたが歐洲に於けるように過激な思想の影響がなかつた爲に社會階級問題は左程問題にはならなかつた。然るに歐洲大戰の頃から次から次へと新思潮が輸入せられ、一九一七年露國に革命が起り、共產主義政府が成立してからは邦人の間にマルクス主義にかぶれる者が段々と増加する傾向を生じた爲、貧富問題は階級闘争の姿を取り、終に勞働問題と結び破壊的態度を持するに至つた。さればマルクス主義者は會社工場等に一味の者を潛入させて勞働爭議を起し、又陰密の間に主義の宣傳をしようとしてゐる。社會的經驗の乏しい學生が机上の空想に囚はれて此等の危險思想に傾く者も鮮なくない。彼等はマルクスの思想に幾多の誤謬が内在してゐることを悟らず、恰も前後を辨へない邪教の信仰の如くである。

社會主義者を俟つ迄もなく貧富の懸隔の甚しくなる社會事象は經世家も實業家も之を憂慮してゐる。けれども之は社會主義・共產主義の如く利益よりは弊害の多い方法を實行せずとも、社會政策を實行して社會を改良して行けばよいのである。

●社會政策と社會事業 社會政策は社會改良主義に依る政策である。

社會政策は各國共其の發達の初期には貧民救助や女子兒童の勞働保護問題が先驅となつて救貧

法・工場法等を制定し、一般労働者の爲に労働保護法や労働保険法を制定したのは更に後のことである。そして政策は無産労働階級の保護から漸次中産階級に及び、労働無産階級が團體的運動を爲すに至つて社會的立法が行はれるに至つた。随つて社會政策の中心は今や労働政策・階級政策であると言ふことが出来る。

社會事業を以て社會政策の實行であると考へる者があるけれども正しくない。社會事業は社會政策の實行となることもある、例へば職業紹介法に基いて職業紹介所を設くるが如き公益質屋法に基いて公益質屋を開設するが如きは是である。又社會事業としては尙ほ此等の外に社會政策の補充手段として行はれるものがある。例へば兒童保護事業としての巡回産婆・救貧事業として巡回診療・無料又は實費診療所等の如きは是である。

社會政策は主として國家が之を行ふのであるが、教科書國交の章に於て述べる國際労働機關の如く國際的に行はれることもある。又府縣が自作農を創設したり、失業救済施設等を行ふが如く、又協同會が社會政策に就き研鑽し、其の普及促進を圖るが如く、公共團體又は私人に於て行はれてゐるものもある。

米穀法

第一條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲必要アリト認ムルトキハ米穀ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

第三條 米穀ノ輸入又ハ輸出ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 政府ガ帝國内ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スハ米價ガ政府ノ告示シタル最低價格又ハ最高價格ヲ超エ低落又ハ騰貴シタル場合ニ限ル但シ米穀ノ買換、貯藏米穀整理ノ爲ニスル賣渡、輸入ヲ目的トスル米穀ノ買入及輸出ヲ目的トスル米穀ノ賣渡ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ米價ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ指定スル市場ノ相場ニ依リ之ヲ定ム

第一項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定メ同項但書ノ場合ヲ除クノ外之ヲ告示ス

第五條 前條ノ最低價格又ハ最高價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ基礎トシ之ヲ

定ム

米穀生産費

家計費

米價指數ノ物價指數ニ對スル割合ノ趨勢ニ依リ算出シタル價格

農商務省告示

米穀法施行ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲ニ左ノ通米穀事務所ヲ置ク

東京米穀事務所

大阪

酒田

門司

新潟

名古屋

公益質屋法

第一條 市町村又ハ公益法人ハ本法ニ依リ公益質屋ヲ經營スルコトヲ得

公益法人公益質屋ヲ經營スル場合ニ於テハ業務所ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ市町村又ハ公益法人ニ對シ公益質屋ノ設備ニ要スル經費ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

第四條 貸付金額ハ一口ニ付十圓、一世帯ニ付五十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル地ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ有ラス(以下略)

第八條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四月未滿ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得ズ四月未滿ノ期間内ニ於テ之ヲ定メタルトキハ其ノ期間ヲ四月トス

救護法

第一條 左ニ掲グル者貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

一 六十五歳以上ノ老衰者

二 二十三歳以下ノ幼者

三 妊産婦

下卷 第十四章 社會改善

四 不具癡疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

前項第三號ノ妊産婦ヲ救護スベキ期間並ニ同項第四號ニ掲グル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 前條ノ規定ニ依リ救護ヲ受クベキ者ノ扶養義務者扶養ヲ爲スコトヲ得ルトキハ之ヲ救護セズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 救護ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第十條 救護ノ種類左ノ如シ

一 生活扶助

二 醫療

三 助産

四 生業扶助

前項各號ノ救護ノ範圍、程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス(以下略)

軍、事、救、護、法

第一條 傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

第六條 救護ノ種類ハ生業扶助、醫療、現品給與及現金給與トス

●社會改善 是要するに社會の病根を除きユートピアを實現する爲の努力に外ならないから以上述べた如き社會政策、社會事業を以て足るものではない。之が教授要目に於て特に末項に於て社會改善なる項目を設けられた所以である。故に茲に述べる事項は「其の他の社會改善」の意である。所謂「其の他の社會改善」としては矯風事業もあれば感化事業もあり、國家の行ふ刑罰手段等もあるのである。感化事業は社會事業といふよりは其の他の社會改善事業に屬する。而も本項に於て述べることは公民としての修養上極めて大切なことである。

④教授上の注意 社會改善の章に於て思想問題を述べる人もあるが教授要目では思想問題として取り立てゝ述べることは良くないとされてゐる。然し公民科に於ては全然思想問題に關聯したことを述べないのではない。社會階級問題に於て又は勞働問題に於て或は財産や資本の説明の際に自然に思想問題を解決して行くことが望ましいのである。此の點は特に注意を促して置く次第である。

第十五章 世界と日本

●人類文化の發達 物質的文化は主として欲望に促され不足の念に驅かれて自然を征服する爲であり、精神的文化は主としては懷疑の念に促されて研究・思索を行ふことに因ることが多い。總べて疑問は進歩發達を促す根原になる。

メソポタミヤ地方が天空清澄で目に一物の遮る物のない爲に絶えず皎々たる日月星辰に接し、其の懷疑の念は天文學・曆學の發達を促した如きである。婆羅門教・佛教・基督教・回教等が東部亞細亞に發生したのも略同様の事山であると考へられる。

●文化の發達と國家 總べて文化は國家の保護の下に圓滿なる發達を遂げるものである。故に組織の鞏固な國家程能く文化の發展を遂げてゐることは歴史が之を徵証する。蓋し社會秩序の整つた國家の下では保護助長も十分に行はれ又安んじて業務に従事することが出来るからである。

●我が國の文化 我が國には國初から惟神の道が嚴存して之が生活の原則となり、國民生活を支配してゐる。支那や印度の文化を取入れては惟神道を宣揚し、民族永遠の發展を爲すの料に供した。斯様な次第で我が國民生活は常に惟神道の中軸としてゐるから異種の文化や思想の爲に此

の中軸を離れて異化したことがない。時に行き過ぎた状態になつても直ちに元の状態に復する、これも亦歴史の徵証する所である。明治維新の頃から暫の間は恰も始めて黎明に接した如くに、開國進取の意氣に燃えてゐたので、西洋の文化を吸収する爲に多少行き過ぎた嫌はあつたが、間もなく本然に復歸したのを見て、歐洲十八九世紀の革新機運に比して霄壤の差がある。

我が國は模倣文化の國であると稱する。之は我が國が東海の孤島であつて、大陸に比し交通の範圍が狭く、文化が遅れ勝であつたのと、自然の恵を受けることが多い爲に、諸外國の羨む所となり、居ながらにして國交を求めて來る状態であつて、外國文化との接觸が自然に受動的になり模倣文化に終つたものと思はれる。關孝和が外國と同時代に微分學積分學の如き高等數學を組立てたやうな偉業もあつたが、之として世界文化に貢獻する所がなかつた。けれども明治維新以後は種痘法の發明（北里博士）・赤痢菌の發見（志賀博士）・ジフタスターゼの發見（高峰博士）の如き、數へ來れば限りがない程の世界的發明發見があるから、今後は世界文化に對し大に貢獻することになるであらう。

【備考】

我が國には口傳だとか、一子相傳だとか謂ふことが行はれて、發明發見を秘する風のあること
下巻 第十五章 世界と日本

K221.31-1

が我が國の創造文化を阻害したことが多いと思はれる。殊に徳川時代に於ては發明に對し社會を惑はす妖術の如く考へて所嗣したことさへある。

●東西文化の融合 十八九世紀にかけての西洋文化は物質的であつた。これは歴史と環境の然らしめる所である。然るに東洋の文化は精神的方面に特色を有する。我が國は之を融合して新文化を築き、世界の文化に寄與するに最も適當なる地位に在る。

又我が國が東洋の君子國として道德的國家生活を營んでゐることは正に世界の模範である。我が國は此の道德的國家生活を世界の國際生活に導き、國際道義を向上せしめ世界の平和、人類福祉の爲に盡きすべ使命を有するものと謂はねばならぬ。

〔下巻終〕

(用版一第濟定檢)

書教科民公本日等中
書 考 參 授 教

〔卷 上〕
〔卷 下〕

昭和六年五月十五日初版印刷
昭和六年五月十八日初版發行

〔非 賣 品〕

編 者	大日本圖書株式會社
發行者	大日本圖書株式會社
印刷者	大日本圖書株式會社
發行所	大日本圖書株式會社
右代表者	杉山常次郎
專務取締役	杉山常次郎

發行所

東京市京橋區銀座一丁目五番地
大日本圖書株式會社

振替東京二一九番
電話京橋二七三二七四番

新制定の準據したる新刊教科書

★は教授參考書添付

法學博士 水野鍊太郎 校閱	中 等	日本公民科教科書	全二冊	昭和六年三月廿三日 文部省檢定済★
前文部省實業學務局長 白上佑吉 著	中 等	大日本修身	全五冊	昭和六年三月六日發行 文部省檢定出願中★
農學博士 新渡戸稻造 著	中 等	大日本修身	全五冊	昭和六年三月六日發行 文部省檢定出願中★
法學博士 新渡戸稻造 著	實業	大日本修身	全五冊	昭和六年三月廿三日發行★
農學博士 新渡戸稻造 著	新制	大日本讀本	全十冊	文部省檢定出願中★
東京帝國大學教授 文部博士 藤村 作編	中 等	新制國史	全一冊	昭和六年二月廿一日發行 文部省檢定出願中★
東京高等師範學校教授 齋藤 斐 章 著	中 等	新制國史	全一冊	昭和六年二月廿八日發行 文部省檢定出願中★
東京高等師範學校教授 齋藤 斐 章 著	中 等	外國史	全一冊	昭和六年三月十五日發行 文部省檢定出願中★
東京文理科大学教授 理學博士 掛谷 宗一 著	中 等	數學	全一冊	昭和六年四月十一日發行 文部省檢定済
大日本圖書株式會社編	教科	一般理科	全一冊	文部省檢定済

御査査用見本は各學校受持先生宛に御清覽に供しますが御入用の節は御申越次第贈呈致します。

發行所

文部省著作
各種教科書
指定發行所

東京市京橋區銀座一丁目五番地

大日本圖書株式會社

電話京橋二七三番二七四番 電略トシヨ



五
四
三
二
一